

農業倉庫業法（大正六年法律第十五号）

改正案	現行
<p>第四条 農業協同組合、産業組合、農業ノ発達ヲ目的トスル一般社団法人及一般財団法人並市町村及之ニ準スヘキモノニ非サレハ第一条第一項第一号ノ農業倉庫業者タルコトヲ得ス</p> <p>（略）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>農業倉庫業者タル一般社団法人又ハ一般財団法人ハ第二条第四号乃至第六号ノ事業ヲ為スコトヲ得ス</p>	<p>第四条 農業協同組合、産業組合、農業ノ発達ヲ目的トスル公益法人並市町村及之ニ準スヘキモノニ非サレハ第一条第一項第一号ノ農業倉庫業者タルコトヲ得ス</p> <p>（略）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>農業倉庫業者タル公益法人ハ第一条第四号乃至第六号ノ事業ヲ為スコトヲ得ス</p>

改正案

現行

第十九条 各登記所ニ負債整理組合登記簿ヲ備フ

（新設）

第二十条（略）

第二十条（略）

・（略）

・（略）

第二十条ノ二 事務所ノ移転其ノ他登記事項ノ変更登記ノ申請書ニ登記事項ノ変更ヲ証スル書面ヲ添付スベシ

（新設）

負債整理組合ノ解散登記ノ申請書ニハ解散ノ事由ノ発生ヲ証スル書面及理事力清算人タラザル場合ニ於テハ清算人ノ資格ヲ証スル書面ヲ添付スベシ

第二十条ノ三 本法ニ依リ登記スベキ事項ニシテ官庁ノ認可ヲ要スルモノノ登記ノ期間ハ其ノ認可書ノ到達シタル日ヨリ起算ス

（新設）

第二十三条ノ二 解散シタル負債整理組合ハ清算ノ目的ノ範囲内ニ於テ其ノ清算ノ終了ニ至ルマデ尚ホ存続スルモノト看做ス

（新設）

第二十三条ノ三 負債整理組合ガ解散シタルトキハ破産手続開始ノ決定ニ因ル解散ノ場合ヲ除クノ外理事ガ其ノ清算人ト為ル但シ規約ニ別段ノ定アルトキ又ハ總會ニ於テ理事以外ノ者ヲ選任シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

（新設）

第二十三条ノ四 前条ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ欠ケタル為損害ヲ生ズル虞アルトキハ裁判所ハ利害關係人若ハ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任スルコトヲ得

(新設)

第二十三条ノ五 重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ利害關係人若ハ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

(新設)

第二十三条ノ六 清算人ハ破産手續開始ノ決定ノ場合ヲ除クノ外解散後二週間以内ニ其ノ氏名及住所並ニ解散ノ原因及年月日ノ登記ヲ為シ且此等ノ事項ヲ官庁ニ届出ツルコトヲ要ス

(新設)

清算中ニ就職シタル清算人ハ就職後二週間以内ニ其ノ氏名及住所ノ登記ヲ為シ且此等ノ事項ヲ官庁ニ届出ツルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ設立認可ノ取消ニ因ル解散ノ際ニ就職シタル清算人ニ之ヲ準用ス

第二十三条ノ七 清算人ハ次ノ職務ヲ行フ

(新設)

- 一 現務ノ結了
- 二 債權ノ取立及債務ノ弁済
- 三 残余財産ノ引渡

清算人ハ前項各号ニ掲グル職務ヲ行フ為必要ナル一切ノ行為ヲ為スコトヲ得

第二十三条ノ八 清算人ハ其ノ就職ノ日ヨリ二月以内ニ少クトモ三回ノ公告

(新設)

ヲ以テ債権者ニ対シ一定ノ期間内ニ其ノ債権ノ申出ヲ為スベキ旨ノ催告ヲ
スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ公告ニハ債権者ガ其ノ期間内ニ申出ヲ為サザルトキハ清算ヨリ除斥
セラルベキ旨ヲ付記スルコトヲ要ス但シ清算人ハ知レタル債権者ヲ除斥ス
ルコトヲ得ズ

清算人ハ知レタル債権者ニハ各別ニ其ノ申出ヲ催告スルコトヲ要ス

第一項ノ公告ハ官報ニ掲載シテ為ス

第二十三条ノ九 前条第一項ノ期間ノ經過後ニ申出ヲ為シタル債権者ハ負債

(新設)

整理組合ノ債務完済後未ダ帰属権利者ニ引渡サザル財産ニ対シテノミ請求
ヲ為スコトヲ得

第二十三条ノ十 清算中ニ負債整理組合ノ財産ガ其ノ債務ヲ完済スルニ不足

(新設)

スルコト明トナリタルトキハ清算人ハ直チニ破産手続開始ノ申立ヲ為シ其
ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

清算人ハ清算中ノ負債整理組合ガ破産手続開始ノ決定ヲ受ケタル場合ニ於
テ破産管財人ニ其ノ事務ヲ引継ギタルトキハ其ノ任務ヲ終了シタルモノト
ス

前項ニ規定スル場合ニ於テ清算中ノ負債整理組合ガ既ニ債権者ニ支払ヒ又
ハ帰属権利者ニ引渡シタルモノアルトキハ破産管財人ハ之ヲ取戻スコトヲ
得

第一項ノ規定ニ依ル公告ハ官報ニ掲載シテ為ス

第二十三條ノ十一 負債整理組合ノ解散及清算ハ裁判所ノ監督ニ屬ス

(新設)

裁判所ハ職權ヲ以テ何時ニテモ前項ノ監督ニ必要ナル検査ヲ為スコトヲ得
負債整理組合ノ解散及清算ヲ監督スル裁判所ハ負債整理組合ノ業務ヲ監督
スル官庁ニ対シ意見ヲ求メ又ハ調査ヲ囑託スルコトヲ得

前項ニ規定スル官庁ハ負債整理組合ノ解散及清算ヲ監督スル裁判所ニ対シ
意見ヲ述ブルコトヲ得

第二十三條ノ十二 負債整理組合ノ解散及清算ノ監督並ニ清算人ニ關スル事

(新設)

件ハ其ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ管轄トス

第二十三條ノ十三 清算人ノ選任ノ裁判ニ対シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得
ズ

(新設)

第二十三條ノ十四 第二十三條ノ四ノ規定ニ依リ裁判所ガ負債整理組合ノ清
算人ヲ選任シタル場合ニ於テハ負債整理組合ヲシテ之ニ報酬ヲ与ヘシムル
コトヲ得其ノ額ハ当該清算人及監事ノ陳述ヲ聽キ裁判所之ヲ定ム

(新設)

第二十三條ノ十五 清算人ノ解任ニ付テノ裁判及前條ノ裁判ニ対シテハ即時
抗告ヲ為スコトヲ得

(新設)

第二十三條ノ十六 裁判所ハ負債整理組合ノ解散及清算ノ監督ニ必要ナル調
査ヲ為サシムル為検査役ヲ選任スルコトヲ得

(新設)

前三条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ裁判所ガ検査役ヲ選任シタル場合ニ之ヲ準用ス但シ第二十三條ノ十四中清算人及監事トアルハ負債整理組合及検査役トス

第二十四條 産業組合法第三條、第四條、第七條、第二十三條、第二十五條乃至第三十一條ノ二、第三十二條乃至第三十八條、第三十九條、第四十九條、第六十條第一項（清算ニ関スル規定ヲ除ク）、第六十條ノ二、第六十一條（清算ニ関スル規定ヲ除ク）、第六十二條、第六十五條、第六十八條、第六十九條、第七十四條ノ二第一項及第九十三條ノ二並ニ商業登記法第一條ノ三乃至第五條、第七條乃至第十五條、第十七條（第三項ヲ除ク）、第十八條乃至第十九條ノ二、第二十條（第三項ヲ除ク）、第二十一條乃至第二十三條ノ二、第二十四條（第十五号及第十六号ヲ除ク）、第二十六條、第二十七條、第五十一條乃至第五十三條、第三百二十二條乃至第三百二十七條及第三百二十九條乃至第四百八條ノ規定ハ負債整理組合ニ之ヲ準用ス但シ産業組合法第九十三條ノ二中三百円トアルハ二百円トス

(略)

(削る)

第二十四條 産業組合法第三條、第四條、第七條、第二十三條、第二十五條乃至第三十一條ノ二、第三十二條乃至第三十八條、第三十九條、第四十九條、第六十條第一項（清算ニ関スル規定ヲ除ク）、第六十條ノ二、第六十一條（清算ニ関スル規定ヲ除ク）、第六十二條、第六十五條、第六十八條、第六十九條、第七十四條ノ二第一項及第九十三條ノ二、民法第四十七條、第四十八條、第六十條、第七十三條乃至第八十二條及第八十四條ノ三第一項第一号、非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條乃至第四十條、第一百七十七條第一項及第一百十九條乃至第二百二十二條並ニ商業登記法第一條乃至第五條、第七條乃至第十五條、第十七條乃至第二十三條ノ二、第二十四條（第十五号及第十六号ヲ除ク）、第二十六條、第二十七條、第四十七條第一項、第四十八條乃至第五十三條及第三百二十二條乃至第四百八條ノ規定ハ負債整理組合ニ之ヲ準用ス但シ産業組合法第九十三條ノ二中三百円トアルハ二百円トシ商業登記法第四十八條第二項中会社法第九百三十條第一二項各号トアルハ農村負債整理組合法第十七條第二項各号トシ同法第五十三條中新所在地における登記トアルハ新所在地において農村負債整理組合法第十七條第二項各号に掲げる事項を登記すべき場合トス

(略)

負債整理組合ノ解散及清算ヲ監督スル裁判所ハ負債整理組合ノ業務ヲ監督スル官庁ニ対シ意見ヲ求メ又ハ調査ヲ囑託スルコトヲ得

(削る)

第二十五条(略)

第二十六条 負債整理組合ノ理事又ハ清算人ハ本法ニ規定スル登記ヲ為スコトヲ怠リタルトキ八五十万円以下ノ過料ニ処ス

前項ニ規定スル官庁ハ負債整理組合ノ解散及清算ヲ監督スル裁判所ニ対シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第二十五条(略)

(新設)

改正案	現行
<p>第三十条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）の規定に違反し、又は民事再生法第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二條まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>四（略）</p> <p>（略）</p> <p>第三十五条の三（略）</p> <p>（略）</p> <p>代表理事は、定款又は總會若しくは経営管理委員会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p>	<p>第三十条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は民事再生法第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二條まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わし、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>四（略）</p> <p>（略）</p> <p>第三十五条の三（略）</p> <p>（略）</p>

第三十五条の四（略）

代表理事については、会社法第三百四十九条第五項、第三百五十条及び第三百五十四条の規定を準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「農業協同組合法第三十五条の三第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十五条の四（同上）

代表理事については、民法第五十五条並びに会社法第三百四十九条第五項、第三百五十条及び第三百五十四条の規定を準用する。この場合において、民法第五十五条中「総会」とあるのは「総会若しくは経営管理委員会」と、同項中「前項」とあるのは「農業協同組合法第三十五条の三第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十二条の二の二 組合の清算については、会社法第四百七十五条（第三号に係る部分を除く。）、第四百七十六条及び第四百九十九条から第五百三条までの規定を、組合の清算人については、第二十七条の二、第二十九条の二、第三十条の三、第三十条の四、第三十条の五第二項及び第三項、第三十二条、第三十三条、第三十四条第五項及び第六項、第三十五条（第二項を除く。）、第三十五条の二、第三十五条の三第二項及び第三項、第三十五条の四、第三十五条の五第一項から第三項まで、第三十五条の六第一項から第三項まで、第八項、第九項（第一号に係る部分に限る。）及び第十項、第三十六条（第一項及び第十項を除く。）、第三十九条、第四十二条、第四十三条の三第二項から第四項まで、第四十三条の四、第四十三条の五第二項、第四十六条の三並びに第四十六条の五第二項から第四項まで並びに同法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十二条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第三項から第五項まで、第五百八条、第七編第二章第二節（第八百四十

第七十二条の二の二 組合の清算については、会社法第四百七十五条（第三号に係る部分を除く。）、第四百七十六条及び第四百九十九条から第五百三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条の規定を、組合の清算人については、第二十七条の二、第二十九条の二、第三十条の三、第三十条の四、第三十条の五第二項及び第三項、第三十二条、第三十三条、第三十四条第五項及び第六項、第三十五条（第二項を除く。）、第三十五条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第三十五条の五第一項から第三項まで、第三十五条の六第一項から第三項まで、第八項、第九項（第一号に係る部分に限る。）及び第十項、第三十六条（第一項及び第十項を除く。）、第三十九条、第四十二条、第四十三条の三第二項から第四項まで、第四十三条の四、第四十三条の五第二項、第四十六条の三並びに第四十六条の五第二項から第四項まで並びに会社法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第三項から第五項

七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、第三十五条の六第十項中「役員」とあるのは、「役員又は清算人」と、第三十六条第二項中「事業報告」とあるのは、「事業報告」と、「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに」とあるのは、「貸借対照表及び」と、同条第四項中「事業報告」とあるのは、「事務報告」と、同条第九項中「二週間」とあるのは、「一週間」と、「五年間」とあるのは、「清算結了の登記の時までの間」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十一条第四号に掲げる事由」とあるのは、「合併」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは、「農業協同組合法第七十一条第一項」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは、「総組員（准組員を除く。）の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た組員（准組員を除く。）」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一号」とあるのは「農業協同組合法第七十一条第一項」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同

まで、第五百八条、第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、第三十五条の六第十項中「役員」とあるのは「役員又は清算人」と、第三十六条第二項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに」とあるのは「貸借対照表及び」と、同条第四項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、同条第九項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十一条第四号に掲げる事由」とあるのは「合併」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「農業協同組合法第七十一条第一項」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組員（准組員を除く。）の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た組員（准組員を除く。）」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一号」とあるのは「農業協同組合法第七十一条第一項」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六條第四項において

項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農業協同組合法第七十二条の二において準用する同法第三十五条の六第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十二条の十の二 組合員は、各々一個の議決権を有する。

総会に出席しない組合員は、書面又は代理人をもつて、議決権を行うことができる。

第七十二条の十の三 農事組合法人と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

第七十二条の十二の二 理事が二人以上ある場合において、定款に特別の定めがないときは、農事組合法人の業務は、理事の過半数で決する。

第七十二条の十二の三 理事は、農事組合法人のすべての業務について、農事組合法人を代表する。ただし、定款の定めを反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第七十二条の十二の四 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農業協同組合法第七十二条の二において準用する同法第三十五条の六第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第七十二条の十二の五 理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(新設)

第七十二条の十二の六 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、行政庁は、農事組合法人の組合員その他利害関係人の請求により、一時理事の職務を行うべき者を選任しなければならぬ。

(新設)

第七十二条の十二の七 農事組合法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、総会の決議により、特別代理人を選任しなければならない。

(新設)

第七十二条の十二の八 監事は、次に掲げる職務を行う。

(新設)

- 一 農事組合法人の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は行政庁に報告をする。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第七十二条の十二の九 (略)

第七十二条の十二の二 (略)

前項の規定により作成すべきもの(以下この条及び第七十二条の十三において「事業報告等」という。)は、電磁的記録をもつて作成することができる。

前項の規定により作成すべきもの(以下この条及び次条において「事業報告等」という。)は、電磁的記録をもつて作成することができる。

できる。

（略）

第七十二条の十二の十 理事は、少なくとも毎年一回、通常総会を開かなければならない。

（新設）

（略）

第七十二条の十二の十一 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

（新設）

総組合員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、理事は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総組合員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

第七十二条の十二の十二 総会の招集の通知は、その総会の日の日五日前までに、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

（新設）

総会においては、前項の規定によりあらかじめ通知した事項についての議決をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

（新設）

第七十二条の十八 第七十三条第四項において準用する第六十六条第一項の規定による設立委員の選任については、第七十二条の十四の規定を準用する。

第七十二条の十八 次条第四項において準用する第六十六条第一項の規定に

よる設立委員の選任については、第七十二条の十四の規定を準用する。

第七十二条第四項において準用する第六十六条第一項の規定による理事の選任については、第七十二条の十二第四項の規定を準用する。

(略)

第七十二条の十八の二 解散した農事組合法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(新設)

第七十二条の十八の三 第七十三条第四項において準用する第七十一条第一項の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(新設)

第七十二条の十八の四 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(新設)

第七十二条の十八の五 清算人は、次に掲げる職務を行う。

(新設)

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることが出来る。

次条第四項において準用する第六十六条第一項の規定による理事の選任については、第七十二条の十二第四項の規定を準用する。

(略)

第七十二条の十八の六 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも

(新設)

も三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除外することができない。

清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

第一項の公告は、官報に掲載してする。

第七十二条の十八の七 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、農事組合法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第七十二条の十八の八 清算中に農事組合法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

清算人は、清算中の農事組合法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

前項に規定する場合において、清算中の農事組合法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

(新設)

(新設)

第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第七十二条の十八の九 農事組合法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

(新設)

裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができ
る。

農事組合法人の解散及び清算を監督する裁判所は、行政庁に対し、意見を
求め、又は調査を嘱託することができる。

行政庁は、農事組合法人の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を
述べることができる。

第七十二条の十八の十 清算が終了したときは、清算人は、その旨を行政庁
に届け出なければならない。

(新設)

第七十二条の十八の十一 農事組合法人の解散及び清算の監督並びに清算人
に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄
に属する。

(新設)

第七十二条の十八の十二 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立
てることができない。

(新設)

第七十二条の十八の十三 裁判所は、第七十二条の十八の三の規定により清
算人を選任した場合には、農事組合法人が当該清算人に対して支払う報酬

(新設)

の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く農事組合法人にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

第七十二条の十八の十四 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第七十二条の十八の十五 裁判所は、農事組合法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第七十二条の十八の十三中「清算人（監事を置く農事組合法人にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「農事組合法人及び検査役」と読み替えるものとする。

第七十三条 農事組合法人の組合員については、第十三条、第十四条、第十八条、第二十一条第二項及び第三項並びに第二十二条から第二十七条の二までの規定を準用する。この場合において、第十三条第四項中「第十七条の規定による経費の負担のほか」とあるのは、「本法に別段の定めがある場合のほか」と、第二十一条第二項中「非出資組合」とあるのは「農事組合法人」と、第二十三条第一項中「前条第一項の規定により脱退した」とあり、並びに第二十四条及び第二十六条中「第二十二条第一項の規定により脱退した」とあるのは「脱退した」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設）

（新設）

第七十三条 農事組合法人の組合員については、第十三条、第十四条、第十八条、第二十一条第二項及び第三項並びに第二十二条から第二十七条の二まで並びに民法第六十五条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、第十三条第四項中「第十七条の規定による経費の負担のほか」とあるのは「本法に別段の定めがある場合のほか」と、第二十一条第二項中「非出資組合」とあるのは「農事組合法人」と、第二十三条第一項中「前条第一項の規定により脱退した」とあり、並びに第二十四条及び第二十六条中「第二十二条第一項の規定により脱退した」とあるのは「脱退した」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

農事組合法人の管理については、第二十九条の二、第三十条の三、第三十一条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の六第一項、第八項、第九項（第一号に係る部分に限る。）及び第十項、第三十九条前段、第四十六条の四、第四十六条の五、第四十九条、第五十条第一項及び第二項、第五十一条第一項から第六項まで、第五十三条並びに第五十四条第一項並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条の規定を準用する。この場合において、第三十五条の二第一項中「理事」とあるのは、「役員」と、第三十五条の六第九項第一号イ中「次条第一項又は第二項」とあるのは「第七十二条の十二の九第一項」と、第三十九条前段中「次条第一項の一時理事又は監事」とあるのは「第七十二条の十二の六の一時理事」と、第四十六条の四中「第四十三条の五及び第四十三条の六」とあるのは「第七十二条の十二の十二」と、第五十一条第一項中「十分の一（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、五分の一）」とあるのは「十分の一」と、同条第二項中「二分の一（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、出資総額）」とあるのは「二分の一」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)

農事組合法人の管理については、第二十九条の二、第三十条の三、第三十一条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の六第一項、第八項、第九項（第一号に係る部分に限る。）及び第十項、第三十九条前段、第四十六条の四、第四十六条の五、第四十九条、第五十条第一項及び第二項、第五十一条第一項から第六項まで、第五十三条並びに第五十四条第一項並びに民法第四十四条第一項、第五十二条第二項、第五十三条から第五十七条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十四条及び第六十六条の規定を準用する。この場合において、第三十五条の二第一項中「理事」とあるのは「役員」と、第三十五条の六第九項第一号イ中「次条第一項又は第二項」とあるのは「第七十二条の十二の二第一項」と、第三十九条前段中「次条第一項の一時理事又は監事の職務を行うべき者」とあるのは「第七十三条第二項において準用する民法第五十六条の仮理事」と、第四十六条の四中「第四十三条の五及び第四十三条の六」とあるのは「第七十三条第二項において準用する民法第六十二条及び第六十四条」と、第五十一条第一項中「十分の一（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、五分の一）」とあるのは「十分の一」と、同条第二項中「二分の一（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、出資総額）」とあるのは「二分の一」と、民法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官」とあるのは「行政庁は、農事組合法人の組合員その他利害関係人」と、同法第五十七条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求」とあるのは「総会の決議」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)

農事組合法人の解散及び清算については、第六十四条第一項、第六十五条第一項及び第四項、第六十五条の三、第六十六条第一項、第六十七条から第六十九条まで、第七十一条第一項並びに第七十二条第一項並びに会社法第五百二条本文並びに第五百七条第一項及び第三項の規定を準用する。

この場合において、第六十六条第一項中「農業協同組合にあつては第十二条第一項第一号の規定による組合員（法人にあつては、その役員）、農業協同組合連合会にあつては同条第二項第一号の規定による会員たる組合の役員」とあるのは「第七十二条の十第一項第一号の規定による組合員」と、「役員（合併によつて設立する組合が第三十条の二第四項の組合であるときは、理事を除く。）」とあるのは「役員」と、同法第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(削る)

(削る)

第七十二条の三

(略)

第一項の総会の招集に対する第七十二条の十二の十二第一項の規定の適

農事組合法人の解散及び清算については、第六十四条第一項、第六十五条第一項及び第四項、第六十五条の三、第六十六条第一項、第六十七条から第六十九条まで、第七十一条第一項並びに第七十二条第一項、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、会社法第五百二条本文並びに第五百七条第一項及び第三項並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十七条から第四十条までの規定を準用する。この場合において、第六十六条第一項中「農業協同組合にあつては第十二条第一項第一号の規定による組合員（法人にあつては、その役員）、農業協同組合連合会にあつては同条第二項第一号の規定による会員たる組合の役員」とあるのは「第七十二条の十第一項第一号の規定による組合員」と、「役員（合併によつて設立する組合が第三十条の二第四項の組合であるときは、理事を除く。）」とあるのは「役員」と、民法第七十五条中「前条」とあるのは「農業協同組合法第七十三条第四項において準用する同法第七十一条第一項」と、会社法第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

農事組合法人の解散及び清算を監督する裁判所は、行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

行政庁は、農事組合法人の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第七十三条の三

(略)

第一項の総会の招集に対する第七十三条第二項において準用する民法第

用については、同項中「五日前」とあるのは、「二週間前」と、「会議の目的である事項」とあるのは、「会議の目的である事項及び組織変更計画の要領」とする。

・ (略)

第七十三條の三十七 中央会の会長、副会長、理事及び監事については、第三十條の三、第三十五條の二第一項、第三十五條の六第一項、第八項、第九項（第一号に係る部分に限る。）及び第十項並びに第三十九條前段の規定を、会長については、第二十七條の二、第二十九條の二、第四十三條の三第二項から第四項まで及び第七十二條の十二の九の規定を、会長、副会長及び理事については、第七十二條の十二の四、第七十二條の十二の五及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八條の規定を、監事については、第三十條の五第三項、第四十三條の四第二項及び第七十二條の十二の八の規定を準用する。この場合において、第四十三條の三第二項中「理事会（第三十條の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会。以下この項及び第四項において同じ。）」とあるのは「会長」と、「理事会は」とあるのは「会長は」と、同條第四項中「理事会」とあるのは「会長」と、第四十三條の四第二項中「理事」とあるのは「会長、副会長及び理事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第七十三條の四十三

・ (略)

中央会の総会については、第十六條第三項から第八項まで、第四十三條

第六十二條の規定の適用については、同條中「五日前」とあるのは、「二週間前」と、「会議の目的である事項」とあるのは、「会議の目的である事項及び組織変更計画の要領」とする。

・ (略)

第七十三條の三十七 中央会の会長、副会長、理事及び監事については、第三十條の三、第三十五條の二第一項、第三十五條の六第一項、第八項、第九項（第一号に係る部分に限る。）及び第十項並びに第三十九條前段の規定を、会長については、第二十七條の二、第二十九條の二、第四十三條の三第二項から第四項まで及び第七十二條の十二の二の規定を、会長、副会長及び理事については、民法第四十四條第一項、第五十四條及び第五十五條の規定を、監事については、第三十條の五第三項、第四十三條の四第二項及び同法第五十九條の規定を準用する。この場合において、第四十三條の三第二項中「理事会（第三十條の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会。以下この項及び第四項において同じ。）」とあるのは「会長」と、「理事会は」とあるのは「会長は」と、同條第四項中「理事会」とあるのは「会長」と、第四十三條の四第二項中「理事」とあるのは「会長、副会長及び理事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第七十三條の四十三

・ (略)

中央会の総会については、第十六條第三項から第八項まで、第四十三條

の五第一項、第四十三條の六、第四十五條、第四十六條の四、第四十六條の五及び第七十二條の十の三の規定を準用する。この場合において、第十六條第三項後段中「その組合員と同一の世帯に属する者又は他の組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「都道府県中央会の總會にあつては他の正会員（第七十三條の四十第一項の規定により代議員をもつて總會を組織する都道府県中央会の總會にあつては、正会員たる組合の理事（第三十條の二第四項の組合にあつては、経営管理委員）（、全国中央会の總會にあつては正会員たる組合の理事（第三十條の二第四項の組合にあつては、経営管理委員）又は都道府県中央会の会長、副会長若しくは理事」と、同條第六項中「五人」とあるのは「二人」と、第四十三條の五第一項及び第四十六條の五第二項から第四項までの規定中「理事」とあるのは「会長」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十三條の四十四 〽 (略)

創立總會については、第十六條第一項及び第四項から第七項まで、第四十五條第二項及び第三項、第四十六條の五、第五十八條第五項及び第六項並びに第七十二條の十の三並びに会社法第三百十條第二項、第三項、第六項及び第七項、第三百十一條（第二項を除く。）並びに第三百十二條第一項、第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第十六條第四項中「前項」とあるのは「第七十三條の四十四第五項において準用する第五十八條第六項」と、同條第五項中「前二項」とあるのは「第七十三條の四十四第五項において準用する第五十八條第六項又は前項」と、同法第三百十條第七項第二号、第三百十一條第一項並びに第三百十二條第一項及

の五第一項、第四十三條の六、第四十五條、第四十六條の四及び第四十六條の五並びに民法第六十六條の規定を準用する。この場合において、第十六條第三項後段中「その組合員と同一の世帯に属する者又は他の組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「都道府県中央会の總會にあつては他の正会員（第七十三條の四十第一項の規定により代議員をもつて總會を組織する都道府県中央会の總會にあつては、正会員たる組合の理事（第三十條の二第四項の組合にあつては、経営管理委員）（、全国中央会の總會にあつては正会員たる組合の理事（第三十條の二第四項の組合にあつては、経営管理委員）又は都道府県中央会の会長、副会長若しくは理事」と、同條第六項中「五人」とあるのは「二人」と、第四十三條の五第一項及び第四十六條の五第二項から第四項までの規定中「理事」とあるのは「会長」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十三條の四十四 〽 (略)

創立總會については、第十六條第一項及び第四項から第七項まで、第四十五條第二項及び第三項、第四十六條の五並びに第五十八條第五項及び第六項、民法第六十六條並びに会社法第三百十條第二項、第三項、第六項及び第七項、第三百十一條（第二項を除く。）並びに第三百十二條第一項、第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第十六條第四項中「前項」とあるのは「第七十三條の四十四第五項において準用する第五十八條第六項」と、同條第五項中「前二項」とあるのは「第七十三條の四十四第五項において準用する第五十八條第六項又は前項」と、同法第三百十條第七項第二号、第三百十一條第一項並びに第三百十二條第一項及び第

び第五項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十三条の四十八 (略)

中央会の解散及び清算については、第七十一条第一項、第七十二条第一項及び第七十二条の十八の二から第七十二条の十八の十五まで並びに会社法第五百二条本文並びに第五百七条第一項及び第三項の規定を準用する。この場合において、第七十一条第一項中「理事」とあるのは「会長、副会長及び理事」と、第七十二条の十八の三中「第七十三条第四項」とあるのは「第七十三条の四十八第三項」と、同法第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(削る)

(削る)

第九十一条の三 組合若しくは農事組合法人又は中央会の登記については、商業登記法第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号及び第十六条を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第四十七条第一項、第四十八条から第五

五項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十三条の四十八 (略)

中央会の解散及び清算については、第七十一条第一項及び第七十二条第一項、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十二条まで、会社法第五百二条本文並びに第五百七条第一項及び第三項並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十七条から第四十条までの規定を準用する。この場合において、第七十一条第一項中「理事」とあるのは「会長、副会長及び理事」と、民法第七十五条中「前条」とあるのは「農業協同組合法第七十三条の四十八第三項において準用する同法第七十一条第一項」と、会社法第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

中央会の解散及び清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

主務大臣は、中央会の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第九十一条の三 組合若しくは農事組合法人又は中央会の登記については、商業登記法第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号及び第十六条を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第四十七条第一項、第四十八条から第五

十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第三百三十二条から第四百四十八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「農業協同組合法第八十二条第二項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法」とあるのは「農業協同組合法第七十一条第一項本文（同法第七十三条第四項及び第七十三条の四十八第三項において準用する場合を含む。）の規定により清算人となつたもの（同法第七十二条の二において準用する会社法」と、同法第七十九条中「吸収合併による」とあるのは「合併若しくは農業協同組合法第七十条第一項の規定による権利義務の承継（以下「承継」という。）による」と、「合併をした」とあるのは「合併若しくは承継をした」と、「吸収合併により」とあるのは「合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併若しくは承継による」と、「吸収合併後」とあるのは「合併若しくは承継後」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百条 次の場合には、組合若しくは農事組合法人又は中央会の役員又は清算人は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第三百三十二条から第四百四十八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「農業協同組合法第七十四条第二項各号又は第四項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法」とあるのは「農業協同組合法第七十一条第一項本文（同法第七十三条第四項及び第七十三条の四十八第三項において準用する場合を含む。）の規定により清算人となつたもの（同法第七十二条の二において準用する会社法」と、同法第七十九条中「吸収合併による」とあるのは「合併若しくは農業協同組合法第七十条第一項の規定による権利義務の承継（以下「承継」という。）による」と、「合併をした」とあるのは「合併若しくは承継をした」と、「吸収合併により」とあるのは「合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併若しくは承継による」と、「吸収合併後」とあるのは「合併若しくは承継後」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百条 次の場合には、組合若しくは農事組合法人又は中央会の役員又は清算人は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇二の十（略）

二の十一 第十一条の三十八第一項の規定、第十六条第八項（第七十三条の四十三第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第五十八条第七項若しくは第七十三条の四十四第五項において準用する会社法第三百十条第六項、第三百十一条第三項若しくは第三百十二条第四項の規定又は第二十七条の二第二項（第七十二条の二の二、第七十三条第一項及び第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）、第二十九条の二第一項（第七十二条の二の二、第七十三条第二項及び第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）、第三十五条第一項（第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）、若しくは第二項、第三十六条第九項（第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）、若しくは第十項、第四十六条の五第二項若しくは第三項（これらの規定を第五十八条第七項、第七十二条の二の二、第七十三条第二項、第七十三条の四十三第三項及び第七十三条の四十四第五項において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項（第五十条の二第四項、第五十条の四第四項、第六十五条第四項及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）、第六十五条の三第一項（第七十条第二項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）、第六十八条の二第二項（第七十条第二項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）、若しくは第七十二条の十二の九第三項（第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）、の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書類若しくは

一〇二の十（略）

二の十一 第十一条の三十八第一項の規定、第十六条第八項（第七十三条の四十三第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第五十八条第七項若しくは第七十三条の四十四第五項において準用する会社法第三百十条第六項、第三百十一条第三項若しくは第三百十二条第四項の規定又は第二十七条の二第二項（第七十二条の二の二、第七十三条第一項及び第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）、第二十九条の二第一項（第七十二条の二の二、第七十三条第二項及び第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）、第三十五条第一項（第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）、若しくは第二項、第三十六条第九項（第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）、若しくは第十項、第四十六条の五第二項若しくは第三項（これらの規定を第五十八条第七項、第七十二条の二の二、第七十三条第二項、第七十三条の四十三第三項及び第七十三条の四十四第五項において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項（第五十条の二第四項、第五十条の四第四項、第六十五条第四項及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）、第六十五条の三第一項（第七十条第二項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）、第六十八条の二第二項（第七十条第二項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）、若しくは第七十二条の十二の九第三項（第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）、の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書類若しくは

は電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

二の十二 第十一条の三十八第二項の規定、第十六条第八項、第五十八条第七項若しくは第七十三条の四十四第五項において準用する会社法第三百十条第七項、第三百十一条第四項若しくは第三百十二条第五項の規定又は第二十七条の二第三項（第七十二条の二の二、第七十三条第一項及び第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）、第二十九条の二第二項（第七十二条の二の二、第七十三条第二項及び第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）、第三十五条第三項（第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）、第三十六条第十一項（第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）、第四十六条の五第四項（第五十八条第七項、第七十二条の二の二、第七十三条第二項、第七十三条の四十三第三項及び第七十三条の四十四第五項において準用する場合を含む。）、第六十五条の三第二項（第七十条第二項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二の二の九第四項（第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記載された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の

は電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

二の十二 第十一条の三十八第二項の規定、第十六条第八項、第五十八条第七項若しくは第七十三条の四十四第五項において準用する会社法第三百十条第七項、第三百十一条第四項若しくは第三百十二条第五項の規定又は第二十七条の二第三項（第七十二条の二の二、第七十三条第一項及び第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）、第二十九条の二第二項（第七十二条の二の二、第七十三条第二項及び第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）、第三十五条第三項（第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）、第三十六条第十一項（第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）、第四十六条の五第四項（第五十八条第七項、第七十二条の二の二、第七十三条第二項、第七十三条の四十三第三項及び第七十三条の四十四第五項において準用する場合を含む。）、第六十五条の三第二項（第七十条第二項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二の二の九第四項（第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記載された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の

交付を拒んだとき。

二の十三 第十一条の四十三第一項若しくは第十一条の四十四第一項の規定、第七十二条の二において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は第七十二条の十八の六第一項若しくは第七十二条の十八の八第一項（これらの規定を第七十三条の四十八第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

二の十四～十一（略）

十二 第七十二条の二の二において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定又は第七十二条の十八の八第一項（第七十三条の四十八第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠ったとき。

十三・十四（略）

十五 清算の結了を遅延させる目的で、第七十二条の二の二において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間又は第七十二条の十八の六第一項（第七十三条の四十八第三項において準用する場合を含む。）の期間を不当に定めたとき。

十六 第七十二条の二の二において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をし、又は第七十二条の十八の六第一項（第七十三条の四十八第三項において準用する場合を含む。）の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十七～二十（略）

・（略）

交付を拒んだとき。

二の十三 第十一条の四十三第一項、第十一条の四十四第一項、第七十二条の二の二において準用する会社法第四百九十九条第一項又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準用する民法第七十九条第一項若しくは同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

二の十四～十一（同上）

十二 第七十二条の二の二において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠ったとき。

十三・十四（同上）

十五 清算の結了を遅延させる目的で、第七十二条の二の二において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準用する民法第七十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

十六 第七十二条の二の二において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をし、又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十七～二十（同上）

・（同上）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 農業共済団体の組織</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 管理（第三十一条 第四十五条）</p> <p>第四節 解散及び清算（第四十六条 第五十八条の六）</p> <p>第五節 登記（略）</p> <p>第三章 第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第十八条の二 農業共済団体と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>（略）</p> <p>創立総会については、第十七条第一項、第十八条第二項から第四項まで及び第十八条の二の規定を準用する。この場合において、第十八条第二項中「前項」とあるのは、「第二十三条第六項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第二十三条第六項又は前項」と読み替えるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 農業共済団体の組織</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 管理（第三十一条 第四十五条の二）</p> <p>第四節 解散及び清算（第四十六条 第五十八条）</p> <p>第五節 登記（略）</p> <p>第三章 第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>（略）</p> <p>創立総会については、第十七条第一項、第十八条第二項から第四項まで及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第六十六条の規定を準用する。この場合において、第十八条第二項中「前項」とあるのは、「第二十三条第六項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第二十三条第六項又は前</p>

第三十二条 (略)

(略)

定款で定めた役員員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(第三十三条の六の仮理事を含む)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第三十三条の二 農業共済団体の業務は、定款に特別の定めがないときは、理事の過半数で決する。

第三十三条の三 理事は、農業共済団体のすべての業務について、農業共済団体を代表する。ただし、定款の規定に反することはできず、また、総会又は総代会の議決に従わなければならない。

第三十三条の四 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗するこ
とができない。

第三十三条の五 理事は、定款又は総会若しくは総代会の議決によつて禁止
されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

項」と読み替えるものとする。

第三十二条 (略)

(略)

定款で定めた役員員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(第四十二条において準用する民法第五十六条の仮理事を含む)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第三十二条の六 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、行政庁は、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任しなければならない。

(新設)

第三十四条の二 監事の職務は、次のとおりとする。

(新設)

一 農業共済団体の財産の状況を監査すること。

二 理事の業務の執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は行政庁に報告をすること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第四十二条 役員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

第四十二条 役員については、民法第四十四条第一項、第五十二条第二項、

(平成十八年法律第 号)第七十八条の規定を準用する。

第五十三条から第五十六条まで及び第五十九条の規定を準用する。この場合において、民法第五十三条及び第五十五条中「総会」とあるのは「総会又は総代会」と、同法第五十六条中「裁判所」とあるのは「行政庁」と読み替えるものとする。

第四十四条 (略)

第四十四条 (略)

・ (略)

・ (略)

総会においては、第三十八条第三項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ、議決をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

(削る)

第四十五条 (略)

第五十三条の三 解散した農業共済団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第五十四条の二 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第五十四条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

第五十四条の四 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をする
ことができる。

第四十五条 総会には、民法第六十四条及び第六十六条の規定を準用する。

この場合において、同法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「農業
災害補償法第三十八条第三項」と読み替えるものとする。

第四十五条の二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第五十五条の二 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

(新設)

前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することができない。

清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

第一項の公告は、官報に掲載してする。

(新設)

第五十五条の三 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、農業共済団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(新設)

第五十五条の四 清算中に農業共済団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

清算人は、清算中の農業共済団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人による事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

前項に規定する場合において、清算中の農業共済団体が既に債権者に支

払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものであるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第五十六条の二 農業共済団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

農業共済団体の解散及び清算を監督する裁判所は、農業共済団体の業務を監督する行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

前項に規定する行政庁は、農業共済団体の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第五十八条 清算が結了したときは、清算人は、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(新設)

第五十八条 農業共済団体の解散及び清算については、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「農業災害補償法第五十四条」と読み替えるものとする。

農業共済団体の解散及び清算を監督する裁判所は、農業共済団体の業務を監督する行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

前項に規定する行政庁は、農業共済団体の解散及び清算を監督する裁判

所に対し、意見を述べることができる。

第五十八条の二 農業共済団体の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(新設)

第五十八条の三 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(新設)

第五十八条の四 裁判所は、第五十四条の二の規定により清算人を選任した場合には、農業共済団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(新設)

第五十八条の五 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(新設)

第五十八条の六 裁判所は、農業共済団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

(新設)

前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第五十八条の四中「清算人及び監事」とあるのは、「農業共済団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第五十九条 (略)

(略)

(削る)

第六十条 農業共済団体において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

第五十九条 (略)

(略)

農業共済団体は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において前項の事項を登記しなければならない。

第六十条 農業共済団体の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地において二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第二項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内においてあらたに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記することを以て足りる。

第六十一条 農業共済団体がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第五十九条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

第六十一条 農業共済団体が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第五十九条第二項の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすることを以て足りる。

(削る)

第六十二条 第五十九条第二項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務

第六十二条 代表権を有する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

第六十三条 農業共済団体が参事を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、参事の氏名及び住所並びに参事を置いた事務所を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、同様とする。

(削る)

第六十四条 農業共済組合が合併するときは、第四十八条第二項の認可があつた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併によつて消滅する農業共済組合については解散の登記をし、合併後存続する農業共済組合については変更の登記をし、合併によつて設立する農業共済組合については設立の登記をしなければならない。

所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

第六十二条の二 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

第六十二条の三 農業共済団体が参事を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、参事の氏名及び住所並びに参事を置いた事務所を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、同様とする。

第六十三条 農業共済団体が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

第六十四条 農業共済組合が合併したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する農業共済組合については変更の登記、合併に因つて消滅する農業共済組合については解散の登記、合併に因つて設立した農業共済組合については第五十九条第二項に規定する登記をしなければならない。

第六十五条 第四十六条第一項の規定により農業共済団体が解散したとき（同項第二号又は第三号の事由によつて解散したときを除く。）は、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

第六十六条 農業共済団体の清算が終了したときは、第五十七条の承認の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

第六十七条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

- 一 農業共済団体の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に規定する場合を除く。）主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内
- 二 合併によつて設立する農業共済組合が合併に際して従たる事務所を設けた場合 第四十八条第二項の認可があつた日から三週間以内
- 三 農業共済団体の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の

第六十五条 削除

第六十六条 農業共済団体の清算が終了したときは、第五十七条の承認の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算結了の登記をしなければならない。

第六十七条 農業共済団体の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてこれを掌る。

各登記所に、農業共済組合登記簿及び農業共済組合連合会登記簿を備える。

管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

第六十八条 農業共済団体がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

第六十九条 第六十四条及び第六十六条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併後存続する農業共済組合についての変更の登記は、第六十七条第二項各号に掲げる事

第六十八条 農業共済団体の設立の登記の申請書には、定款及び代表権を有する者の資格を証する書面を添附しなければならない。

合併による農業共済組合の設立の登記の申請書には、前項に掲げる書面のほか、第四十九条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面並びに合併によつて消滅する農業共済組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

第六十九条 削除

項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

第七十条 各登記所に、農業共済組合登記簿及び農業共済組合連合会登記簿を備える。

(削る)

第七十一条 設立の登記は、農業共済団体を代表すべき者の申請によつてする。

設立の登記の申請書には、定款及び農業共済団体を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

第七十二条 第五十九条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

第七十三条 農業共済組合の合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 第四十九条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を

第七十条 農業共済団体の事務所の新設又は事務所の移転その他第五十九条第二項の事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

農業共済組合の合併に因る変更の登記の申請書には、第六十八条第二項の規定を準用する。

第七十条の二 参事の登記の申請書には、主たる事務所の所在地を管轄する登記所に申請する場合を除き、登記所において作成した農業共済団体の代表者の印鑑の証明書を添付しなければならない。

第七十一条 第六十三条の規定による農業共済団体の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

行政庁が農業共済団体の解散を命じた場合における解散の登記は、当該行政庁の囑託に因つてこれをする。

第七十二条及び第七十三条 削除

(新設)

述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

二 合併によつて消滅する農業共済組合（当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書

第七十三条の二 合併による農業共済組合の設立の登記の申請書には、定款及び当該農業共済組合を代表すべき者の資格を証する書面のほか、前条各号に掲げる書面を添付しなければならない。

第七十三条の三 第六十五条の規定による農業共済団体の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

行政庁が農業共済団体の解散を命じた場合における解散の登記は、当該行政庁の嘱託によつてこれをする。

第七十七条 農業共済団体の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十五条、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第三百三十二条から第四百四十八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対

（新設）

（新設）

第七十七条 農業共済団体の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十五条、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第三百三十二条から第四百四十八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるの

する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「農業災害補償法第六十七条第二項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは「農業災害補償法第五十四条本文の規定により清算人となつたもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十七条の二 (略)

第一項の規定による督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

・ (略)

第四百七十七条 次の場合には、農業共済団体の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一 一六 (略)

七 第四十一条第四項（第四十五条第四項）において準用する場合を含む。

（ ）又は第四十二条の三第四項の規定に違反したとき。

は「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「農業災害補償法第五十九条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記」とあるのは「新所在地において農業災害補償法第五十九条第二項各号に掲げる事項を登記すべき場合」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは「農業災害補償法第五十四条本文の規定により清算人となつたもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十七条の二 (略)

第一項の規定による督促は、民法第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

・ (略)

第四百七十七条 次の場合には、農業共済団体の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一 一六 (略)

七 第四十一条第四項（第四十五条の二第四項）において準用する場合を含む。

（ ）又は第四十二条の三第四項の規定に違反したとき。

七の二丁九 (略)

十 第五十五条の二第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十一 第五十五条の二第一項又は第五十五条の四第一項の規定による公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

十二 第五十五条の四第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十三 第五十六条の規定に違反して農業共済団体の財産を分配したとき。

十四 十八 (略)

七の二丁九 (略)

十 第五十六条の規定に違反して農業共済団体の財産を分配したとき。

十一 第五十八条第一項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十二 第五十八条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

十三 第五十八条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十四 十八 (略)

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用） 第二十三条の十五 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、協会について準用する。</p>	<p>（民法の準用） 第二十三条の十五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力等）及び第五十条（法人の住所）の規定は、協会に準用する。</p>

改正案	現行
<p>（役員の資格）</p> <p>第三十四条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（代表理事）</p> <p>第三十九条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 代表理事は、定款又は總會若しくは経営管理委員会の議決によつて禁止されていなきに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができ</p>	<p>（役員の資格）</p> <p>第三十四条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（代表理事）</p> <p>第三十九条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p>

る。

(理事及び経営管理委員に関する会社法の準用)

第三十九条の四 (略)

2 会社法第三百四十九条第五項、第三百五十条及び第三百五十四条の規定は、代表理事について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「水産業協同組合法第三十九条の三第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算に関する会社法等の準用)

第七十七条 会社法第四百七十五条(第三号に係る部分を除く。)、第四百七十六条及び第四百九十九条から第五百三条までの規定は組合の清算について、第三十一条の二、第三十三条の二、第三十四条の三、第三十四条の四、第三十四条の五第四項及び第五項、第三十六条、第三十七条、第三十八条第五項及び第六項、第三十九条(第二項を除く。)、第三十九条の二、第三十九条の三第二項及び第三項、第三十九条の四、第三十九条の五第一項から第三項まで、第三十九条の六第一項から第三項まで、第八項、第九項(第一号に係る部分に限る。)、及び第十項、第四十条(第一項及び第十項を除く。)、第四十二条の二、第四十七条、第四十七条の三第二項から第四項まで、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第五十条の二並びに第五十条の四第二項から第四項まで並びに同法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで、第四

(理事及び経営管理委員に関する会社法及び民法の準用)

第三十九条の四 (略)

2 民法第五十五条並びに会社法第三百四十九条第五項、第三百五十条及び第三百五十四条の規定は、代表理事について準用する。この場合において、民法第五十五条中「総会」とあるのは、「総会若しくは経営管理委員会」と、同項中「前項」とあるのは、「水産業協同組合法第三十九条の三第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算に関する会社法等の準用)

第七十七条 会社法第四百七十五条(第三号に係る部分を除く。)、第四百七十六条及び第四百九十九条から第五百三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四十条の規定は組合の清算について、第三十一条の二、第三十三条の二、第三十四条の三、第三十四条の四、第三十四条の五第四項及び第五項、第三十六条、第三十七条、第三十八条第五項及び第六項、第三十九条(第二項を除く。)、第三十九条の二、第三十九条の三第二項、第三十九条の四、第三十九条の五第一項から第三項まで、第三十九条の六第一項から第三項まで、第八項、第九項(第一号に係る部分に限る。)、及び第十項、第四十条(第一項及び第十項を除く。)、第四十二条の二、第四十七条、第四十七条の三第二項から第四項まで、第四十七條の四、第四十七條の五第二項、第五十条の二並びに第五十条の四第二項から第四項まで並びに会社法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第

百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九條第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。））、第四百八十三條第四項及び第五項、第四百八十四條、第四百八十五條、第四百八十九條第三項から第五項まで、第五百八條、第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一條を除く。））、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條（第二号及び第三号に係る部分に限る。））、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。））、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。））、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は組合の清算人について準用する。この場合において、第三十九條の第六十項中「役員」とあるのは「役員又は清算人」と、第四十條第二項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに」とあるのは「貸借対照表及び」と、同條第四項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、同條第九項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第四百七十五條第一号中「第四百七十一條第四号に掲げる事由」とあるのは「合併」と、同法第四百七十八條第二項中「前項」とあるのは「水産業協同組合法第七十四條」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組員（准組員を除く。）の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た組員（准組員を除く。）」と、同法第四百八十三條第四項中「第四百七十八條第一項第一号」とあるのは「水産業協同組合法

第三項、第三百八十四條から第三百八十六條まで、第四百七十八條第二項及び第四項、第四百七十九條第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。））、第四百八十三條第四項及び第五項、第四百八十四條、第四百八十五條、第四百八十九條第三項から第五項まで、第五百八條、第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一條を除く。））、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條（第二号及び第三号に係る部分に限る。））、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。））、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。））、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は組合の清算人について準用する。この場合において、第三十九條の第六十項中「役員」とあるのは「役員又は清算人」と、第四十條第二項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるもの並びに」とあるのは「貸借対照表及び」と、同條第四項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、同條第九項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第四百七十五條第一号中「第四百七十一條第四号に掲げる事由」とあるのは「合併」と、同法第四百七十八條第二項中「前項」とあるのは「水産業協同組合法第七十四條」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組員（准組員を除く。）の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た組員（准組員を除く。）」と、同法第四百八十三條第四項中「第四百七

第七十四条」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百十条五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「水産業協同組合法第七十七条において準用する同法第三十九条の六第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（組合の業務の決定）

第八十三条の二 組合の業務は、定款に特別の定めがないときは、理事の過半数で決する。

（組合の代表）

第八十三条の三 理事は、組合のすべての業務について、組合を代表する。ただし、定款の定めを反することはできず、また、総会の議決に従わなければならない。

（理事の代表権の制限）

第八十三条の四 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第十八条第一項第一号」とあるのは「水産業協同組合法第七十四条」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百十条五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「水産業協同組合法第七十七条において準用する同法第三十九条の六第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設）

（新設）

（新設）

(理事の代理行為の委任)

第八十三条の五 理事は、定款又は総会の議決によつて禁止されていないと
きに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(新設)

(監事の職務)

第八十四条の二 監事は、次に掲げる職務を行う。

(新設)

一 組合の財産の状況を監査すること。

二 理事の業務の執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又
は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は行政庁に報告をす
ること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(通常総会)

第八十四条の三 理事は、少なくとも毎年一回、通常総会を開かなければな
らない。

(新設)

(臨時総会)

第八十四条の四 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を
招集することができる。

(新設)

(議決権のない場合)

第八十四条の五 組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には

(新設)

、その組合員は、議決権を有しない。

(剰余金の配当)

第八十五条 組合は、損失をてん補し、第八十六条第二項において準用する第五十五条第一項の利益準備金及び同条第三項の資本準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 (略)

(清算中の組合の能力)

第八十五条の二 解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(裁判所による清算人の選任)

第八十五条の三 第八十六条第四項において準用する第七十四条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第八十五条の四 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の職務及び権限)

(剰余金の配当)

第八十五条 組合は、損失をてん補し、次条第二項において準用する第五十五条第一項の利益準備金及び同条第三項の資本準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

第八十五条の五 清算人は、次に掲げる職務を行う。

(新設)

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることが出来る。

(債権の申出の催告等)

第八十五条の六 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三

(新設)

回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第八十五条の七 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の

(新設)

債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に對してのみ、請求をすることができる。

(清算中の組合についての破産手続の開始)

第八十五条の八 清算中に組合の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の組合が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす

3 前項に規定する場合において、清算中の組合が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(裁判所による監督)

第八十五条の九 組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、行政庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 行政庁は、組合の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

(新設)

(新設)

第八十五条の十 清算が終了したときは、清算人は、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(新設)

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第八十五条の十一 組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(新設)

(不服申立ての制限)

第八十五条の十二 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(新設)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第八十五条の十三 裁判所は、第八十五条の三の規定により清算人を選任した場合に、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(新設)

(即時抗告)

第八十五条の十四 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(新設)

(検査役の選任)

第八十五条の十五 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさ

(新設)

せるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第八十五条の十三中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第八十六条 (略)

2 第八十三条から第八十五条までに規定するもののほか、第三十三条、第三十二条の二、第三十四条第一項、第二項、第四項本文、第五項から第七項まで、第九項及び第十項、第三十四条の三、第三十四条の五第五項、第三十五条、第三十九条の二第一項、第三十九条の六(第二項を除く)、第四十条(第六項を除く)、第四十二条第一項及び第三項から第八項まで、第四十二条の二前段、第四十三条第一項及び第二項、第四十五条から第四十七条まで、第四十七条の三第二項から第四項まで、第四十七条の四第一項及び第二項、第四十七条の五第一項、第四十七条の六、第四十七条の七、第四十八条第一項から第四項まで、第四十九条、第五十条、第五十一条の三、第五十条の四、第五十三条、第五十四条第一項及び第二項、第五十四条の五、第五十四条の六、第五十五条第一項から第六項まで、第五十七条並びに第五十八条並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条の規定は、組合の管理について準用する。この場合において、第三十四条第二項中「五人」とあるのは、「三人」と、同条第十項中「理事の定数の少なくとも三分の二は、」とあるのは、「理事は、その全員が」と、第四十条第七項中「前項の承認を受けた」とあるのは、「第二項の規定に

(準用規定)

第八十六条 (略)

2 前三条に規定するもののほか、第三十三条、第三十三条の二、第三十四条第一項、第二項、第四項本文、第五項から第七項まで、第九項及び第十項、第三十四条の三、第三十四条の五第五項、第三十五条、第三十九条の二第一項、第三十九条の六(第二項を除く)、第四十条(第六項を除く)、第四十二条第一項及び第三項から第八項まで、第四十二条の二前段、第四十三条第一項及び第二項、第四十五条から第四十七条まで、第四十七条の三第二項から第四項まで、第四十七条の四第一項及び第二項、第四十七条の五第一項、第四十七条の六、第四十七条の七、第四十八条第一項から第四項まで、第四十九条、第五十条、第五十条の三、第五十条の四、第五十三条、第五十四条第一項及び第二項、第五十四条の五、第五十四条の六、第五十五条第一項から第六項まで、第五十七条並びに第五十八条並びに民法第六十条、第六十一条第一項及び第六十六条の規定は組合の管理について、同法第四十四条第一項、第五十二条第二項及び第五十三条から第五十五条までの規定は理事について、同法第五十九条の規定は監事について準用する。この場合において、第三十四条第二項中「五人」とあるのは、「三人」と、同条第十項中「理事の定数の少なくとも三分の二は、」と

より作成した」と、第四十二条第一項中「五分の一」とあるのは「三分の一」と、第四十五条第二項中「理事会の議決」とあるのは「理事の過半数」と、第四十六条第一項中「十分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第三項及び第四十七条の三第二項中「理事会」とあるのは「理事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第二十一条第一項本文、第四十九条第二項及び第三項、第五十条の三、第五十条の四、第五十九条から第六十一条まで、第六十二条第一項から第五項まで並びに第六十三条から第六十七条までの規定は、組合の設立について準用する。この場合において、第五十条の三中「第四十七条の五及び第四十七条の六」とあるのは「第八十六条第三項において準用する第六十二条第一項及び第二項」と、第五十九条中「二十人（第十八条第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る組合（以下「業種別組合」という。）にあつては、十五人）」とあり、及び第六十一条第二項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは「七人」と、第六十二条第五項中「議決権」とあるのは「議決権（組合と特定の者との関係について議決をする場合には、その者の議決権を除く。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第八十五条の二から前条までに規定するもののほか、第六十八条、第六十九条、第六十九条の三から第七十四条まで、第七十五条第一項及び第七十六条第一項並びに会社法第五百二条の規定は、組合の解散及び清算につ

あるのは「理事は、その全員が」と、第四十条第七項中「前項の承認を受けた」とあるのは「第二項の規定により作成した」と、第四十二条第一項中「五分の一」とあるのは「三分の一」と、第四十五条第二項中「理事会の議決」とあるのは「理事の過半数」と、第四十六条第一項中「十分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第三項及び第四十七条の三第二項中「理事会」とあるのは「理事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第二十一条第一項本文、第四十九条第二項及び第三項、第五十条の三、第五十条の四、第五十九条から第六十一条まで、第六十二条第一項から第五項まで並びに第六十三条から第六十七条まで並びに民法第六十六条の規定は、組合の設立について準用する。この場合において、第五十条の三中「第四十七条の五及び第四十七条の六」とあるのは「第八十六条第三項において準用する第六十二条第一項及び第二項」と、第五十九条中「二十人（第十八条第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る組合（以下「業種別組合」という。）にあつては、十五人）」とあり、及び第六十一条第二項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは「七人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第六十八条、第六十九条、第六十九条の三から第七十四条まで、第七十五条第一項及び第七十六条第一項、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、会社法第五百二条並びに非訟事

いて準用する。この場合において、第六十八条第四項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは「七人」と、第七十条第二項において準用する第三十四条第十項中「理事の定数の少なくとも三分の二は、」とあるのは「理事は、その全員が」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(削る)

(削る)

(商業登記法の準用)

第二百二十条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十五条、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第三百二十二条から第四百八条までの規定は、組合の登記について準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三

件手続法第三十五条第二項及び第三十七条から第四十条までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十八条第四項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは「七人」と、第七十条第二項において準用する第三十四条第十項中「理事の定数の少なくとも三分の二は、」とあるのは「理事は、その全員が」と、民法第七十五条中「前条」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

6 行政庁は、組合の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(商業登記法の準用)

第二百二十条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十五条、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第三百二十二条から第四百八条までの規定は、組合の登記について準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三

十条第二項各号」とあるのは、「水産業協同組合法第百十條第二項各号」と、同法第七十一條第三項ただし書中「会社法第四百七十八條第一項第一号の規定により清算株式会社清算人となつたもの（同法）」とあるのは、「水産業協同組合法第七十四條本文（同法第八十六條第四項、第九十二條第五項、第九十六條第五項、第百條第五項及び第百條の六第五項において準用する場合を含む。）の規定により清算人となつたもの（同法第七十七條（同法第九十二條第五項、第九十六條第五項、第百條第五項及び第百條の六第五項において準用する場合を含む。）において準用する会社法）」と、同法第七十九條中「吸収合併による」とあるのは、「合併若しくは水産業協同組合法第九十一條の三第一項（同法第百條第五項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継（以下単に「承継」という。）による」と、「合併をした」とあるのは、「合併若しくは承継をした」と、「吸収合併により」とあるのは、「合併若しくは承継により」と、同法第八十二條第一項中「合併による」とあるのは、「合併又は承継による」と、「吸収合併後」とあるのは、「合併若しくは承継後」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百三十條 次の場合には、組合の役員若しくは清算人又は特定信用事業代理業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇二十六（略）

十条第二項各号」とあるのは、「水産業協同組合法第百一十條第二項各号」と、同法第七十一條第三項ただし書中「会社法第四百七十八條第一項第一号の規定により清算株式会社清算人となつたもの（同法）」とあるのは、「水産業協同組合法第七十四條本文（同法第八十六條第四項、第九十二條第五項、第九十六條第五項、第百條第五項及び第百條の六第五項において準用する場合を含む。）の規定により清算人となつたもの（同法第七十七條（同法第九十二條第五項、第九十六條第五項、第百條第五項及び第百條の六第五項において準用する場合を含む。）において準用する会社法）」と、同法第七十九條中「吸収合併による」とあるのは、「合併若しくは水産業協同組合法第九十一條の三第一項（同法第百條第五項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継（以下単に「承継」という。）による」と、「合併をした」とあるのは、「合併若しくは承継をした」と、「吸収合併により」とあるのは、「合併若しくは承継により」と、同法第八十二條第一項中「合併による」とあるのは、「合併又は承継による」と、「吸収合併後」とあるのは、「合併若しくは承継後」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百三十條 次の場合には、組合の役員若しくは清算人又は特定信用事業代理業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇二十六（略）

二十七 第四十七条の二（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定、第四十七条の三第二項若しくは第四十七条の四第二項（これらの規定を第四十二条第八項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第五十一条の二第七項、第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定、第四十七条の四第三項（第五十一条の二第七項、第七十七条、第九十二条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定又は第八十四条の三の規定に違反したとき。

二十八～三十二（略）

三十三 第七十七条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定又は第八十五条の八第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

三十四 第七十七条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定若しくは第八十五条の六第一項若しくは第八十五条の八第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三十五（略）

三十六 清算の結了を遅延させる目的をもつて第七十七条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間又は第八十五条の六第一項の期間を不当に定めたとき。

二十七 第四十七条の二（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定、第四十七条の三第二項若しくは第四十七条の四第二項（これらの規定を第四十二条第八項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）、第五十一条の二第七項、第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定、第四十七条の四第三項（第五十一条の二第七項、第七十七条、第九十二条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定又は第八十六条第二項において準用する民法第六十条の規定に違反したとき。

二十八～三十二（略）

三十三 第七十七条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定又は第八十六条第四項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

三十四 第七十七条において準用する会社法第四百九十九条第一項若しくは第八十六条第四項において準用する民法第七十九条第一項若しくは同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三十五（略）

三十六 清算の結了を遅延させる目的をもつて第七十七条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間又は第八十六条第四項において準用する民法第七十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

三十七 第七十七条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をし、又は第八十五条の六第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

三十八～四十六 (略)

2・3 (略)

三十七 第七十七条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をし、又は第八十六条第四項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

三十八～四十六 (略)

2・3 (略)

改正案	現行
<p>（理事の代表権の制限）</p> <p>第十九条の二 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>（理事の代理行為の委任）</p>	<p>（新設）</p>
<p>第十九条の三 理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p> <p>（監事の職務）</p>	<p>（新設）</p>
<p>第十九条の四 監事の職務は、次のとおりとする。</p> <p>一 土地改良区の財産の状況を監査すること。</p> <p>二 理事の業務の執行の状況を監査すること。</p> <p>三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は都道府県知事に報告をすること。</p> <p>四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。</p>	<p>（新設）</p>
<p>第十九条の五 （略）</p>	<p>第十九条の二 （略）</p>

(議決権のない場合)

第三十一条の二 土地改良区と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第三十五条 土地改良区には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第 号)第四条(住所)及び第七十八条(代表者の行為についての損害賠償責任)の規定を準用する。

(賦課金等の徴収)

第三十九条 (略)

27 (略)

8 第一項又は第二項の督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(清算中の土地改良区の能力)

第六十七条の二 解散した土地改良区は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第六十八条 (略)

(新設)

(民法の準用)

第三十五条 土地改良区には、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十条第一項(法人の不法行為能力)、第五十条(法人の住所)、第五十四条(理事の代理権の制限)、第五十五条(理事の代理行為の委任)、第五十九条(監事の職務)及び第六十六条(表決権のない場合)の規定を準用する。

(賦課金等の徴収)

第三十九条 (略)

27 (略)

8 第一項又は第二項の督促は、民法第五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(新設)

(清算人)

第六十八条 (略)

<p>2 前項の規定により清算人となる者が不在とき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。</p> <p>3 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(清算人の職務及び権限)</p> <p>第六十八条の二 清算人の職務は、次のとおりとする。</p> <p>一 現務の結了</p> <p>二 債権の取立て及び債務の弁済</p> <p>三 残余財産の引渡し</p> <p>2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができ。</p>	<p>(債権の申出の催告等)</p> <p>第六十九条の二 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。</p> <p>2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れてい</p>	<p>(新設)</p>
<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第六十九条の三 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、土地改良区の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(裁判所による監督)

第七十条の二 土地改良区の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 土地改良区の解散及び清算を監督する裁判所は、農林水産大臣又は都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 農林水産大臣又は都道府県知事は、土地改良区の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第七十一条の二 清算が終了したときは、清算人は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

(新設)

(新設)

(新設)

第七十一条の三 土地改良区の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(新設)

(不服申立ての制限)

第七十一条の四 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(新設)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第七十一条の五 裁判所は、第六十八条第二項の規定により清算人を選任した場合においては、土地改良区が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(新設)

(即時抗告)

第七十一条の六 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(新設)

(検査役の選任)

第七十一条の七 裁判所は、土地改良区の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

(新設)

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第七十一条の五中「清算人及び監事」とあるのは、「土地改良区及び検査役」と読み替えるものとする。

第七十六条 削除

(解散)

第一百一十一条の二十二 (略)

2 (略)

3 連合会は、解散の議決をしたとき又は定款で定める解散事由が発生したときは、遅滞なく、その旨及び解散の年月日を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

(清算中の連合会についての破産手続の開始)

(民法及び非訟事件手続法の準用等)

第七十六条 土地改良区の解散及び清算には、民法第七十三条(清算法人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)、第七十八条から第八十条まで(清算人の職務及び権限、債権の申出の催告等、期間経過後の債権の申出)、第八十二条(裁判所による監督)及び第八十三条(清算終了の届出)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項(法人の解散・清算の監督の管轄)及び第三十六条から第四十条まで(法人の清算人に関する事件の管轄、清算人の選任の裁判、清算人の報酬、清算人の解任等の裁判、検査人の選任の裁判等)の規定を準用する。

2 土地改良区の解散及び清算を監督する裁判所は、農林水産大臣又は都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、土地改良区の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(解散)

第一百一十一条の二十二 (略)

2 (略)

3 連合会は、解散の議決をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

第百十一条の二十二の二 清算中に連合会の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の連合会が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算中の連合会が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(準用規定)

第百十一条の二十三 連合会には、第十八条第十二項から第十五項まで、第十九条から第二十一条まで、第二十五条から第二十八条まで、第二十九条第一項本文及び第四項、第三十一条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条、第三十七条、第四十五条並びに第六十七条の二から第七十一条の七までの規定を準用する。この場合において、第十九条の四第三号の規定、第六十八条第四項において準用する第十八条第十六項の規定及び第七十一条の二の規定中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第六十八条第四項中「第十八条第十六項から第十八項まで」とあるのは「第十八条第十六項」と読み替えるものとする。

(新設)

(準用規定)

第百十一条の二十三 連合会には、第十八条第十二項から第十五項まで、第十九条から第二十一条まで、第二十五条から第二十八条まで、第二十九条第一項本文及び第四項、第三十一条、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十七条、第四十五条、第六十八条から第七十一条まで並びに第七十六条の規定を準用する。この場合において、第六十八条第二項中「第七十六条第十六項から第十八項まで」とあるのは「第十八条第十六項」と、第七十六条第一項中「(清算法人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)、第七十八条から第八十条まで(清算人の職務及び権限、債権の申出の催告等、期間経過後の債権の申出)、第八十二条(裁判所による監督)及び第八十三条(清算結了の届出)」とあるのは「及び第七十五条から第八十三条まで(清算)」と読み替えるものとする。

<p>第四百十三條 次の場合においては、土地改良区若しくは土地改良区連合又は連合会の理事若しくは監事又は清算人を二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 第六十九條の二第一項(第一百一十一條の二十三において準用する場合を含む。)の期間内に債権者に弁済をしたとき。</p> <p>十～十二 (略)</p>	<p>とする。</p> <p>第四百十三條 次の場合においては、土地改良区若しくは土地改良区連合又は連合会の理事若しくは監事又は清算人を二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 第七十六條第一項(第一百一十一條の二十三において準用する場合を含む。)において準用する民法第七十九條の期間内に債権者に弁済をしたとき。</p> <p>十～十二 (略)</p>
---	--

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p>（森林組合等による調査のための立入り）</p> <p>第十一条の二 森林組合若しくは森林組合連合会又は森林病虫害等の防除の促進を行うことを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「森林組合等」という。）は、都道府県知事の委託を受けて森林病虫害等の発生状況に関する調査を行うため必要があるときは、その必要の限度において、当該調査に従事する者を他人の土地に立ち入らせることができる。</p> <p>2 4 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p>（森林組合等による調査のための立入り）</p> <p>第十一条の二 森林組合若しくは森林組合連合会又は森林病虫害等の防除の促進を行うことを目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十条の規定により設立された法人（以下「森林組合等」という。）は、都道府県知事の委託を受けて森林病虫害等の発生状況に関する調査を行うため必要があるときは、その必要の限度において、当該調査に従事する者を他人の土地に立ち入らせることができる。</p> <p>2 4 （略）</p>

改正案	現行
<p>（指定の基準）</p> <p>第十五条 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一般社団法人若しくは一般財団法人又は事業協同組合その他の政令で定める法人であつて、その役員又は構成員の構成が高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>（指定の基準）</p> <p>第十五条 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人又は事業協同組合その他の政令で定める法人であつて、その役員又は構成員の構成が高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>三・四 （略）</p>

改正案	現行
<p>（会長の代表権の制限）</p> <p>第四十六条の二 会長の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗するこ とができない。</p> <p>（会長の代理行為の委任）</p> <p>第四十六条の三 会長は、会則又は総会の議決によつて禁止されていないと きに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p> <p>（会長に関する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第四十七条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律 第 号）第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定 は、会長について準用する。</p> <p>（議決権のない場合）</p> <p>第六十一条の二 全国農業会議所と特定の会員との関係について議決をする 場合には、その会員は、議決権を有しない。</p> <p>（役員職務）</p> <p>第六十八条（略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（会長に関する民法の準用）</p> <p>第四十七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項（法人 の不法行為能力）、第五十四条（理事の代理権の制限）及び第五十五条（ 理事の代理行為の委任）の規定は、会長について準用する。</p> <p>（新設）</p> <p>（役員職務）</p> <p>第六十八条（略）</p>

2・3 (略)

4 監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 全国農業会議所の財産の状況を監査すること。
- 二 会長、副会長及び理事の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は農林水産大臣に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(会長、副会長及び理事の代表権の制限)

第六十八条の二 会長、副会長及び理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(会長、副会長及び理事の代理行為の委任)

第六十八条の三 会長、副会長及び理事は、定款又は総会の議決によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(役員に関する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第七十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条(代表者の行為についての損害賠償責任)の規定は、役員について準用する。

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(役員に関する民法の準用)

第七十一条 民法第四十四条第一項(法人の不法行為能力)、第五十四条(理事の代理権の制限)、第五十五条(理事の代理行為の委任)及び第五十九条(監事の職務)の規定は、役員について準用する。

(総会の招集)

第七十二条 (略)

2~4 (略)

5 総会の招集の通知は、その会日の十日前までに、総会に付議すべき事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

(総会の議事)

第七十五条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2・3 (略)

4 総会においては、第七十二条第五項の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、議決をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

第七十七条 削除

(清算中の全国農業会議所の能力)

第八十三条の二 解散した全国農業会議所は、清算の目的の範囲内において

(総会の招集)

第七十二条 (略)

2~4 (略)

(新設)

第七十五条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2・3 (略)

(新設)

(総会に関する民法の準用)

第七十七条 民法第六十二条(総会の招集)、第六十四条(総会の決議事項)及び第六十六条(表決権のない場合)の規定は、総会について準用する。この場合において、第六十二条中「五日前」とあるのは、「十日前」と読み替えるものとする。

(新設)

、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(裁判所による清算人の選任)

第八十四条の二 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第八十四条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の職務及び権限)

第八十四条の四 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができ、

(清算人の財産調査義務)

第八十五条 (略)

(債権の申出の催告等)

(新設)

(新設)

(新設)

(清算事務)

第八十五条 (略)

第八十五条の二 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

(新設)

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第八十五条の三 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、全国農業会議所の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(新設)

(清算中の全国農業会議所についての破産手続の開始)

第八十五条の四 清算中に全国農業会議所の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

(新設)

2 清算人は、清算中の全国農業会議所が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の全国農業会議所が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(裁判所による監督)

第八十六条の二 全国農業会議所の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 全国農業会議所の解散及び清算を監督する裁判所は、農林水産大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 農林水産大臣は、全国農業会議所の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第八十七条の二 清算が終了したときは、清算人は、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第八十八条 全国農業会議所の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(新設)

(新設)

(解散及び清算に関する民法及び非訟事件手続法の準用等)

第八十八条 民法第七十三条(清算法人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)及び第七十八条から第八十三条

(削る)

(削る)

(不服申立ての制限)

第八十八条の二 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第八十八条の三 裁判所は、第八十四条の二の規定により清算人を選任した場合に、全国農業会議所が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(即時抗告)

まで（清算人の職務権限、清算法人についての破産手続の開始、清算の監督、清算の手続等）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項（法人の解散、清算の監督の管轄）及び第三十七条から第四十条まで（清算人の選任の裁判、清算人の報酬、清算人の解任等の裁判、検査人の選任の裁判等）の規定は、全国農業会議所の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「農業委員会等に関する法律第八十四条」と読み替えるものとする。

2| 全国農業会議所の解散及び清算を監督する裁判所は、農林水産大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3| 農林水産大臣は、全国農業会議所の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(新設)

(新設)

第八十八条の四 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(新設)

(検査役の選任)

第八十八条の五 裁判所は、全国農業会議所の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

(新設)

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第八十八条の三中「清算人及び監事」とあるのは、「全国農業会議所及び検査役」と読み替えるものとする。

第九十三条 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした都道府県農業会議の役員又は全国農業会議所の役員若しくは清算人を十万円以下の過料に処する。

第九十三条 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした都道府県農業会議の役員又は全国農業会議所の役員若しくは清算人を十万円以下の過料に処する。

一〇三 (略)

一〇三 (略)

四 第八十五条の二第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

四 第八十六条の規定に違反して全国農業会議所の財産を処分したとき。

五 第八十五条の二第一項又は第八十五条の四第一項の規定による公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

五 第八十八条第一項において準用する民法第七十九条の期間内に債権者に弁済したとき。

六 第八十五条の四第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

六 第八十八条第一項において準用する民法第七十九条又は同法第八十一条の規定に違反して公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

七 第八十六条の規定に違反して全国農業会議所の財産を処分したとき。

七 第八十八条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

改正案	現行
<p>（指定の基準）</p> <p>第六条の六（略）</p> <p>2 農林水産大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定調査機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>（分収木の持分等）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百五十六條の規定は、分収木には、適用しない。</p>	<p>（指定の基準）</p> <p>第六条の六（略）</p> <p>2 農林水産大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定調査機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立された法人以外の者であること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>（分収木の持分等）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 民法第二百五十六條の規定は、分収木には、適用しない。</p>

改正案	現行
<p>（施業実施協定） 第十条の十一の八（略）</p> <p>2 緑化活動その他の森林の整備及び保全を図ることを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人その他農林水産省令で定める営利を目的としない者（以下「特定非営利活動法人等」という。）は、市町村の区域内に存する公益的機能別施業森林（地域森林計画の対象となつていゝるものに限る。以下この項において「対象森林」という。）の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者と、当該市町村の長の認可を受けて、施業実施協定であつて当該対象森林について当該特定非営利活動法人等が行う間伐又は保育その他の森林施業の実施及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。</p> <p>3～5（略）</p> <p>第二百条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第百九十六条（占有者による費用の償還請求）の規定は、森林窃盗の贓物の回復には適用しない。ただし、善意の取得者についてはこの限りでない。</p>	<p>（施業実施協定） 第十条の十一の八（略）</p> <p>2 緑化活動その他の森林の整備及び保全を図ることを目的として設立された特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人その他農林水産省令で定める営利を目的としない者（以下「特定非営利活動法人等」という。）は、市町村の区域内に存する公益的機能別施業森林（地域森林計画の対象となつていゝるものに限る。以下この項において「対象森林」という。）の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者と、当該市町村の長の認可を受けて、施業実施協定であつて当該対象森林について当該特定非営利活動法人等が行う間伐又は保育その他の森林施業の実施及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。</p> <p>3～5（略）</p> <p>第二百条 民法第百九十六条（占有者による費用の償還請求）の規定は、森林窃盗の贓物の回復には適用しない。ただし、善意の取得者についてはこの限りでない。</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 漁船保険組合の組織</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 組合員（第二十二條 第二十九條の二）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第五節 解散及び清算（第五十條 第六十二條の六）</p> <p>第六節・第七節（略）</p> <p>第三章 第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（創立總會）</p> <p>第十六條（略）</p> <p>2 6（略）</p> <p>7 創立總會については、第二十八條、第二十九條第二項から第四項まで及び第二十九條の二の規定を準用する。この場合において、第二十九條第二項中「前項」とあるのは「第十六條第六項」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「第十六條第六項又は前項」と読み替えるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 漁船保険組合の組織</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 組合員（第二十二條 第二十九條）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第五節 解散及び清算（第五十條 第六十二條）</p> <p>第六節・第七節（略）</p> <p>第三章 第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（創立總會）</p> <p>第十六條（略）</p> <p>2 6（略）</p> <p>7 創立總會については、第二十八條、第二十九條第二項から第四項まで及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第六十六條（表決権のない場合）の規定を準用する。この場合において、第二十九條第二項中「前項」とあるのは「第十六條第六項」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「第十六條第六項又は前項」と読み替えるものとする。</p>

(議決権のない場合)

第二十九条の二 組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

(役員任期)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 任期満了によつて退任した理事は、後任の理事(第三十二条の六の仮理事を含む。)が就任するまでは、なおその職務を行う。

(組合の業務の決定)

第三十二条の二 組合の業務は、定款に特別の定めがないときは、理事の過半数によつて決する。

(組合の代表)

第三十二条の三 理事は、組合のすべての業務について、組合を代表する。ただし、定款の定めを反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

(理事の代表権の制限)

第三十二条の四 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗するこ

(新設)

(役員任期)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 任期満了によつて退任した理事は、後任の理事(第四十一条において準用する民法第五十六条の仮理事を含む。)が就任するまでは、なおその職務を行う。

(新設)

(新設)

(新設)

とができない。

(理事の代理行為の委任)

第三十二条の五 理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないと
きに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(新設)

(仮理事)

第三十二条の六 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損
害を生ずるおそれがあるときは、農林水産大臣は、利害関係人又は検察官
の請求により、仮理事を選任しなければならない。

(新設)

(監事の職務)

第三十三条の二 監事の職務は、次のとおりとする。

(新設)

- 一 組合の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又
は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は農林水産大臣に報
告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(理事に関する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

(役員に関する民法の準用)

第四十一条 理事については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
(平成十八年法律第 号)第七十八条(代表者の行為についての損害

第四十一条 理事については、民法第四十四条第一項(法人の損害賠償)、
第五十二条第二項(理事の業務執行)及び第五十三条から第五十六条まで

賠償責任)の規定を準用する。

(総会の議事)

第四十三條 (略)

2・3 (略)

4 総会においては、第三十七條第三項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項についてのみ、議決をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

第四十五條 削除

(合併の時期)

第五十六條 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第六十八條に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

(清算中の組合の能力)

(理事の代表権等)の規定を、監事については、同法第五十九條(監事の職務)の規定を準用する。この場合において、同法第五十六條中「裁判所」とあるのは、「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

(総会の議事)

第四十三條 (略)

2・3 (略)

(新設)

(総会に関する民法の準用)

第四十五條 総会については、民法第六十四條(総会の決議事項)及び第六十六條(表決権のない場合)の規定を準用する。この場合において、同法第六十四條中「第六十二條」とあるのは、「漁船損害等補償法第三十七條第三項」と読み替えるものとする。

(合併の時期)

第五十六條 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第六十九條に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

第五十七条の二 解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(新設)

(裁判所による清算人の選任)

第五十八条の二 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは檢察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(新設)

(清算人の解任)

第五十八条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは檢察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(新設)

(清算人の職務及び権限)

第五十八条の四 清算人の職務は、次のとおりとする。

(新設)

- 一 現務の結了
 - 二 債権の取立て及び債務の弁済
 - 三 残余財産の引渡し
- 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができ。

(清算人の財産調査義務)

第五十九条 (略)

(清算事務)

第五十九条 (略)

(債権の申出の催告等)

第五十九条の二 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

(新設)

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第五十九条の三 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(新設)

(清算中の組合についての破産手続の開始)

第五十九条の四 清算中に組合の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

(新設)

2 清算人は、清算中の組合が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす

る。

3 前項に規定する場合において、清算中の組合が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の分配)

第六十条 (略)

(裁判所による監督)

第六十条の二 組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、農林水産大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 農林水産大臣は、組合の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(決算報告書)

第六十一条 (略)

(清算結了の届出)

第六十二条 清算が結了したときは、清算人は、その旨を農林水産大臣に届

第六十条 (略)

(新設)

第六十一条 (略)

(民法及び非訟事件手続法の準用等)

第六十二条 組合の解散及び清算については、民法第七十三条(清算法人)

け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第六十二条の一 組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、

その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第六十二条の三 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第六十二条の四 裁判所は、第五十八条の二の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かな

、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)及び第七十八条から第八十三条まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで(法人の解散及び清算に関する監督等)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「漁船損害等補償法第五十八条」と読み替えるものとする。

2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、農林水産大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 農林水産大臣は、組合の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

なければならない。

(即時抗告)

第六十二条の五 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第六十二条の六 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第六十二条の四中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

(設立の登記)

第六十三条 (略)

2 (略)

(削る)

(変更の登記)

第六十四条 組合において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(新設)

(新設)

(設立の登記)

第六十三条 (略)

2 (略)

3 組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項の事項を登記しなければならない。

(従たる事務所新設の登記)

第六十四条 組合の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第二項の事項を登記し、

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第六十五条 組合がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第六十三条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(削る)

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第六十六条 代表権を有する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは

他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において、新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すればよい。

(事務所移転の登記)

第六十五条 組合が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第六十三条第二項の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に第六十三条第二項の事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすればよい。

(設立登記事項の変更の登記)

第六十六条 第六十三条第二項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

(職務執行停止等の仮処分等の登記)

第六十六条の二 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す

取り消す決定がされたときは、主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(参事の登記)

第六十七条 組合が参事を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、参事の氏名及び住所並びに参事を置いた事務所を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、同様とする。

(合併の登記)

第六十八条 組合が合併をするときは、第五十二条第二項の認可があつた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併によつて消滅する組合については解散の登記をし、合併後存続する組合については変更の登記をし、合併によつて設立する組合については設立の登記をしなければならない。

(解散の登記)

第六十九条 第五十条第一項の規定により組合が解散したとき(同項第三号又は第四号の事由によつて解散したときを除く。)は、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(参事の登記)

第六十七条 組合が参事を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、参事の氏名及び住所並びに参事を置いた事務所を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、同様とする。

(解散の登記)

第六十八条 組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

(合併の登記)

第六十九条 組合が合併したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合については変更の登記、合併によつて消滅する組合については解散の登記、合併によつて設立した組合については第六十三条第二項に規定する登記をしなければならない。

(清算結了の登記)

第七十条 組合の清算が結了したときは、第六十一条の承認の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第七十一条 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 組合の設立に際して従たる事務所を設けた場合(次号に掲げる場合を除く。)

主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 合併によつて設立する組合が合併に際して従たる事務所を設けた場合

第五十二条第二項の認可があつた日から三週間以内

三 組合の成立後に従たる事務所を設けた場合

従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 | 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

第七十条 削除

(清算結了の登記)

第七十一条 組合の清算が結了したときは、第六十一条の承認の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算結了の登記をしなければならない。

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第七十二条 組合がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第七十三条 第六十八条及び第七十条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地において、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併後存続する組合についての変更の登記は、第七十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

（管轄登記所及び登記簿）

第七十二条 組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が、管轄登記所としてこれをつかさどる。

2 登記所に、漁船保険組合登記簿を備える。

（設立の登記の申請）

第七十三条 組合の設立の登記の申請書には、定款及び代表権を有する者の資格を証する書面を添附しなければならない。

2 合併による組合の設立の登記の申請書には、前項に掲げる書面のほか、第五十四条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対して弁済し、若しくは担保を供し、若しくは財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面並びに合併によつて消滅する組合（当該登記所の管轄

(登記簿)

第七十四条 各登記所に、漁船保険組合登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第七十五条 設立の登記は、組合を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、定款及び組合を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第七十六条 第六十二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(合併による変更の登記の申請)

第七十七条 合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 第五十四条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担

区域内に事務所があるものを除く。)の登記事項証明書を添付しなければならない。

第七十四条 削除

(事務所新設、移転及び設立の登記事項変更の登記の申請)

第七十五条 組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第六十二条第二項の事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 組合の合併による変更の登記の申請については、第七十二条第一項の規定を準用する。

(参事の登記の申請)

第七十六条 参事の登記の申請書には、主たる事務所の所在地を管轄する登記所に申請する場合を除き、登記所において作成した組合の代表者の印鑑の証明書を添付しなければならない。

(解散の登記の申請)

第七十七条 第六十八条の規定による組合の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

2 農林水産大臣が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その囑託によつてする。

保を提供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相
当の財産を信託したこと又は当該合併をしてもその債権者を害するおそ
れがないことを証する書面

二 合併によつて消滅する組合(当該登記所の管轄区域内に主たる事務所
があるものを除く。)(の登記事項証明書

(合併による設立の登記の申請)

第七十八条 合併による設立の登記の申請書には、定款及び組合を代表すべ
き者の資格を証する書面のほか、前条各号に掲げる書面を添付しなければ
ならない。

(解散の登記の申請)

第七十九条 第六十九条の規定による解散の登記の申請書には、解散の事由
の発生を証する書面を添付しなければならない。

2 農林水産大臣が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その囑
託によつてする。

(商業登記法の準用)

第八十三条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第百二
十五号)第一条の三から第五条まで(登記所及び登記官)、第七条から第
十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号及
び第十六号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで(登記簿等及び登
記手続の通則)、第四十五条(支配人の登記)、第四十八条から第五十三

第七十八条及び第七十九条 削除

(新設)

(商業登記法の準用)

第八十三条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第百二
十五号)第二条から第五条まで(登記所及び登記官)、第七条から第十五
条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号及び第
十六号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで(登記簿等及び登記手
続の通則)、第四十五条(支配人の登記)、第四十七条第一項、第四十八

条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三條（株式会社の登記）並びに第三百三十二条から第四百八条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「漁船損害等補償法第七十一条第二項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは「漁船損害等補償法第五十八条本文の規定により清算人となつたもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（組合の先取特権）

第三百三十七条の六（略）

2 前項の先取特権の順序は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（準用規定）

第三百三十八条（略）

条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条（株式会社の登記）並びに第三百三十二条から第四百八条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「漁船損害等補償法第六十二条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記」とあるのは「新所在地において漁船損害等補償法第六十二条第二項各号に掲げる事項を登記すべき場合」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは「漁船損害等補償法第五十八条本文の規定により清算人となつたもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（組合の先取特権）

第三百三十七条の六（略）

2 前項の先取特権の順序は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（準用規定）

第三百三十八条（略）

2 (略)

3 中央会の会員に関する事項については、第二十四条第一項及び第二項第三号から第五号まで、第二十六条、第二十七条第二項並びに第二十八条から第二十九条の二までの規定を準用する。この場合において、第二十四条第二項第三号中「死亡又は解散」とあるのは「解散」と、第二十七条第二項中「追徴金の支払及び保険金の削減」とあるのは「賦課金の支払」と読み替えるものとする。

4 中央会の管理に関する事項については、第三十条の二から第四十一条まで、第四十三条、第四十四条、第四十四条の三、第四十四条の四及び第四十九条の規定を準用する。この場合において、第三十九条第一項中「、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案」とあるのは、「及び損益計算書」と読み替えるものとする。

5 中央会の解散及び清算に関する事項については、第五十条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号、同条第二項から第五項まで並びに第五十七条の二から第六十二条の六までの規定を準用する。この場合において、第五十条第四項中「組合員が、地域組合にあつては十五人未満、業態組合にあつては五人未満」とあるのは「会員が十五組合未満」と、第五十八条中「合併及び破産手続開始の決定」とあるのは「破産手続開始の決定」と読み替えるものとする。

6 中央会の登記に関する事項については、第六十二条から第六十六条まで、第六十九条、第七十条、第七十一条(第一項第二号を除く)、第七十二条、第七十三条(ただし書を除く)、第七十四条から第七十六条まで、第七十九条から第八十一条まで及び第八十三条の規定を準用する。この

2 (略)

3 中央会の会員に関する事項については、第二十四条第一項及び第二項第三号から第五号まで、第二十六条、第二十七条第二項、第二十八条及び第二十九条の規定を準用する。この場合において、第二十四条第二項第三号中「死亡又は解散」とあるのは「解散」と、第二十七条第二項中「追徴金の支払及び保険金の削減」とあるのは「賦課金の支払」と読み替えるものとする。

4 中央会の管理に関する事項については、第三十条の二から第四十一条まで、第四十三条、第四十四条、第四十四条の三から第四十五条まで及び第四十九条の規定を準用する。この場合において、第三十九条第一項中「、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案」とあるのは、「及び損益計算書」と読み替えるものとする。

5 中央会の解散及び清算に関する事項については、第五十条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号、同条第二項から第五項まで並びに第五十八条から第六十二条までの規定を準用する。この場合において、第五十条第四項中「組合員が、地域組合にあつては十五人未満、業態組合にあつては五人未満」とあるのは「会員が十五組合未満」と、第五十八条中「合併及び破産手続開始の決定」とあるのは「破産手続開始の決定」と読み替えるものとする。

6 中央会の登記に関する事項については、第六十二条から第六十六条の二まで、第六十八条、第七十一条、第七十二条、第七十三条第一項、第七十五条第一項、第七十七条、第八十条、第八十一条及び第八十三条の規定を準用する。この場合において、第六十八条中「合併及び破産手続開始の決

場合において、第六十九条中「第三号又は第四号」とあるのは「第四号」と、第七十四条中「漁船保険組合登記簿」とあるのは「漁船保険中央会登記簿」と読み替えるものとする。

7 (略)

第四百四十五条 次の場合には、組合又は中央会の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一〇九 (略)

十 第五十九条の二第一項(第三百三十八条第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十一 第五十九条の二第一項又は第五十九条の四第一項(第三百三十八条第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十二 第五十九条の四第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十三 第六十条(第三百三十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して財産を分配したとき。

十四〇十七 (略)

定」とあるのは「破産手続開始の決定」と、第七十二条第二項中「漁船保険組合登記簿」とあるのは「漁船保険中央会登記簿」と読み替えるものとする。

7 (略)

第四百四十五条 次の場合には、組合又は中央会の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一〇九 (略)

十 第六十条(第三百三十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して財産を分配したとき。

十一 第六十二条第一項(第三百三十八条第五項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十二 第六十二条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項の規定に違反してその公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十三 第六十二条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十四〇十七 (略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 漁業信用基金協会</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 解散及び清算（第五十三条 第六十四条の六）</p> <p>第六節（略）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（議決権のない場合）</p> <p>第十三条の二 協会と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、議決権を有しない。</p> <p>（協会の業務の決定）</p> <p>第二十六条の二 協会の業務は、定款に特別の定めがないときは、理事の過半数で決する。</p> <p>（協会の代表）</p> <p>第二十六条の三 理事は、協会のすべての業務について、協会を代表する。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 漁業信用基金協会</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 解散及び清算（第五十三条 第六十四条）</p> <p>第六節（略）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

ただし、定款の定めに戻することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

(理事の代表権の制限)

第二十六条の四 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(新設)

(理事の代理行為の委任)

第二十六条の五 理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないことに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(新設)

(仮理事)

第二十六条の六 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、主務大臣は、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任しなければならない。

(新設)

(監事の職務)

第二十七条の二 監事は、次に掲げる職務を行う。

(新設)

一 協会の財産の状況を監査すること。

二 理事の業務の執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は主務大臣に報告を

する。

四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(役員に関する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第三十五条 役員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(平成十八年法律第 号)第七十八条(代表者の行為についての損害

賠償責任)の規定を準用する。

(総会の議事)

第三十九条 (略)

2・3 (略)

4 総会においては、第三十一条第三項の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、議決をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

第四十一条 削除

(創立総会)

(役員に関する民法の準用)

第三十五条 役員については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十

四条第一項(法人の不行行為能力)、第五十二条第二項(理事の業務執行

)、第五十三条から第五十六条まで(理事の代表権等)及び第五十九条(

監事の職務)の規定を準用する。この場合において、民法第五十六条中「

裁判所」とあるのは、「主務大臣」と読み替えるものとする。

(総会の議事)

第三十九条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(総会に関する民法の準用)

第四十一条 総会については、民法第六十四条(総会の決議事項)及び第六

十六条(表決権のない場合)の規定を準用する。この場合において、同法

第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「中小漁業融資保証法第三十一

条第三項」と読み替えるものとする。

(創立総会)

第四十八条 (略)

2) 8 (略)

9 創立総会については、第十三条及び第十三条の二の規定を準用する。この場合において、第十三条第一項中「出資」とあるのは、「引き受けた出資」と読み替えるものとする。

(清算中の協会の能力)

第五十九条の二 解散した協会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(裁判所による清算人の選任)

第六十条の二 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第六十条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の職務及び権限)

第六十条の四 清算人は、次に掲げる職務を行う。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

第四十八条 (略)

2) 8 (略)

9 創立総会については、第十三条及び民法第六十六条(表決権のない場合)の規定を準用する。この場合において、第十三条第一項中「出資」とあるのは、「引き受けた出資」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができ。

(清算人の財産調査義務)

第六十一条 (略)

(債権の申出の催告等)

第六十一条の二 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第六十一条の三 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、協会の

(清算事務)

第六十一条 清算人は、就職の後遅滞なく、協会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(新設)

(新設)

債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に
対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の協会についての破産手続の開始)

第六十一条の四 清算中に協会の財産がその債務を完済するのに足りないこ
とが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし
、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の協会が破産手続開始の決定を受けた場合において、
破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす
る。

3 前項に規定する場合において、清算中の協会が既に債権者に支払い、又
は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、こ
れを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の分配)

第六十二条 (略)

(新設)

第六十二条 清算人は、協会の債務を弁済してなお残余財産があるときは、
これを、各会員に対し、出資口数に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により会員に分配することができる額は、その出資額を限度
とする。

3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は
、国庫に帰属する。ただし、政令で別段の定めをしたときは、その定める
ところによる。

(裁判所による監督)

第六十二条の二 協会の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 協会の解散及び清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 主務大臣は、協会の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(決算報告書)

第六十三条 (略)

(清算結了の届出)

第六十四条 清算が結了したときは、清算人は、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(新設)

第六十三条 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用等)

第六十四条 協会の解散及び清算については、民法第七十三条(清算法人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)及び第七十八条から第八十三条まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで(法人の解散及び清算に関する監督等)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「中小漁業融資保証法第六十条」と読み替えるものとする。

2 協会の解散及び清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第六十四条の二 協会の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第六十四条の三 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第六十四条の四 裁判所は、第六十条の二の規定により清算人を選任した場合には、協会が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(即時抗告)

第六十四条の五 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

、又は調査を囑託することができる。
3 主務大臣は、協会の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第六十四条の六 裁判所は、協会の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

(新設)

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第六十四条の四中「清算人及び監事」とあるのは、「協会及び検査役」と読み替えるものとする。

第八十九条 次の場合には、協会の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

第八十九条 次の場合には、協会の役員又は清算人を二十万円以下の過料に

処する。

一 第十一 (略)

一 十一 (略)

十二 第六十一条の二第一項又は第六十一条の四第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十二 第六十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十三 第六十一条の二第二項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十三 第六十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十四 第六十一条の四第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十四 第六十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十五 第六十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十五 第六十四条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）

改正案	現行
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第七条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、公庫について準用する。</p> <p>（代表権の制限）</p> <p>第十四条 総裁、副総裁又は理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に對抗することができない。</p> <p>2（略）</p> <p>（債券の発行）</p> <p>第二十四条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>5～7（略）</p>	<p>（法人に関する規定の準用）</p> <p>第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力等）、第五十条（法人の住所）及び第五十四条（理事の代理権の制限）の規定は、公庫に準用する。</p> <p>（代表権の制限）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>（債券の発行）</p> <p>第二十四条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>5～7（略）</p>

改正案

第二十六条 次に掲げる場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一、二（略）

三 準用協同組合法第十条の二、第三十四条の二、第四十条第一項から第十二項まで、第五十六条、第六十三条の四第一項若しくは第二項、第六十三条の五第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第六十三条の六第一項若しくは第二項若しくは第六十四条第六項から第八項までの規定又は準用協同組合法第六十九条において準用する中小企業等協同組合法第四十条（第一項、第十一項及び第十三項を除く。）の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのにその書類若しくは電磁的記録に記載された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

四、五（略）

六 準用協同組合法第二十七条第七項、第三十六条の七第一項若しくは第五十三条の四第一項の規定、準用協同組合法第六十九条第一項において

現行

第二十六条 次に掲げる場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一、二（同上）

三 準用協同組合法第十条の二、第三十四条の二、第四十条第一項から第十二項まで、第五十六条、第六十三条の四第一項若しくは第二項、第六十三条の五第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第六十三条の六第一項若しくは第二項若しくは第六十四条第六項から第八項までの規定又は準用協同組合法第六十九条において準用する中小企業等協同組合法第四十条（第一項、第十一項及び第十三項を除く。）の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのにその書類若しくは電磁的記録に記載された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

四、五（同上）

六 準用協同組合法第二十七条第七項、第三十六条の七第一項若しくは第五十三条の四第一項の規定、準用協同組合法第六十九条第一項において

準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第一項の規定又は準用協同組合法第六十九条において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

七十一（略）

十二 準用協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定、準用協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は準用協同組合法第六十九条において準用する会社法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十三 準用協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定、準用協同組合法第三十六条の七第五項、第四十一条第三項若しくは第五十三条の四第四項の規定又は準用協同組合法第六十九条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第五項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記載された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十四 準用協同組合法第三十七条第一項の規定又は準用協同組合法第六十九条において準用する中小企業等協同組合法第三十七条第一項の規定に違反したとき。

準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第一項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

七十一（同上）

十二 準用協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定、準用協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十三 準用協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定、準用協同組合法第三十六条の七第五項、第四十一条第三項若しくは第五十三条の四第四項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第五項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記載された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十四 準用協同組合法第三十七条第一項の規定又は準用協同組合法第六十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十七条第一項の規定に違反したとき。

十五 準用協同組合法第三十八條第一項若しくは第三十八條の二第六項の規定又は準用協同組合法第六十九條において準用する中小企業等協同組合法第三十八條第一項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十六 準用協同組合法第三十八條第三項の規定又は準用協同組合法第六十九條において準用する中小企業等協同組合法第三十八條第三項の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十七、十八 (略)

十九 準用協同組合法第五十六條の二第二項の規定、準用協同組合法第六十三條の四第四項、第六十三條の五第六項若しくは第六十三條の六第四項において準用する中小企業等協同組合法第五十六條の二第二項の規定又は準用協同組合法第六十九條において準用する会社法第四百九十九條第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

二十、二十一 (略)

二十三 準用協同組合法第六十九條において準用する会社法第四百八十四條第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

二十四 清算の結了を遅延させる目的で、準用協同組合法第六十九條において準用する会社法第四百九十九條第一項の期間を不当に定めたととき。

二十五 準用協同組合法第六十九條において準用する会社法第五百條第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十六 準用協同組合法第六十九條において準用する会社法第五百二條の

十五 準用協同組合法第三十八條第一項若しくは第三十八條の二第六項の規定又は準用協同組合法第六十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十八條第一項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十六 準用協同組合法第三十八條第三項の規定又は準用協同組合法第六十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十八條第三項の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十七、十八 (同上)

十九 準用協同組合法第五十六條の二第二項の規定、準用協同組合法第六十三條の四第四項、第六十三條の五第六項若しくは第六十三條の六第四項において準用する中小企業等協同組合法第五十六條の二第二項の規定又は準用協同組合法第六十九條第一項において準用する会社法第四百九十九條第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

二十、二十一 (同上)

二十三 準用協同組合法第六十九條第一項において準用する会社法第四百八十四條第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

二十四 清算の結了を遅延させる目的で、準用協同組合法第六十九條第一項において準用する会社法第四百九十九條第一項の期間を不当に定めたととき。

二十五 準用協同組合法第六十九條第一項において準用する会社法第五百條第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十六 準用協同組合法第六十九條第一項において準用する会社法第五百

<p>2 二十七 (略)</p> <p>規定に違反して組合の財産を分配したとき。</p>	<p>2 二十七 (同上)</p> <p>二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。</p>
--	--

改正案	現行
<p>（肉用子牛の価格の安定）</p> <p>第二十四条の三の五 国及び都道府県は、一般社団法人又は一般財団法人であつて肉用子牛の価格の著しい低落がその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための生産者補給金をその生産者に交付する事業を都道府県の区域内において行うもの（以下「都道府県肉用子牛価格安定基金協会」という。）に対し、その事業の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。</p>	<p>（肉用子牛の価格の安定）</p> <p>第二十四条の三の五 国及び都道府県は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて肉用子牛の価格の著しい低落がその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための生産者補給金をその生産者に交付する事業を都道府県の区域内において行うもの（以下「都道府県肉用子牛価格安定基金協会」という。）に対し、その事業の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。</p>
<p>第二十四条の三の六 国は、一般社団法人又は一般財団法人であつて都道府県肉用子牛価格安定基金協会に対し生産者補給金の交付に充てるために必要な資金を貸し付ける事業その他肉用子牛の価格の安定に資するための事業を都道府県の区域を超えて行うもの（以下「全国肉用子牛価格安定基金協会」という。）に対し、その事業の円滑な実施のために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。</p>	<p>第二十四条の三の六 国は、民法第三十四条の規定により設立された法人であつて都道府県肉用子牛価格安定基金協会に対し生産者補給金の交付に充てるために必要な資金を貸し付ける事業その他肉用子牛の価格の安定に資するための事業を都道府県の区域を超えて行うもの（以下「全国肉用子牛価格安定基金協会」という。）に対し、その事業の円滑な実施のために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。</p>

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用） 第十九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、競馬会について準用する。</p>	<p>（民法の準用） 第十九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力等）及び第五十条（法人の住所）の規定は、競馬会に準用する。</p>

改正案	現行
<p>（適用除外）</p> <p>第九条 第五条から前条までの規定は、次に掲げる者には、適用しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 森林整備法人（造林又は育林の事業及び分収方式による造林又は育林の促進を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人で、地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を保有し、一般財団法人にあつては基本財産の過半を抛出しているものをいう。次号において同じ。）</p> <p>三 （略）</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第九条 第五条から前条までの規定は、次に掲げる者には、適用しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 森林整備法人（造林又は育林の事業及び分収方式による造林又は育林の促進を行うことを目的とする民法第三十四条の規定により設立された法人で、地方公共団体が、社団法人にあつては総社員の表決権の過半数を保有し、財団法人にあつては基本財産の過半を抛出しているものをいう。次号において同じ。）</p> <p>三 （略）</p>

改正案	現行
<p>（法人の指定及び業務）</p> <p>第四条の四 農林水産大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次に掲げる業務を適正かつ確実に実施できると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、当該業務を全国的に実施する者として指定することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一般社団法人又は一般財団法人であつて、特定果実の安定的な生産及び出荷を促進すること、果実製品の原料として使用する果実を安定的に供給する生産者に対し当該果実の価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付することその他果実の生産及び出荷の安定に関する業務を都道府県の区域内において行うもの（以下「都道府県法人」という。）に対し、助言、指導その他の援助を行うこと。</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>（法人の指定及び業務）</p> <p>第四条の四 農林水産大臣は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十条の規定により設立された法人であつて、次に掲げる業務を適正かつ確実に実施できると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、当該業務を全国的に実施する者として指定することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、特定果実の安定的な生産及び出荷を促進すること、果実製品の原料として使用する果実を安定的に供給する生産者に対し当該果実の価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付することその他果実の生産及び出荷の安定に関する業務を都道府県の区域内において行うもの（以下「都道府県法人」という。）に対し、助言、指導その他の援助を行うこと。</p> <p>三・四 （略）</p>

改正案	現行
<p>（都道府県農業協同組合合併推進法人の指定）</p> <p>第六条 都道府県知事は、組合の合併についての援助及び合併に係る組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確實に行うことができると認められるものを、その申出により、当該都道府県に一を限つて、都道府県農業協同組合合併推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（農業協同組合合併推進支援法人の指定）</p> <p>第十二条 農林水産大臣は、推進法人の行う業務を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確實に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、農業協同組合合併推進支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。</p>	<p>（都道府県農業協同組合合併推進法人の指定）</p> <p>第六条 都道府県知事は、組合の合併についての援助及び合併に係る組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成を行うことを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確實に行うことができると認められるものを、その申出により、当該都道府県に一を限つて、都道府県農業協同組合合併推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（農業協同組合合併推進支援法人の指定）</p> <p>第十二条 農林水産大臣は、推進法人の行う業務を支援することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確實に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、農業協同組合合併推進支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 農業信用基金協会</p> <p>第一節第五節の二（略）</p> <p>第六節 解散及び清算（第四十九条 第五十四条の六）</p> <p>第七節（略）</p> <p>第三章第五節（略）</p> <p>附則</p> <p>（議決権のない場合）</p> <p>第十七条の二 基金協会と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、議決権を有しない。</p> <p>（創立総会）</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 創立総会については、第十七条及び第十七条の二の規定を準用する。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 農業信用基金協会</p> <p>第一節第五節の二（略）</p> <p>第六節 解散及び清算（第四十九条 第五十四条）</p> <p>第七節（略）</p> <p>第三章第五節（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>（創立総会）</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 創立総会については、第十七条及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第六十六条（表決権のない場合）の規定を準用する。</p>

(基金協会の業務の決定)

第三十五条の二 基金協会の業務は、定款に特別の定めがある場合を除き、理事の過半数で決する。

(新設)

(基金協会の代表)

第三十五条の三 理事は、基金協会のすべての業務について、基金協会を代表する。ただし、定款の定めには反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

(新設)

(理事の代表権の制限)

第三十五条の四 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(新設)

(理事の代理行為の委任)

第三十五条の五 理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていない場合に限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(新設)

(代理人の選任)

第三十五条の六 理事は、基金協会の職員のうちから、基金協会の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(新設)

(仮理事の選任)

第三十五条の七 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、主務大臣は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(監事の職務)

第三十六条の二 監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 基金協会の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は主務大臣に報告をする。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(役員に関する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第四十四条 役員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第 号)第七十八条(代表者の行為についての損害賠償責任)の規定を準用する。

(総会の議事)

第四十六条 (略)

(新設)

(代理人の選任)

第三十六条の二 理事は、基金協会の職員のうちから、基金協会の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(役員に関する民法の準用)

第四十四条 役員については、民法第四十四条第一項(法人の不法行為能力)、第五十二条第二項(理事の業務執行)、第五十三条から第五十六条まで(理事の代表権等)及び第五十九条(監事の職務)の規定を準用する。
この場合において、同法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは、「主務大臣は、利害関係人の請求により又は職権で」と読み替えるものとする。

(総会の議事)

第四十六条 (略)

2 (略)

3 総会においては、第四十条第三項の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、議決をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

第四十八条 削除

(事業の譲渡又は譲受けの手續)

第四十八条の九 (略)

2~5 (略)

6 前項の規定による公告がされたときは、基金協会の債務者に対して民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百六十七条の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、その公告の日付をもつて確定日付とする。

7 (略)

(清算中の基金協会の能力)

第四十九条の二 解散した基金協会は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

2 (略)

(新設)

(総会に関する民法の準用)

第四十八条 総会については、民法第六十四条(総会の決議事項)及び第六十六条(表決権のない場合)の規定を準用する。この場合において、同法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「農業信用保証保険法第四十条第三項」と読み替えるものとする。

(事業の譲渡又は譲受けの手續)

第四十八条の九 (略)

2~5 (略)

6 前項の規定による公告がされたときは、基金協会の債務者に対して民法第四百六十七条の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、その公告の日付をもつて確定日付とする。

7 (略)

(新設)

(裁判所による清算人の選任)

第五十条の二 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第五十条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の職務及び権限)

第五十条の四 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(清算人の財産調査義務)

第五十一条 (略)

(債権の申出の催告等)

第五十一条の二 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回

(新設)

(新設)

(新設)

(清算事務)

第五十一条 (略)

(新設)

の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第五十一条の三 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、基金協会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の基金協会についての破産手続の開始)

第五十一条の四 清算中に基金協会の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の基金協会が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算中の基金協会が既に債権者に支払い

(新設)

(新設)

、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の分配)

第五十二条 (略)

2・3 (略)

(裁判所による監督)

第五十二条の二 基金協会の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 基金協会の解散及び清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 主務大臣は、基金協会の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(決算報告書)

第五十三条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(清算結了の届出)

第五十四条 清算が結了したときは、清算人は、その旨を主務大臣に届け出

第五十二条 (略)

2・3 (略)

(新設)

第五十三条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用等)

第五十四条 基金協会の解散及び清算については、民法第七十三条(清算法

なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第五十四条の二 基金協会の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第五十四条の三 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第五十四条の四 裁判所は、第五十条の二の規定により清算人を選任した場合には、基金協会が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴か

人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)及び第七十八条から第八十三条まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで(法人の解散及び清算に関する監督等)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「農業信用保証保険法第五十条」と読み替えるものとする。

2 基金協会の解散及び清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 主務大臣は、基金協会の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

なければならぬ。

(即時抗告)

第五十四条の五 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第五十四条の六 裁判所は、基金協会の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第五十四条の四中「清算人及び監事」とあるのは、「基金協会及び検査役」と読み替えるものとする。

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金協会の役員、第三十五条の六の代理人又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一〇十 (略)

十一 第五十一条の二第一項又は第五十一条の四第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十二 第五十一条の二第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十三 第五十一条の四第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠ったとき。

(新設)

(新設)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金協会の役員、第三十六条の二の代理人又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一〇十 (略)

十一 第五十二条の規定に違反して残余財産を処分したとき。

十二 第五十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十三 第五十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十四 第五十二条の規定に違反して残余財産を処分したとき。

十五 (略)

十四 第五十四条第一項において準用する民法第八十一条の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十五 (略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 漁業共済団体の組織及び監督</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 漁業共済組合</p> <p>第一款～第三款（略）</p> <p>第四款 解散及び清算（第五十条 第六十一条の六）</p> <p>第三節～第五節（略）</p> <p>第三章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（議決権のない場合）</p> <p>第十六条の二 組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。</p> <p>（役員任期）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 理事又は監事の全員が欠けたときは、第三十六条又は第七十四条の規定</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 漁業共済団体の組織及び監督</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 漁業共済組合</p> <p>第一款～第三款（略）</p> <p>第四款 解散及び清算（第五十条 第六十一条）</p> <p>第三節～第五節（略）</p> <p>第三章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>（役員任期）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 理事又は監事の全員が欠けたときは、第三十六条又は第七十四条の規定</p>

による解任の場合を除き、退任した理事又は監事は、後任者（第二十八条の六の仮理事を含む。）のうち少なくとも一人が就任するまで、なおその職務を行う。

（組合の業務の決定）

第二十八条の二 組合の業務は、定款に特別の定めがないときは、理事の過半数で決する。

（組合の代表）

第二十八条の三 理事は、組合のすべての業務について、組合を代表する。ただし、定款の定め反することはできず、また、総会の決議に従わなければならぬ。

（理事の代表権の制限）

第二十八条の四 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（理事の代理行為の委任）

第二十八条の五 理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないと
きに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（仮理事）

による解任の場合を除き、退任した理事又は監事は、後任者（第三十七条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十六条の仮理事を含む。）のうち少なくとも一人が就任するまで、なおその職務を行う。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第二十八条の六 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、農林水産大臣は、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任しなければならない。

(監事の職務)

第二十九条の二 監事の職務は、次に掲げるものとする。

- 一 組合の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は農林水産大臣に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(理事に関する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第三十七条 理事については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定を準用する。

(総会の議事)

第四十一条（略）

(新設)

(新設)

(役員に関する民法の準用)

第三十七条 理事については、民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）、「第五十二条第二項（理事の業務執行）及び第五十三条から第五十六条まで（理事の代表権等）」の規定を、監事については、同法第五十九条（監事の職務）の規定を準用する。この場合において、同法第五十六条中「裁判所」とあるのは、「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

(総会の議事)

第四十一条（略）

2・3 (略)

4 総会においては、第三十三条第三項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ、議決をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

(議事録)

第四十二条 (略)

(削る)

(創立総会)

第四十五条 (略)

2・8 (略)

9 創立総会については、第十六条、第十六条の二、第四十一条第二項及び第三項、第四十二条の二並びに第四十三条の規定を準用する。この場合において、第四十二条の二中「第三十三条第三項」とあるのは、「第四十五条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

(清算中の組合の能力)

2・3 (略)

(新設)

(議事録)

第四十二条の三 (略)

(総会に関する民法の準用)

第四十三条 総会については、民法第六十四条(総会の決議事項)及び第六十六条(表決権のない場合)の規定を準用する。この場合において、同法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「漁業災害補償法第三十二条第三項」と読み替えるものとする。

(創立総会)

第四十五条 (略)

2・8 (略)

9 創立総会については、第十六条、第四十一条第二項及び第三項、第四十二条の二、第四十二条の三並びに民法第六十六条の規定を準用する。この場合において、第四十二条の二中「第三十三条第三項」とあるのは、「第四十五条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

第五十六条の二 解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(新設)

(裁判所による清算人の選任)

第五十七条の二 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは檢察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(新設)

(清算人の解任)

第五十七条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは檢察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(新設)

(清算人の職務及び権限)

第五十七条の四 清算人の職務は、次に掲げるものとする。

(新設)

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることが出来る。

(清算人の財産調査義務)

第五十八条 (略)

(清算事務)

第五十八条 (略)

(債権の申出の催告等)

第五十八条の二 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

(新設)

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第五十八条の三 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(新設)

(清算中の組合についての破産手続の開始)

第五十八条の四 清算中に組合の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

(新設)

2 清算人は、清算中の組合が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす

る。

3 前項に規定する場合において、清算中の組合が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の分配)

第五十九条 (略)

2・3 (略)

(裁判所による監督)

第五十九条の二 組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、農林水産大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 農林水産大臣は、組合の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(決算報告書)

第六十条 (略)

(新設)

第五十九条 (略)

2・3 (略)

第六十条 (略)

(清算結了の届出)

第六十一条 清算が結了したときは、清算人は、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第六十一条の二 組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第六十一条の三 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

(民法及び非訟事件手続法の準用等)

第六十一条 組合の解散及び清算については、民法第七十三条(清算法人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)及び第七十八条から第八十三条まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで(法人の解散及び清算に関する監督等)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「漁業災害補償法第五十七条」と読み替えるものとする。

2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、農林水産大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 農林水産大臣は、組合の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(新設)

(新設)

第六十一条の四 裁判所は、第五十七条の二の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(新設)

(即時抗告)

第六十一条の五 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(新設)

(検査役の選任)

第六十一条の六 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

(新設)

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第六十一条の四中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第六十七条 連合会の会員に関する事項については、第六十二条から第六十四条までに規定するもののほか、第十三条、第十四条第一項、第三項及び第四項、第十五条、第十六条、第十六条の二、第二十条第一項及び第三項並びに第二十一条の規定を準用する。この場合において、第十三条第二項中「一万円」とあるのは、「十万円」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第六十七条 連合会の会員に関する事項については、第六十二条から第六十四条までに規定するもののほか、第十三条、第十四条第一項、第三項及び第四項、第十五条、第十六条、第二十条第一項及び第三項並びに第二十一条の規定を準用する。この場合において、第十三条第二項中「一万円」とあるのは、「十万円」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

2・3 (略)

4 連合会の解散及び清算に関する事項については、第五十条及び第五十六条の二から第六十一条の六までの規定を準用する。

第二百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした漁業共済団体の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 一十二（略）

十三 第五十八条の二第一項又は第五十八条の四第一項（これらの規定を第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十四 第五十八条の二第一項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十五 第五十八条の四第一項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十六 第五十九条（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して残余財産を処分したとき。

十七・十八（略）

4 連合会の解散及び清算に関する事項については、第五十条及び第五十七条から第六十一条までの規定を準用する。

第二百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした漁業共済団体の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 一十二（略）

十三 第五十九条（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して残余財産を処分したとき。

十四 第六十一条第一項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十五 第六十一条第一項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十六 第六十一条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十七・十八（略）

<p>改正案</p>	<p>（法人に対する補助）</p> <p>第十四条 機構は、一般社団法人又は一般財団法人が行う対象野菜以外の野菜（指定野菜以外の野菜にあつては、指定野菜に準ずるものとして農林水産省令で定めるものに限る。）の安定的な供給を図るための業務で第十条又は第十二条の規定により行う業務に準ずるもの（農林水産省令で定める要件に適合するものに限る。）についてその経費を補助するものとする。</p>
<p>現行</p>	<p>（法人に対する補助）</p> <p>第十四条 機構は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人が行う対象野菜以外の野菜（指定野菜以外の野菜にあつては、指定野菜に準ずるものとして農林水産省令で定めるものに限る。）の安定的な供給を図るための業務で第十条又は第十二条の規定により行う業務に準ずるもの（農林水産省令で定める要件に適合するものに限る。）についてその経費を補助するものとする。</p>

改正案	現行
<p>(指定)</p> <p>第十五条 都道府県知事は、第七条の二第三項の規定により基本計画において放流効果実証事業に関し同項に掲げる事項を定めるときは、その管轄に属する水面において水産動物の種苗の放流を行おうとする者で次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、当該都道府県に一を限つて、当該都道府県において放流効果実証事業を実施する者として指定することができる。</p> <p>一 申請者が放流効果実証事業の実施を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2) 4 (略)</p>	<p>(指定)</p> <p>第十五条 都道府県知事は、第七条の二第三項の規定により基本計画において放流効果実証事業に関し同項に掲げる事項を定めるときは、その管轄に属する水面において水産動物の種苗の放流を行おうとする者で次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、当該都道府県に一を限つて、当該都道府県において放流効果実証事業を実施する者として指定することができる。</p> <p>一 申請者が放流効果実証事業の実施を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2) 4 (略)</p>

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）の規定により次の業務を行うこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 一般社団法人又は一般財団法人が行う業務でイ又はロの業務に準ずるものについてその経費を補助すること。</p> <p>四〇八 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）の規定により次の業務を行うこと。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人が行う業務でイ又はロの業務に準ずるものについてその経費を補助すること。</p> <p>四〇八 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（都道府県漁業協同組合合併推進法人の指定）</p> <p>第九条 都道府県知事は、組合の合併についての援助及び合併に係る組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確實に行うことができる<u>と認められるものを、その申出により、当該都道府県に一を限つて、都道府県漁業協同組合合併推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。</u></p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（都道府県漁業協同組合合併推進法人の指定）</p> <p>第九条 都道府県知事は、組合の合併についての援助及び合併に係る組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成を行うことを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確實に行うことができる<u>と認められるものを、その申出により、当該都道府県に一を限つて、都道府県漁業協同組合合併推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。</u></p> <p>2 4 （略）</p>

食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）

改正案	現行
<p>（指定）</p> <p>第十一条 農林水産大臣は、食品の流通部門の構造改善を促進することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行つことができると認められるものを、その申出により、食品流通構造改善促進機構（以下「機構」という。）として指定することができる。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（指定）</p> <p>第十一条 農林水産大臣は、食品の流通部門の構造改善を促進することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行つことができると認められるものを、その申出により、食品流通構造改善促進機構（以下「機構」という。）として指定することができる。</p> <p>2～4 （略）</p>

改正案	現行
<p>（指定等）</p> <p>第十一条 都道府県知事は、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援することに より林業労働力の確保を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる と認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、林業労働力確保支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（指定等）</p> <p>第十一条 都道府県知事は、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援することに より林業労働力の確保を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を 適正かつ確実に行うことができる と認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、林業労働力確保支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。</p> <p>2 4 （略）</p>

木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）

<p>改正案</p>	<p>（指定） 第十七条 農林水産大臣は、木材の安定供給の確保を支援することを目的と する一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正 かつ確実に行うことができる<u>と認められるものを、その申請により、全国 に一を限つて、木材安定供給確保支援法人（以下「支援法人」という。） として指定することができる。</u></p> <p>2 ～ 4 （略）</p>
<p>現行</p>	<p>（指定） 第十七条 農林水産大臣は、木材の安定供給の確保を支援することを目的と して設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人で あつて、次条に規定する業務を適正かつ<u>確実に</u>行うことができる<u>と認めら れるものを、その申請により、全国に一を限つて、木材安定供給確保支援 法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。</u></p> <p>2 ～ 4 （略）</p>

改正案	現行
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p>	<p>（民法の準用）</p>
<p>第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第号）第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。</p>	<p>第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。</p>
<p>（決済債務に係る破産法等の特例）</p>	<p>（決済債務に係る破産法等の特例）</p>
<p>第六十九条の四（略）</p> <p>2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百五十三条の規定は、決済債務に係る当該農水産業協同組合が締結している委任契約については、適用しない。</p>	<p>第六十九条の四（略）</p> <p>2 民法第六百五十三条の規定は、決済債務に係る当該農水産業協同組合が締結している委任契約については、適用しない。</p>
<p>（管理人の選任等）</p>	<p>（管理人の選任等）</p>
<p>第八十五条（略）</p> <p>2、4（略）</p>	<p>第八十五条（略）</p> <p>2、4（略）</p>
<p>5 民事再生法第六十条、第六十一条第一項、第七十条及び第七十一条の規定は管理人について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十条の規定は被管理農水産業協同組合について、それぞれ準用する。この場合において、民事再生法第六十一条第一項中「裁判所」とあるのは「都道府県知事（当該管理人の管理に係る農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものである場合にあつては、主務大臣。以下同じ。）」と、同法第</p>	<p>5 民事再生法第六十条、第六十一条第一項、第七十条及び第七十一条の規定は管理人について、民法第四十四条第一項の規定は被管理農水産業協同組合について、それぞれ準用する。この場合において、民事再生法第六十一条第一項中「裁判所」とあるのは「都道府県知事（当該管理人の管理に係る農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものである場合にあつては、主務大臣。以下同じ。）」と、同法第七十条第一項ただし書中「裁判所</p>

七十条第一項ただし書中「裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は」とあるのは「都道府県知事の承認を得て、」と、同法第七十一条第一項中「管財人代理」とあるのは「管理人代理」と、同条第二項中「裁判所の許可」とあるのは「都道府県知事の承認」と、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条中「代表理事その他の代表者」とあるのは「管理人」と読み替えるものとする。

(通知及び登記)

第八十七条 都道府県知事は、管理を命ずる処分をしたとき又は管理を命ずる処分を取り消したときは、直ちに、被管理農水産業協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知し、かつ、嘱託書に当該命令書の謄本を添付して、被管理農水産業協同組合の主たる事務所の所在地の登記所に、その登記を嘱託しなければならない。

2・3 (略)

の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は」とあるのは「都道府県知事の承認を得て、」と、同法第七十一条第一項中「管財人代理」とあるのは「管理人代理」と、同条第二項中「裁判所の許可」とあるのは「都道府県知事の承認」と、民法第四十四条第一項中「理事その他の代理人」とあるのは「管理人」と読み替えるものとする。

(通知及び登記)

第八十七条 都道府県知事は、管理を命ずる処分をしたとき又は管理を命ずる処分を取り消したときは、直ちに、被管理農水産業協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知し、かつ、嘱託書に当該命令書の謄本を添付して、被管理農水産業協同組合の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に、その登記を嘱託しなければならない。

2・3 (略)

改正案	現行
<p>（役員の資格）</p> <p>第四十四条の三 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（代表理事）</p> <p>第四十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 代表理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p>	<p>（役員の資格）</p> <p>第四十四条の三 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（代表理事）</p> <p>第四十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p>

(理事についての会社法の準用)

第四十九条 (略)

2 会社法第三百四十九条第五項、第三百五十条及び第三百五十四条の規定は、代表理事について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「森林組合法第四十八条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算についての会社法等の準用)

第九十二条 会社法第四百七十五条(第三号に係る部分を除く。)、第四百七十六条、第四百九十九条から第五百三条まで及び第五百七条の規定は組合の清算について、第四十一条の二、第四十三条の二、第四十四条の二、第四十四条の三、第四十六条、第四十六条の二、第四十六条の三(第二項を除く。)、第四十七条、第四十八条第二項及び第三項、第四十九条、第四十九条の二第一項から第三項まで、第四十九条の三第一項から第三項まで、第八項、第九項(第一号に係る部分に限る。)、及び第十項、第五十条(第一項及び第十項を除く。)、第五十二条の二、第五十七条、第五十九条第二項から第四項まで、第六十条、第六十条の二第二項、第六十三条の二並びに第六十三条の四第二項から第四項まで並びに同法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項(各号列記以外の部分に限る。)、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第三項から第五項まで、第

(理事についての会社法及び民法の準用)

第四十九条 (略)

2 民法第五十五条並びに会社法第三百四十九条第五項、第三百五十条及び第三百五十四条の規定は、代表理事について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「森林組合法第四十八条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算についての会社法等の準用)

第九十二条 会社法第四百七十五条(第三号に係る部分を除く。)、第四百七十六条、第四百九十九条から第五百三条まで及び第五百七条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四十条の規定は組合の清算について、第四十一条の二、第四十三条の二、第四十四条の二、第四十四条の三、第四十六条、第四十六条の二、第四十六条の三(第二項を除く。)、第四十七条、第四十八条第二項、第四十九条、第四十九条の二第一項から第三項まで、第四十九条の三第一項から第三項まで、第八項、第九項(第一号に係る部分に限る。)、及び第十項、第五十条(第一項及び第十項を除く。)、第五十二条の二、第五十七条、第五十九条第二項から第四項まで、第六十条、第六十条の二第二項、第六十三条の二並びに第六十三条の四第二項から第四項まで並びに会社法第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項(各号列記以外の部分に限る。)、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百

五百八条、第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一條を除く。）、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は組合の清算人について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九條の三第十項中「役員」とあるのは「清算人又は監事」と、第五十條第二項中「事業報告を」とあるのは「事務報告を」と、「計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるものをいう。第八項において同じ。）」及び「事業報告」とあるのは「貸借対照表及び事務報告」と、同条第四項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、同条第八項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、「計算書類」とあるのは「貸借対照表」と、同条第九項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第四百七十五條第一号中「第四百七十一條第四号に掲げる事由」とあるのは「合併」と、同法第四百七十八條第二項中「前項」とあるのは「森林組合法第八十九條第一項」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員（准組合員を除く。）の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た組合員（准組合員を除く。）」と、同法第四百八十三條第四項中「第四百七十八條第一項第一号」とあるのは「森林組合法第八十九條第一項」と、同法第五百七十七條第一

八十五條、第四百八十九條第三項から第五項まで、第五百八條、第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一條を除く。）、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は組合の清算人について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九條の三第十項中「役員」とあるのは「清算人又は監事」と、第五十條第二項中「事業報告を」とあるのは「事務報告を」と、「計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして農林水産省令で定めるものをいう。第八項において同じ。）」及び「事業報告」とあるのは「貸借対照表及び事務報告」と、同条第四項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、同条第八項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、「計算書類」とあるのは「貸借対照表」と、同条第九項中「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第四百七十五條第一号中「第四百七十一條第四号に掲げる事由」とあるのは「合併」と、同法第四百七十八條第二項中「前項」とあるのは「森林組合法第八十九條第一項」と、同法第四百七十九條第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員（准組合員を除く。）の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た組合員（准組合員を除く。）」と、同法第四百八十三條第四項中「第四百七十八條第一項第一号」とあるのは「森

項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「森林組合法第九十二条において準用する同法第四十九条の三第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（組合の業務の決定）

第九十八条の二 組合の業務は、定款に特別の定めがないときは、理事の過半数で決する。

（組合の代表）

第九十八条の三 理事は、組合のすべての業務について、組合を代表する。ただし、定款の定めを反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

（理事の代表権の制限）

第九十八条の四 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

林組合法第八十九条第一項」と、同法第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「森林組合法第九十二条において準用する同法第四十九条の三第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設）

（新設）

（新設）

(理事の代理行為の委任)

第九十八条の五 理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないと
きに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(新設)

(一時理事の職務を行うべき者)

第九十八条の六 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損
害を生ずるおそれがあるときは、行政庁は、利害関係人の請求により、一
時理事の職務を行うべき者を選任しなければならない。

(新設)

(理事と組合との契約等)

第九十八条の七 (略)

(理事と組合との契約等)

第九十八条の二 (略)

(監事の職務)

第九十八条の八 監事は、次に掲げる職務を行う。

(新設)

一 組合の財産の状況を監査すること。

二 理事の業務の執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又
は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は行政庁に報告をす
ること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(決算関係書類の作成、備付け及び閲覧等)

第九十八条の九 (略)

(決算関係書類の作成、備付け及び閲覧等)

第九十八条の三 (略)

(通常総会)

第九十八条の十 理事は、少なくとも毎年一回、通常総会を開かなければならない。

(新設)

(臨時総会)

第九十八条の十一 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

(新設)

(剰余金の配当)

第九十九条 組合は、損失をてん補し、第一百条第二項において準用する第六十八条第一項の準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

(剰余金の配当)

第九十九条 組合は、損失をてん補し、次条第二項において準用する第六十八条第一項の準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 (略)

2 (略)

(清算中の組合の能力)

第九十九条の二 解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(新設)

(裁判所による清算人の選任)

第九十九条の三 第一百条第四項において準用する第八十九条第一項の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又

(新設)

は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第九十九条の四 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(新設)

(清算人の職務及び権限)

第九十九条の五 清算人は、次に掲げる職務を行う。

(新設)

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることが出来る。

(債権の申出の催告等)

第九十九条の六 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の

(新設)

公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

ならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第九十九条の七 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(新設)

(清算中の組合についての破産手続の開始)

第九十九条の八 清算中に組合の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

(新設)

2 清算人は、清算中の組合が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす

3 前項に規定する場合において、清算中の組合が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(裁判所による監督)

第九十九条の九 組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

(新設)

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

る。

3 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、行政庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 行政庁は、組合の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べる
ことができる。

(清算終了の届出)

第九十九条の十 清算が終了したときは、清算人は、その旨を行政庁に届け
出なければならない。

(新設)

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第九十九条の十一 組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は
、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(新設)

(不服申立ての制限)

第九十九条の十二 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てるこ
とができない。

(新設)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第九十九条の十三 裁判所は、第九十九条の三の規定により清算人を選任し
た場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができ
る。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴か
なければならない。

(新設)

(即時抗告)

第九十九条の十四 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第九十九条の十五 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第九十九条の十三中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第百条 (略)

2 第四十二条第二項及び第三項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第三項から第八項まで、第四十五条、第五十二条、第五十五条から第五十七条まで、第五十九条第二項から第四項まで、第六十条から第六十条の四まで、第六十一条(第一項第四号を除く。)、第六十二条、第六十三条(第四号に係る部分を除く。)、第六十三条の三、第六十三条の四、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八条第一項から第三項まで、第七十条、第七十二条並びに第七十三条並びに会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十

(新設)

(新設)

(準用規定等)

第百条 (略)

2 第四十二条第二項及び第三項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第三項から第八項まで、第四十五条、第五十二条、第五十五条から第五十七条まで、第五十九条第二項から第四項まで、第六十条から第六十条の四まで、第六十一条(第一項第四号を除く。)、第六十二条、第六十三条(第四号に係る部分を除く。)、第六十三条の三、第六十三条の四、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八条第一項から第三項まで、第七十条、第七十二条並びに第七十三条、民法第六十条及び第六十一条第一項並びに会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十

七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定（これらの規定（これらの規定において準用する同法の規定を含む。）中監査役に関する部分を除く。）は組合の管理について、第四十四条の二、第四十七条第一項、第四十九条の三第一項、第八項及び第十項並びに第五十二条の二前段の規定は理事及び監事について、第四十九条の三第九項（第一号に係る部分に限る。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条の規定は理事について、第四十四条の三第二項の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、第五十二条の二前段中「次条第一項の一時役員」とあるのは「第九十八条の六の一時理事」と、第五十五条第二項中「理事会の議決により」とあるのは「理事の過半数で」と、第五十六条第三項及び第五十九条第二項中「理事会」とあるのは「理事」と、第五十七条中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合又は森林組合連合会」と、第六十条の二第二項中「理事会の決議によらなければ」とあるのは「理事の過半数で決しなければ」と、第六十一条第一項第六号中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合若しくは森林組合連合会」と、同項第七号中「組合」とあるのは「森林組合」と、第六十五条第六項中「選挙」とあるのは「選挙及び解散又は合併の議決」と、第七十二条中「第二十条から第二十二条まで及び第六十七条の二から前条まで」とあるのは「第九十九条並びに第百条第二項において準用する第六十八条第一項から第三項まで及び第七十条」と、会社法第八百三十一条第一項中「第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「森林組合法第百条第二項において準用する同法第五十二条の二前段」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定（これらの規定において準用する同法の規定を含む。）中監査役に関する部分を除く。）は組合の管理について、第四十四条の二、第四十七条第一項、第四十九条の三第一項、第八項及び第十項並びに第五十二条の二前段の規定は理事及び監事について、第四十九条の三第九項（第一号に係る部分に限る。）並びに民法第四十四条第一項、第五十二条第二項及び第五十三条から第五十六条までの規定は理事について、第四十四条の三第二項及び同法第五十九条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、第五十二条の二前段中「次条第一項の一時役員職務を行うべき者」とあるのは「第百条第二項において準用する民法第五十六条の仮理事」と、第五十五条第二項中「理事会の議決により」とあるのは「理事の過半数で」と、第五十六条第三項及び第五十九条第二項中「理事会」とあるのは「理事」と、第五十七条中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合又は森林組合連合会」と、第六十条の二第二項中「理事会の決議によらなければ」とあるのは「理事の過半数で決しなければ」と、第六十一条第一項第六号中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合若しくは森林組合連合会」と、同項第七号中「組合」とあるのは「森林組合」と、第六十五条第六項中「選挙」とあるのは「選挙及び解散又は合併の議決」と、第七十二条中「第二十条から第二十二条まで及び第六十七条の二から前条まで」とあるのは「第九十九条並びに第百条第二項において準用する第六十八条第一項から第三項まで及び第七十条」と、同法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官」とあるのは「行政庁は、利害関係人」と、会社法第八百三十一条第一項中「第三百四十六条

<p>3 (略)</p> <p>4 第八十三条(第六項を除く。)、第八十四条、第八十四条の三から第八十八条まで、第八十九条第一項及び第九十条並びに会社法第五百二条並びに第五百七条第一項及び第三項の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、第八十三条第四項中「十人」とあるのは「五人」と、同法第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 第八十三条(第六項を除く。)、第八十四条、第八十四条の三から第八十八条まで、第八十九条第一項及び第九十条並びに会社法第五百二条並びに第五百七条第一項及び第三項の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、第八十三条第四項中「十人」とあるのは「五人」と、同法第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>第百二十二条 次に掲げる場合には、組合の役員又は清算人は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。</p> <p>一～六 (略)</p>
<p>3 (略)</p> <p>4 第八十三条(第六項を除く。)、第八十四条、第八十四条の三から第八十八条まで、第八十九条第一項及び第九十条、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、会社法第五百二条並びに第五百七条第一項及び第三項並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、第八十三条第四項中「十人」とあるのは「五人」と、民法第七十五条中「前条」とあるのは「森林組合法第百条第四項において準用する同法第八十九条第一項」と、会社法第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>5 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。</p> <p>6 行政庁は、組合の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 第八十三条(第六項を除く。)、第八十四条、第八十四条の三から第八十八条まで、第八十九条第一項及び第九十条、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、会社法第五百二条並びに第五百七条第一項及び第三項並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、第八十三条第四項中「十人」とあるのは「五人」と、民法第七十五条中「前条」とあるのは「森林組合法第百条第四項において準用する同法第八十九条第一項」と、会社法第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>5 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。</p> <p>6 行政庁は、組合の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。</p> <p>第百二十二条 次に掲げる場合には、組合の役員又は清算人は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。</p> <p>一～六 (略)</p>

六の二 第三十一条第八項(第百条第一項及び第百九条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。)、第七十七条第八項(第百九条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)(若しくは第百条第三項において準用する場合又は第百九条第六項、第三百一十一条第三項若しくは第三百一十二条第四項の規定又は第四十一条の第二項(第九十二条(第百九条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第百条第一項及び第百九条第二項において準用する場合を含む。)、第四十三条の二第一項(第九十二条、第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。)、第四十六条の三第一項(第九十二条及び第百九条第三項において準用する場合を含む。)(若しくは第二項(第百九条第三項において準用する場合を含む。)、第五十条第九項(第九十二条及び第百九条第三項において準用する場合を含む。)(若しくは第十項(第百九条第三項において準用する場合を含む。)、第六十三条の四第二項若しくは第三項(これらの規定を第七十七条第八項、第九十二条、第百条第二項及び第三項並びに第百九条第三項において準用する場合を含む。)、第六十六条第一項(第八十四条第四項(第百条第四項、第百八条の三第二項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。)、第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。)、第八十四条の三第一項(第百条第四項、第百八条の三第二項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。)、第八十七条の二第二項(第百条第四項、第百八条の三第二項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。)(若しくは第九十八条の九第三項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備えて置かず、その

六の二 第三十一条第八項(第百条第一項及び第百九条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。)、第七十七条第八項(第百九条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)(若しくは第百条第三項において準用する場合又は第百九条第六項、第三百一十一条第三項若しくは第三百一十二条第四項の規定又は第四十一条の第二項(第九十二条(第百九条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第百条第一項及び第百九条第二項において準用する場合を含む。)、第四十三条の二第一項(第九十二条、第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。)、第四十六条の三第一項(第九十二条及び第百九条第三項において準用する場合を含む。)(若しくは第二項(第百九条第三項において準用する場合を含む。)、第五十条第九項(第九十二条及び第百九条第三項において準用する場合を含む。)(若しくは第十項(第百九条第三項において準用する場合を含む。)、第六十三条の四第二項若しくは第三項(これらの規定を第七十七条第八項、第九十二条、第百条第二項及び第三項並びに第百九条第三項において準用する場合を含む。)、第六十六条第一項(第八十四条第四項(第百条第四項、第百八条の三第二項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。)、第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。)、第八十四条の三第一項(第百条第四項、第百八条の三第二項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。)、第八十七条の二第二項(第百条第四項、第百八条の三第二項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。)(若しくは第九十八条の九第三項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備えて置かず、その

書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六の三 第三十一条第八項、第七十七条第八項若しくは第百条第三項において準用する会社法第三百十条第七項、第三百十一条第四項若しくは第三百十二条第五項の規定又は第四十一条の二第三項（第九十二条、第百条第一項及び第百九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十条の二第二項（第九十二条、第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条の三第三項（第九十二条及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第五十条第十一項（第九十二条及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第六十条の四第四項（第七十七条第八項、第九十二条、第百条第二項及び第三項並びに第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第八十四条の三第二項（第百条第四項、第百八条の三第二項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。）、第八十七条の二第三項（第百条第四項、第百八条の三第二項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第九十八条の九第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記載された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

七十一（略）

十二 第五十八条（第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第五十九条第二項若しくは第六十条第二項（これらの規定を第五十

書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六の三 第三十一条第八項、第七十七条第八項若しくは第百条第三項において準用する会社法第三百十条第七項、第三百十一条第四項若しくは第三百十二条第五項の規定又は第四十一条の二第三項（第九十二条、第百条第一項及び第百九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十条の二第二項（第九十二条、第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条の三第三項（第九十二条及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第五十条第十一項（第九十二条及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第六十条の四第四項（第七十七条第八項、第九十二条、第百条第二項及び第三項並びに第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第八十四条の三第二項（第百条第四項、第百八条の三第二項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。）、第八十七条の二第三項（第百条第四項、第百八条の三第二項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第九十八条の三第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記載された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

七十一（略）

十二 第五十八条（第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第五十九条第二項若しくは第六十条第二項（これらの規定を第五十

二条第四項（第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第九十二条、第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定、第六十五条の二第二項若しくは第四項（これらの規定を第百八条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定又は第百九十八条の十の規定に違反したとき。

十二の二、十六の二（略）

十七 第九十二条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定又は第九十九条の八第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十八 清算の結了を遅延させる目的をもつて第九十二条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間又は第九十九条の六第一項の期間を不当に定めたとき。

十九 第九十二条において準用する会社法第四百九十九条第一項又は第九十九条の六第一項若しくは第九十九条の八第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

二十 第九十二条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をし、又は第九十九条の六第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

二十一・二十二（略）

2、4（略）

二条第四項（第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）、第九十二条、第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定、第六十五条の二第二項若しくは第四項（これらの規定を第百八条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定又は第百条第二項において準用する民法第六十条の規定に違反したとき。

十二の二、十六の二（略）

十七 第九十二条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定又は第百条第四項において準用する民法第八十一条の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十八 清算の結了を遅延させる目的をもつて第九十二条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間又は第百条第四項において準用する民法第七十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

十九 第九十二条において準用する会社法第四百九十九条第一項又は第百条第四項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

二十 第九十二条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をし、又は第百条第四項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

二十一・二十二（略）

2、4（略）

改正案	現行
<p>（農業経営基盤強化促進基本方針）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 基本方針においては、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な次に掲げる事項</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域（次条第三項において「農業振興地域」という。）の区域内に限る。）を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う一般社団法人又は一般財団法人で農林水産省令で定める要件に該当するものに関する事項</p> <p>八・二（略）</p> <p>3～6（略）</p> <p>第六条（略）</p> <p>（農業経営基盤強化促進基本構想）</p>	<p>（農業経営基盤強化促進基本方針）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 基本方針においては、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な次に掲げる事項</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域（次条第三項において「農業振興地域」という。）の区域内に限る。）を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人で農林水産省令で定める要件に該当するものに関する事項</p> <p>八・二（略）</p> <p>3～6（略）</p> <p>第六条（略）</p> <p>（農業経営基盤強化促進基本構想）</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 基本構想においては、前項各号に掲げる事項のほか、市町村の区域（農業振興地域の区域内に限る。）の全部又は一部を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う市町村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人で農林水産省令で定める要件に該当するものに関する事項を定めることができる。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(指定)</p> <p>第十一条の二 農林水産大臣は、農地保有合理化法人の行う業務を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、当該業務を行う者として指定することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(裁定の効果等)</p> <p>第二十七条の八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百七十二條ただし書及び第六百十二條の規定は、前項の場合には、適用しない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 基本構想においては、前項各号に掲げる事項のほか、市町村の区域（農業振興地域の区域内に限る。）の全部又は一部を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う市町村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）又は民法第三十四條の規定により設立された法人で農林水産省令で定める要件に該当するものに関する事項を定めることができる。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(指定)</p> <p>第十一条の二 農林水産大臣は、農地保有合理化法人の行う業務を支援することを目的として設立された民法第三十四條の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、当該業務を行う者として指定することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(裁定の効果等)</p> <p>第二十七条の八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 民法第二百七十二條ただし書及び第六百十二條の規定は、前項の場合には、適用しない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 基本構想においては、前項各号に掲げる事項のほか、市町村の区域（農業振興地域の区域内に限る。）の全部又は一部を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う市町村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人で農林水産省令で定める要件に該当するものに関する事項を定めることができる。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(指定)</p> <p>第十一条の二 農林水産大臣は、農地保有合理化法人の行う業務を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、当該業務を行う者として指定することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(裁定の効果等)</p> <p>第二十七条の八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百七十二條ただし書及び第六百十二條の規定は、前項の場合には、適用しない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 基本構想においては、前項各号に掲げる事項のほか、市町村の区域（農業振興地域の区域内に限る。）の全部又は一部を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う市町村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）又は民法第三十四條の規定により設立された法人で農林水産省令で定める要件に該当するものに関する事項を定めることができる。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(指定)</p> <p>第十一条の二 農林水産大臣は、農地保有合理化法人の行う業務を支援することを目的として設立された民法第三十四條の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、当該業務を行う者として指定することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(裁定の効果等)</p> <p>第二十七条の八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 民法第二百七十二條ただし書及び第六百十二條の規定は、前項の場合には、適用しない。</p>

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">現行</p>
<p>（法人の指定）</p> <p>第五条 都道府県知事は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県に一を限つて、都道府県青年農業者等育成センター（以下「センター」という。）として指定することができる。</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（法人の指定）</p> <p>第五条 都道府県知事は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県に一を限つて、都道府県青年農業者等育成センター（以下「センター」という。）として指定することができる。</p> <p>2 4 （略）</p>

改正案	現行
<p>(指定)</p> <p>第八条 農林水産大臣は、米穀の安定供給の確保を支援することを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、米穀安定供給確保支援機構（以下「機構」という。）として指定することができる。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(指定)</p> <p>第八条 農林水産大臣は、米穀の安定供給の確保を支援することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人その他営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、米穀安定供給確保支援機構（以下「機構」という。）として指定することができる。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(指定)</p> <p>第十八条 農林水産大臣は、米穀の取引の指標とすべき適正な価格の形成を図り、もつてその円滑な取引に資することを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、米穀価格形成センター（以下「センター」という。）として指定することができる。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(指定)</p> <p>第十八条 農林水産大臣は、米穀の取引の指標とすべき適正な価格の形成を図り、もつてその円滑な取引に資することを目的として設立された民法第三十四条の法人その他営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、米穀価格形成センター（以下「センター」という。）として指定することができる。</p> <p>2～4 (略)</p>

改正案	現行
<p>（指定等）</p> <p>第五条 都道府県知事は、森林整備等の推進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に 行つことができる<u>と認められるものを、その申出により、当該都道府県に</u> 一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（指定）</p> <p>第十三条 農林水産大臣は、森林整備等の推進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確 実に<u>行つことができる</u>と認められるものを、その申出により、全国に一を限 つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。</p>	<p>（指定等）</p> <p>第五条 都道府県知事は、森林整備等の推進を図ることを目的として設立さ れた民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次 条に規定する業務を適正かつ確実に<u>行つことができる</u>と認められるものを 、その申出により、当該都道府県に一を限つて、同条に規定する業務を行 う者として指定することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（指定）</p> <p>第十三条 農林水産大臣は、森林整備等の推進を図ることを目的として設立 された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確 実に<u>行つことができる</u>と認められるものを、その申出により、全国に一を 限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（指定）</p> <p>第三十二条 主務大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができる^{（一）}と認められるものを、その申請により、第四条第一項各号に掲げる信用事業の区分ごとに全国に^{（二）}を限つて、支援業務を行う者として指定することができる。</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（指定）</p> <p>第三十二条 主務大臣は、民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができる^{（一）}と認められるものを、その申請により、第四条第一項各号に掲げる信用事業の区分ごとに全国に^{（二）}を限つて、支援業務を行う者として指定することができる。</p> <p>2 4 （略）</p>

改正案	現行
<p>（法人が解散した場合等における育成者権の消滅）</p> <p>第二十四条 育成者権は、次に掲げる場合には、消滅する。</p> <p>一 育成者権者である法人が解散した場合において、その育成者権が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第二百三十九条第三項その他これに準ずる法律の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。</p> <p>二（略）</p>	<p>（法人が解散した場合等における育成者権の消滅）</p> <p>第二十四条 育成者権は、次に掲げる場合には、消滅する。</p> <p>一 育成者権者である法人が解散した場合において、その育成者権が民法第七十二条第三項その他これに準ずる法律の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。</p> <p>二（略）</p>

改正案	現行
<p>（事務所等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第号）第四条の規定は、農林中央金庫について準用する。</p> <p>3～7（略）</p> <p>（理事）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 代表理事は、定款又は総会若しくは経営管理委員会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p> <p>6 会社法第三百四十九条第五項、第三百五十条及び第三百五十四条の規定は、代表理事について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「農林中央金庫法第二十二条第四項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>（役員の資格）</p>	<p>（事務所等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十条の規定は、農林中央金庫について準用する。</p> <p>3～7（略）</p> <p>（理事）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（新設）</p> <p>5 民法第五十五条並びに会社法第三百四十九条第五項、第三百五十条及び第三百五十四条の規定は、代表理事について準用する。この場合において、民法第五十五条中「総会」とあるのは、「総会若しくは経営管理委員会」と、同項中「前項」とあるのは、「農林中央金庫法第二十二条第四項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>（役員の資格）</p>

第二十四条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

一～三 (略)

四 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号、第百九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第二百三条第三項若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

五 (略)

(理事及び経営管理委員の忠実義務等)

第三十条 (略)

2 (略)

3 民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条の規定は、前項の承認を

第二十四条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。

一～三 (略)

四 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号、第百九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第二百三条第三項若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十号まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八号から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

五 (略)

(理事及び経営管理委員の忠実義務等)

第三十条 (略)

2 (略)

3 民法第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引について

受けた同項第一号の取引については、適用しない。

4 (略)

(清算に関する会社法等の準用)

第九十五条 会社法第四百七十五条(第一号に係る部分に限る。)、第四百七十六条及び第四百九十九条から第五百三条までの規定は農林中央金庫の清算について、第十九条の二、第二十条の二、第二十二條第四項から第六項まで、第二十四条の三、第二十四条の四、第二十四条の五第二項、第二十七條から第二十七條の三まで、第二十八條第六項及び第七項、第二十八條の二、第二十九條の二から第三十一條まで、第三十二條第一項から第三項まで、第三十四條第一項から第三項まで、第八項、第十項、第十一項(第一号に係る部分に限る。) 及び第十二項、第三十五條、第三十六條(第二項を除く。)、第三十九條第一項、第四十二條、第四十六條第三項、第四十六條の二第二項、第四十九條の二並びに第四十九條の四第二項から第四項まで並びに同法第三百八十三條第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四條から第三百八十六條まで、第四百七十八條第二項、第四百七十九條第一項及び第二項(各号列記以外の部分に限る。)、第四百八十三條第四項及び第五項、第四百八十四條、第四百八十五條、第四百八十九條第三項から第五項まで、第五百八條、第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一條を除く。)、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十一條、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四條(第一号及び第四号に係る

は、適用しない。

4 (略)

(清算に関する会社法等の準用)

第九十五条 会社法第四百七十五条(第一号に係る部分に限る。)、第四百七十六条及び第四百九十九条から第五百三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四十条の規定は農林中央金庫の清算について、第十九條の二、第二十条の二、第二十二條第四項及び第五項、第二十四條の三、第二十四條の四、第二十四條の五第二項、第二十七條から第二十七條の三まで、第二十八條第六項及び第七項、第二十八條の二、第二十九條の二から第三十一條まで、第三十二條第一項から第三項まで、第三十四條第一項から第三項まで、第八項、第十項、第十一項(第一号に係る部分に限る。) 及び第十二項、第三十五條、第三十六條(第二項を除く。)、第三十九條第一項、第四十二條、第四十六條第三項、第四十六條の二第二項、第四十九條の二並びに第四十九條の四第二項から第四項まで並びに会社法第三百八十三條第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四條から第三百八十六條まで、第四百七十八條第二項、第四百七十九條第一項及び第二項(各号列記以外の部分に限る。)、第四百八十三條第四項及び第五項、第四百八十四條、第四百八十五條、第四百八十九條第三項から第五項まで、第五百八條、第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一條を除く。)、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十一條、第八百七十二條(第四号に係る

部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は農林中央金庫の清算人について準用する。この場合において、第三十四条第十二項中「役員等」とあるのは「役員又は清算人」と、第三十五条第一項中「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他農林中央金庫の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして主務省令で定めるもの」とあるのは「貸借対照表」と、同項並びに同条第四項第二号及び第七項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、第三十六条第一項中「一週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「農林中央金庫法第九十二条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総会員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た会員」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「農林中央金庫法第九十二条」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条において準用する同法第三十四条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は農林中央金庫の清算人について準用する。この場合において、第三十四条第十二項中「役員等」とあるのは「役員又は清算人」と、第三十五条第一項中「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他農林中央金庫の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして主務省令で定めるもの」とあるのは「貸借対照表」と、同項並びに同条第四項第二号及び第七項中「事業報告」とあるのは「事務報告」と、第三十六条第一項中「一週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「農林中央金庫法第九十二条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総会員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得た会員」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「農林中央金庫法第九十二条」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条において準用する同法第三十四条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改正案	現行
<p>第十一条ノ二 理事長ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ招集スルコトヲ得</p>	<p>（新設）</p>
<p>第十一条ノ三 總會ノ招集ノ通知ハ会日ヨリ少クトモ五日前ニ其ノ會議ノ目的タル事項ヲ示シ定款ニ定メタル方法ニ從ヒテ之ヲ為スコトヲ要ス</p>	<p>（新設）</p>
<p>第十一条ノ四 總會ニ於テハ前条ノ規定ニ依リテ予メ通知ヲ為シタル事項ニ付テノミ決議ヲ為スコトヲ得但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ</p>	<p>（新設）</p>
<p>第十一条ノ五 各出資者ノ議決権ハ平等トス</p>	<p>（新設）</p>
<p>第十一条ノ六 商工組合中央金庫ト或出資者トノ關係ニ付議決ヲ為ス場合ニ於テハ其ノ出資者ハ議決権ヲ有セズ</p>	<p>（新設）</p>
<p>第十五条 （略） 商工組合中央金庫ノ設立ハ其ノ主タル事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ為スニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ</p>	<p>第十五条 （同上） （新設）</p>
<p>第一項ノ登記ニ於テハ次ニ掲グル事項ヲ登記スベシ</p>	<p>前項ノ登記ニ於テハ次ニ掲グル事項ヲ登記スベシ</p>

一〇五 (略)

(略)

商工組合中央金庫が其ノ主タル事務所ヲ他ノ登記所ノ管轄区域内ニ移転シタルトキ八二週間以内ニ旧所在地ニ於テ八移転ノ登記ヲ為シ新所在地ニ於テ八第三項各号ニ掲ゲタル事項ヲ登記スベシ

第十五条ノ三 (略)

商工組合中央金庫が其ノ從タル事務所ヲ他ノ登記所ノ管轄区域内ニ移転シタルトキ八旧所在地(主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄区域内ニ存スル場合ヲ除ク)ニ於テ八三週間以内ニ移転ノ登記ヲ為シ新所在地(主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄区域内ニ存スル場合ヲ除ク以下本項ニ於テ同ジ)ニ於テ八四週間以内ニ第二項各号ニ掲ゲタル事項ヲ登記スベシ但シ從タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄区域内ニ新タニ從タル事務所ヲ移転シタルトキ八新所在地ニ於テ八同項第三号ニ掲ゲタル事項ヲ登記スルヲ以テ足ル

第二十三条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律

第 号) 第四条及第七十八条、会社法(平成十七年法律第八十六号)

第四百三十二条第一項、商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第

二条乃至第五条、第七条乃至第十五条、第十七条乃至第二十三条の二、第

二十四条(第十四号乃至第十六号ヲ除ク)、第二十五条乃至第二十七条、

第四十四条、第四十五条、第四十七条第一項、第四十八条乃至第五十三条

、第七十一条第一項及第三百三十二条乃至第四百八十八条並ニ産業組合法(明

一〇五 (同上)

(同上)

(新設)

第十五条ノ三 (同上)

(新設)

第二十三条 民法(明治二十九年法律第八十九号) 第四十四条第一項、第四

十五条第二項第三項、第四十八条、第五十条、第五十三条乃至第五十五条

、第五十九条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十四条、第六十五条

第一項、第六十六条、第七十条、第七十三条、第七十四条及第七十八条乃

至第八十一条、会社法(平成十七年法律第八十六号) 第四百三十二条第一

項、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号) 第三十八条及第三十九

条、商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号) 第二条乃至第五条、第

治三十三年法律第三十四号) 第五条、第十条、第十七条第一項、第十八条乃至第二十二條、第二十四條、第二十九條、第二十九條ノ二、第三十一條ノ二、第三十一條ノ三、第三十三條、第三十四條ノ二第一項、第三十五條乃至第三十七條、第三十八條ノ二、第三十九條第一項第二項、第四十三條、第四十八條ノ二、第六十條第二項、第六十二條(第一項第一号及第四号ヲ除ク)、第六十三條第一項、第六十五條、第七十條乃至第七十三條ノ三、第七十四條ノ二第一項及第七十四條ノ規定ハ商工組合中央金庫ニ之ヲ準用ス但シ同法中理事トアルハ之ヲ理事長(同法第三十三條及第三十四條ノ二第一項ニ在リテハ理事長、副理事長及理事)トシ地方長官又ハ監督官庁トアルハ之ヲ主務大臣トシ会社法第四百三十二條第一項中法務省令トアルハ之ヲ主務省令トシ商業登記法第四十八條第二項中会社法第九百三十條第二項各号トアルハ之ヲ商工組合中央金庫法第十五條ノ三第二項各号トシ産業組合法第三十八條ノ二第一項中命令トアルハ之ヲ主務省令トシ同法第六十二條第一項第五号中組合ノ破産トアルハ之ヲ組合ニ付テノ破産手續開始ノ決定トシ同法第六十三條第一項中破産トアルハ之ヲ破産手續開始ノ決定ニ因ル解散トシ各事務所トアルハ之ヲ主タル事務所トス

第二十五条 理事長ハ商工組合中央金庫ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理ス但シ定款

ノ規定ニ反スルコトヲ得ズ又總會ノ決議ニ從フコトヲ要ス

七条乃至第十五條、第十七條乃至第二十三條ノ二、第二十四條(第十四号乃至第十六号ヲ除ク)、第二十五條乃至第二十七條、第四十四條、第四十五條、第四十七條第一項、第四十八條乃至第五十三條、第七十一條第一項及第三百二十二條乃至第四百八十八條並ニ産業組合法(明治三十三年法律第三十四号) 第五条、第十条、第十七條第一項、第十八條乃至第二十二條、第二十四條、第二十九條、第二十九條ノ二、第三十一條ノ二、第三十一條ノ三、第三十三條、第三十四條ノ二第一項、第三十五條乃至第三十七條、第三十八條ノ二、第三十九條第一項第二項、第四十三條、第四十八條ノ二、第六十條第二項、第六十二條(第一項第一号及第四号ヲ除ク)、第六十三條第一項、第六十五條、第七十條乃至第七十三條ノ三、第七十四條ノ二第一項及第七十四條ノ規定ハ商工組合中央金庫ニ之ヲ準用ス但シ民法及産業組合法中理事トアルハ之ヲ理事長(民法第五十九條並ニ産業組合法第三十三條及第三十四條ノ二第一項ニ在リテハ理事長、副理事長及理事)トシ地方長官又ハ監督官庁トアルハ之ヲ主務大臣トシ会社法第四百三十二條第一項中法務省令トアルハ之ヲ主務省令トシ商業登記法第四十八條第二項中会社法第九百三十條第二項各号トアルハ之ヲ商工組合中央金庫法第十五條ノ三第二項各号トシ産業組合法第三十八條ノ二第一項中命令トアルハ之ヲ主務省令トシ同法第六十二條第一項第五号中組合ノ破産トアルハ之ヲ組合ニ付テノ破産手續開始ノ決定トシ同法第六十三條第一項中破産トアルハ之ヲ破産手續開始ノ決定ニ因ル解散トシ各事務所トアルハ之ヲ主タル事務所トス

第二十五条 理事長ハ商工組合中央金庫ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理ス

）
（略）

第二十六条ノ二 理事長ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ
對抗スルコトヲ得ス

）
（新設）

（同上）

第二十六条ノ三 理事長ハ定款又ハ總會ノ決議ニ依リテ禁止セラレザルトキ
ニ限り特定ノ行為ノ代理ヲ他人ニ委任スルコトヲ得

（新設）

第二十六条ノ四 監事ハ次ニ掲グル職務ヲ行フ

（新設）

一 商工組合中央金庫ノ財産ノ状況ヲ監査スルコト

二 理事長、副理事長及理事ノ業務ノ執行ノ状況ヲ監査スルコト

三 財産ノ状況又ハ業務ノ執行ニ付法令若ハ定款ニ違反シ又ハ著シク不当
ナル事項アリト認ムルトキハ之ヲ總會又ハ主務大臣ニ報告スルコト

四 前号ノ報告ヲ為ス為必要アルトキハ總會ヲ召集スルコト

第七章 清算

（新設）

第四十九条ノ二 商工組合中央金庫ガ其ノ債務ニ付其ノ財産ヲ以テ完済スル
コト能ハザルニ至リタルトキハ裁判所ハ理事長若ハ債權者ノ申立ニ因リ又
ハ職權ヲ以テ破産手續開始ノ決定ヲ為ス

（新設）

前項ニ規定スル場合ニ於テ理事長ハ直チニ破産手續開始ノ申立ヲ為スコト
ヲ要ス

第四十九条ノ三 解散シタル商工組合中央金庫ハ清算ノ目的ノ範囲内ニ於テ其ノ清算ノ結了ニ至ルマデ尚ホ存続スルモノト看做ス

(新設)

第四十九条ノ四 商工組合中央金庫ガ解散シタルトキハ破産手続開始ノ決定ニ因ル解散ノ場合ヲ除クノ外理事長ガ其ノ清算人ト為ル但シ定款ニ別段ノ定アルトキ又ハ總會ニ於テ理事長以外ノ者ヲ選任シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

(新設)

第四十九条ノ五 清算人ハ次ニ掲グル職務ヲ行フ

(新設)

- 一 現務ノ結了
 - 二 債権ノ取立及債務ノ弁済
 - 三 残余財産ノ引渡
- 清算人ハ前項各号ニ掲ゲタル職務ヲ行フ為ニ必要ナル一切ノ行為ヲ為スコトヲ得

第四十九条ノ六 清算中ニ商工組合中央金庫ノ財産ガ其ノ債務ヲ完済スルニ足ラザルコト分明ナルニ至リタルトキハ清算人ハ直チニ破産手続開始ノ申

(新設)

立ヲ為シテ其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

清算人ハ商工組合中央金庫ガ破産手続開始ノ決定ヲ受ケタル場合ニ於テ破産管財人ニ其ノ事務ヲ引継ギタルトキハ其ノ任務ヲ終了シタルモノトス

前項ニ規定スル場合ニ於テ商工組合中央金庫ガ既ニ債権者ニ支払ヒ又ハ債権利ノ帰属スベキ者ニ引渡シタルモノアルトキハ破産管財人ハ之ヲ取戻スコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル公告ハ官報ニ掲載シテ為ス

第四十九条ノ七 清算人ハ其ノ就職ノ日ヨリ二月以内ニ少クトモ三回ノ公告ヲ以テ債権者ニ対シ一定ノ期間内ニ其ノ債権ノ申出ヲ為スベキ旨ノ催告ヲ為スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ公告ニハ債権者ガ其ノ期間内ニ申出ヲ為サザルトキハ清算ヨリ除外セラルベキ旨ヲ付記スルコトヲ要ス但シ清算人ハ知レタル債権者ヲ除外スルコトヲ得ズ

清算人ハ知レタル債権者ニハ各別ニ其ノ申出ノ催告ヲ為スコトヲ要ス

第一項ノ公告ハ官報ニ掲載シテ為ス

第四十九条ノ八 前条第一項ノ期間ノ經過後ニ申出ヲ為シタル債権者ハ商工組合中央金庫ノ債務力完済サレタル後未ダ権利ノ帰属スベキ者ニ引渡サザル財産ニ対シテノミ請求ヲ為スコトヲ得

第四十九条ノ九 第二十三条ニ於テ準用スル産業組合法第七十三条ノ二ノ規定ニ依リ主務大臣ガ商工組合中央金庫ノ清算人ヲ選任シタル場合ニ於テハ商工組合中央金庫ヲシテ之ニ報酬ヲ与ヘシムルコトヲ得其ノ額ハ清算人及監事ノ陳述ヲ聴キ主務大臣之ヲ定ム

第八章 雑則

第四十九条ノ十 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

第七章 雑則

第四十九条ノ二 (同上)

第九章
罰則

第八章
罰則

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）

改正案	現行
<p>第十二条の六 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四条及び第七十八条の規定は、日本自転車振興会について準用する。</p>	<p>第十二条の六 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、日本自転車振興会に準用する。</p>
<p>第十三条の十一の二 解散した自転車競技会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。</p>	<p>（新設）</p>
<p>第十三条の十二の二 清算人の職務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 現務の結了 二 債権の取立て及び債務の弁済 三 残余財産の引渡し <p>清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。</p>	<p>（新設）</p>
<p>第十三条の十三の二 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。</p> <p>前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除</p>	<p>（新設）</p>

斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除外することができない。

清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

第一項の公告は、官報に掲載してする。

第十三条の十三の三 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、自転車競技会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第十三条の十三の四 清算中に自転車競技会の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

清算人は、清算中の自転車競技会が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

前項に規定する場合において、清算中の自転車競技会が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第十三条の十五 残余財産は、自転車競技会又はその目的と類似の公益目的を有する法人若しくは自転車に関する事業の振興を目的とする一般社団法

(新設)

(新設)

第十三条の十五 残余財産は、自転車競技会又はその目的と類似の公益目的を有する法人若しくは自転車に関する事業の振興を目的とする公益法人に

人若しくは一般財団法人に帰属させなければならない。

第十三条の十七 第十二条の四、第十二条の六、第十二条の八、第十二条の九、第十二条の十第一号から第三号まで及び第五号、第十二条の十一から第十二条の十四まで、第十二条の十九、第十二条の二十第一項、第十二条の二十一、第十二条の二十二、第十二条の二十三第一項並びに第十二条の二十四の規定は、自転車競技会について準用する。

帰属させなければならない。

第十三条の十七 第十二条の四、第十二条の六、第十二条の八、第十二条の九、第十二条の十第一号から第三号まで及び第五号、第十二条の十一から第十二条の十四まで、第十二条の十九、第十二条の二十第一項、第十二条の二十一、第十二条の二十二、第十二条の二十三第一項並びに第十二条の二十四並びに民法第七十三条及び第七十八条から第八十一条までの規定は、自転車競技会に準用する。

改正案	現行
<p>（役員の資格等）</p> <p>第三十五条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（代表理事）</p> <p>第三十六条の八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>4 代表理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り</p>	<p>（役員の資格等）</p> <p>第三十五条の四 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>四（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>（代表理事）</p> <p>第三十六条の八（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

5 | 代表理事については、第三十六条の二、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条及び会社法第三百五十四条の規定を準用する。

(理事の自己契約等)

第三十八条 (略)

2 | 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八十条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

3 (略)

(清算人)

第六十八条 (略)

2 | 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会が第六十条の二第四項又は第五項の規定による第二十七条の二第一項の認可の取消しにより解散したときは、前項の規定及び第六十九条において準用する会社法第四百七十八条第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

(会社法等の準用)

第六十九条 組合の解散及び清算については、会社法第四百七十五条(第一号及び第三号を除く。)、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第一四項、第四百七十九条第一項及び第二項(各号列記以外の部分に限る。)

3 | 代表理事については、第三十六条の二、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条第一項、第五十四条及び第五十五条並びに会社法第三百五十四条の規定を準用する。

(理事の自己契約等)

第三十八条 (同上)

2 | 民法第八十条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

3 (同上)

(清算人)

第六十八条 (同上)

2 | 火災共済協同組合又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会が第六十条の二第四項又は第五項の規定による第二十七条の二第一項の認可の取消しにより解散したときは、前項の規定及び第六十九条第一項において準用する会社法第四百七十八条第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

(会社法の準用等)

第六十九条 組合の解散及び清算については、会社法第四百七十五条(第一号及び第三号を除く。)、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第一四項、第四百七十九条第一項及び第二項(各号列記以外の部分に限る。)

、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条（株式会社清算）、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条（非訟）の規定を、組合の清算人については、第三十五条の三、第三十五条の四、第三十六条の二、第三十六条の三第一項及び第二項、第三十六条の五から第三十八条の四まで（第三十六条の七第四項を除く。）、第四十条（第一項、第十一項及び第十三項を除く。）、第四十七条第二項から第四項まで、第四十八条並びに第五十三条の二並びに同法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十二条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで並びに第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては、同法第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除き、監査権限定組合にあっては、監査役に係る部分を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を、監査権限定組合の清算人については、同法第三百五十三条、第三百六十条第一項及び第三百六十四条の規定を準用する。この場合において、第四十条第二項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録及び貸借対照表

、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条（株式会社清算）、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条（非訟）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条（検査をすべき者の選任の裁判）の規定を、組合の清算人については、第三十五条の三、第三十五条の四、第三十六条の二、第三十六条の三第一項及び第二項、第三十六条の五から第三十八条の四まで（第三十六条の七第四項を除く。）、第四十条（第一項、第十一項及び第十三項を除く。）、第四十七条第二項から第四項まで、第四十八条並びに第五十三条の二並びに会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで並びに第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては、同法第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除き、監査権限定組合にあっては、監査役に係る部分を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を、監査権限定組合の清算人については、同法第三百五十三条、第三百六十条第一項及び第三百六十四条の規定を準用する。この場合において、第四十条第二項中「財産目録、

「と」、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第三百八十四条、第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(削る)

(削る)

(準用規定)

第八十二条の八 中央会については、第十条の二、第三十四条の二及び第四十条（第一項、第六項から第九項まで及び第十三項を除く。）の規定を、会長、理事及び監事については、第三十五条第三項及び第七項から第十三項まで、第三十五条の二、第三十五条の三、第三十六条（第五項を除く。）並びに第三十六条の三第一項の規定を、会長については、第三十六条の

八第四項及び第三十八条並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条の規定を、理事については、第四十条第七項から第九項まで

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録及び貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第三百八十四条、第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、組合の業務を監督する行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する行政庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(準用規定)

第八十二条の八 中央会については、第十条の二、第三十四条の二及び第四十条（第一項、第六項から第九項まで及び第十三項を除く。）の規定を、会長、理事及び監事については、第三十五条第三項及び第七項から第十三項まで、第三十五条の二、第三十五条の三、第三十六条（第五項を除く。）並びに第三十六条の三第一項の規定を、会長については、第三十八条並

びに民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）及び第五十五条（理事の代理行為の委任）の規定を、理事については、第四十条第七項から第九

の規定を、監事については、第三十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第三十五条第九項中「一人」とあるのは「一人（全国中央会にあつては、選挙権一個）」と、第三十八条第一項中「理事会において」とあるのは「監事に」と、同条第三項中「理事会」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

（清算中の中央会の能力）

第八十二条の十三の二 解散した中央会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（裁判所による清算人の選任）

第八十二条の十四の二 前条の規定により清算人となる者がなく、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第八十二条の十四の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第八十二条の十四の四 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

項までの規定を、監事については、第三十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第三十五条第九項中「一人」とあるのは「一人（全国中央会にあつては、選挙権一個）」と、第三十八条第一項中「理事会において」とあるのは「監事に」と、同条第三項中「理事会」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることが出来る。

(清算中の中央会についての破産手続の開始)

第八十二条の十五の二 清算中に中央会の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の中央会が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算中の中央会が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(債権の申出の催告等)

第八十二条の十五の三 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除

(新設)

(新設)

斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第八十二条の十五の四 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、中央会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(裁判所による監督)

第八十二条の十七の二 中央会の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 中央会の解散及び清算を監督する裁判所は、中央会の業務を監督する行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 前項に規定する行政庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第八十二条の十七の三 中央会の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する

(新設)

(新設)

(新設)

(不服申立ての制限)

第八十二条の十七の四 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(新設)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第八十二条の十七の五 裁判所は、第八十二条の十四の二の規定により清算人を選任した場合には、中央会が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(新設)

(即時抗告)

第八十二条の十七の六 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(新設)

(検査役の選任)

第八十二条の十七の七 裁判所は、中央会の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

(新設)

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第八十二条の十七の五中「清算人及び監事」とあるのは、「中央会及び検査役」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第八十二条の十八 清算人については、第三十五条の三、第三十六条の三第一項、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十条第二項から第十項まで(第六項を除く。)、第四十七条第二項から第四項まで、第四十八条並びに第八十二条の十第一項及び第二項並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条の規定を準用する。この場合において、第三十八条第一項中「理事会において」とあるのは「監事に」と、同条第三項中「理事会」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

(削る)

(削る)

(清算結了の登記)

第九十二条 清算が結了したときは、次の各号に掲げる組合等の区分に応じ、当該各号に定める日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

- 一 組合 第六十九条において準用する会社法第五百七条第三項の承認の

(民法の準用等)

第八十二条の十八 解散及び清算については、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十二条まで(法人の清算)並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十七条から第四十条まで(法人の清算の監督)の規定を、清算人については、第三十五条の三、第三十六条の三第一項、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十条第二項から第十項まで(第六項を除く。)、第四十七条第二項から第四項まで、第四十八条並びに第八十二条の十第一項及び第二項並びに民法第四十四条第一項(法人の不法行為能力)の規定を準用する。この場合において、同法第七十五条中「前条」とあるのは「中小企業等協同組合法第八十二条の十四」と、第三十八条第一項中「理事会において」とあるのは「監事に」と、同条第三項中「理事会」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

2 中央会の解散及び清算を監督する裁判所は、中央会の業務を監督する行政庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する行政庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算結了の登記)

第九十二条 清算が結了したときは、次の各号に掲げる組合等の区分に応じ、当該各号に定める日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

- 一 組合 第六十九条第一項において準用する会社法第五百七条第三項の

日

二 (略)

(清算結了の登記の申請)

第百一条 組合等の清算結了の登記の申請書には、清算人が第六十九条において準用する会社法第五百七条第三項の規定又は第八十二条の十七の規定による決算報告書の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

第百十五条 次に掲げる場合には、組合又は中央会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

七 第十条の二若しくは第三十四条の二(これらの規定を第八十二条の八において準用する場合を含む。)、第四十条(第六十九条、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む。)、第五十六条(第五十七条の二の二第五項において準用する場合を含む。)、第六十三条の四第一項若しくは第二項、第六十三条の五第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第六十三条の六第一項若しくは第二項又は第六十四条第六項から第八項までの規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若

承認の日

二 (同上)

(清算結了の登記の申請)

第百一条 組合等の清算結了の登記の申請書には、清算人が第六十九条第一項において準用する会社法第五百七条第三項の規定又は第八十二条の十七の規定による決算報告書の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

第百十五条 次に掲げる場合には、組合又は中央会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (同上)

七 第十条の二若しくは第三十四条の二(これらの規定を第八十二条の八において準用する場合を含む。)、第四十条(第六十九条第一項、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む。)、第五十六条(第五十七条の二の二第五項において準用する場合を含む。)、第六十三条の四第一項若しくは第二項、第六十三条の五第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第六十三条の六第一項若しくは第二項又は第六十四条第六項から第八項までの規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの

しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

八・九（略）

十 第二十七条第七項、第三十六条の七第一項（第六十九条において準用する場合を含む。）、第五十三条の四第一項（第八十二条の十第四項において準用する場合を含む。）、第八十二条第三項若しくは第八十二条の十五の規定又は第六十九条において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十一（十五）（略）

十六 第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定、第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第六十九条において準用する会社法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十七 第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第三十六条の七第五項（第六十九条において準用する場合を含む。）、第四十一条第三項若しくは第五十三条の四第四項（第八十二条の十第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を主務省令で

閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

八・九（同上）

十 第二十七条第七項、第三十六条の七第一項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条の四第一項（第八十二条の十第四項において準用する場合を含む。）、第八十二条第三項若しくは第八十二条の十五の規定又は第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十一（十五）（同上）

十六 第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定、第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第六十九条第一項において準用する会社法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十七 第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第三十六条の七第五項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第三項若しくは第五十三条の四第四項（第八十二条の十第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を主務

定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十八 第三十七条第一項（第六十九条、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む。）又は第二項（第六十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十九 第三十八条第一項（第六十九条、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定又は第三十八条の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

二十 第三十八条第三項（第六十九条、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十一・二十二（略）

二十三 第五十六条の二第二項（第五十七条の二の二第五項、第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項又は第六十三条の六第四項において準用する場合を含む。）の規定、第六十九条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は第八十二条の十五の二第一項若しくは第八十二条の十五の三第一項の規定による公告をすることを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

二十四～二十六（略）

二十七 第六十九条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定又は第八十二条の十五の二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

二十八 清算の結了を遅延させる目的で、第六十九条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十八 第三十七条第一項（第六十九条第一項、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む。）又は第二項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十九 第三十八条第一項（第六十九条第一項、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定又は第三十八条の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

二十 第三十八条第三項（第六十九条第一項、第八十二条の八又は第八十二条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十一・二十二（同上）

二十三 第五十六条の二第二項（第五十七条の二の二第五項、第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項又は第六十三条の六第四項において準用する場合を含む。）の規定、第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は第八十二条の十八第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは同法第八十一条の規定による公告をすることを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

二十四～二十六（同上）

二十七 第六十九条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定又は第八十二条の十八第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

二十八 清算の結了を遅延させる目的で、第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

<p>二十九 第六十九條において準用する会社法第五百條第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。</p> <p>三十 第六十九條において準用する会社法第五百二條の規定又は第八十二條の十六の規定に違反して、組合又は中央会の財産を分配したとき。</p> <p>三十一・三十二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>二十九 第六十九條第一項において準用する会社法第五百條第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。</p> <p>三十 第六十九條第一項において準用する会社法第五百二條の規定又は第八十二條の十六の規定に違反して、組合又は中央会の財産を分配したとき。</p> <p>三十一・三十二 (同上)</p> <p>2 (同上)</p>
--	--

改正案	現行
<p>（指定の基準）</p> <p>第四十五条の六 経済産業大臣は、第三十一条の三第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>い。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 一般社団法人又は一般財団法人であること。</p> <p>四（略）</p>	<p>（指定の基準）</p> <p>第四十五条の六 経済産業大臣は、第三十一条の三第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>い。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であること。</p> <p>四（同上）</p>

改正案	現行
<p>（指定の基準）</p> <p>第三十六条の四 経済産業大臣は、他に第三十四条第三項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 一般社団法人又は一般財団法人であること。</p> <p>四 （略）</p>	<p>（指定の基準）</p> <p>第三十六条の四 経済産業大臣は、他に第三十四条第三項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>一・二 （同上）</p> <p>三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であること。</p> <p>四 （同上）</p>

小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>(定義) 第二条 1～3 (略) 4 この法律において「貸与機関」とは、一般社団法人又は一般財団法人であつて、設備資金貸付事業又は設備貸与事業を行うものをいう。 5～7 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 1～3 (同上) 4 この法律において「貸与機関」とは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、設備資金貸付事業又は設備貸与事業を行うものをいう。 5～7 (同上)</p>

改正案	現行
<p>（指定の基準）</p> <p>第七条の三 経済産業大臣は、他に第七条第一項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 一般社団法人又は一般財団法人であること。</p> <p>四（略）</p>	<p>（指定の基準）</p> <p>第七条の三 経済産業大臣は、他に第七条第一項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であること。</p> <p>四（同上）</p>

改正案	現行
<p>（指定の基準）</p> <p>第三十八条の十六 経済産業大臣及び環境大臣は、他に第八条の二第一項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 一般社団法人又は一般財団法人であること。</p> <p>四 （略）</p>	<p>（指定の基準）</p> <p>第三十八条の十六 経済産業大臣及び環境大臣は、他に第八条の二第一項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>一・二 （同上）</p> <p>三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であること。</p> <p>四 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（指定の基準）</p> <p>第八条の四 経済産業大臣及び環境大臣は、他に第八条の二第一項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 一般社団法人又は一般財団法人であること。</p> <p>四 （略）</p>	<p>（指定の基準）</p> <p>第八条の四 経済産業大臣及び環境大臣は、他に第八条の二第一項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>一・二 （同上）</p> <p>三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であること。</p> <p>四 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（指定の基準）</p> <p>第十八条 経済産業大臣は、第十六条の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一般社団法人又は一般財団法人であつて、その役員又は職員の構成が鉱害防止業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>（指定の基準）</p> <p>第十八条 経済産業大臣は、第十六条の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は職員の構成が鉱害防止業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>三・四 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（指定の基準）</p> <p>第二十三条 経済産業大臣は、他に第十条第二項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 一般社団法人又は一般財団法人であること。</p> <p>四（略）</p>	<p>（指定の基準）</p> <p>第二十三条 経済産業大臣は、他に第十条第二項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であること。</p> <p>四（同上）</p>

小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）

<p style="text-align: center;">改正案</p> <p>第十九条の五 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、日本小型自動車振興会について準用する。</p> <p>第二十條の十一の二 解散した小型自動車競走会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。</p> <p>第二十條の十二の二 清算人の職務は、次のとおりとする。</p> <p>一 現務の結了</p> <p>二 債権の取立て及び債務の弁済</p> <p>三 残余財産の引渡し</p> <p>2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。</p> <p>第二十條の十三の二 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。</p> <p>2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除</p>	<p style="text-align: center;">現行</p> <p>第十九条の五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不行行為能力等）及び第五十条（法人の住所）の規定は、日本小型自動車振興会に準用する。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

第二十条の十三の三 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、小型自動車競走会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていぬ財産に対してのみ、請求をすることができる。

第二十条の十三の四 清算中に小型自動車競走会の財産がその債務を完済するに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の小型自動車競走会が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算中の小型自動車競走会が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第二十条の十五 残余財産は、小型自動車競走会又はその目的と類似の公益目的を有する法人若しくは小型自動車に関する事業の振興を目的とする

(新設)

(新設)

第二十条の十五 残余財産は、小型自動車競走会又はその目的と類似の公益目的を有する法人若しくは小型自動車に関する事業の振興を目的とする

一般社団法人若しくは一般財団法人に帰属させなければならない。

第二十条の十七 第十九条の三、第十九条の五、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一号から第三号まで及び第五号、第十九条の十から第十九条の十四まで、第十九条の十九、第十九条の二十第一項、第十九条の二十一、第十九条の二十二、第十九条の二十三第一項並びに第十九条の二十四の規定は、小型自動車競走会について準用する。

公益法人に帰属させなければならない。

第二十条の十七 第十九条の三、第十九条の五、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一号から第三号まで及び第五号、第十九条の十から第十九条の十四まで、第十九条の十九、第十九条の二十第一項、第十九条の二十一、第十九条の二十二、第十九条の二十三第一項並びに第十九条の二十四並びに民法第七十三条（清算法人）及び第七十八条から第八十一条まで（清算人の職務権限等）の規定は、小型自動車競走会に準用する。

改正案

現行

（創立總會）

第十三条 1～7（略）

第十三条 1～7（同上）

8 第三十三条並びに第五十九条第八項本文及び第十項の規定は創立總會について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六号並びに第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は創立總會の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同項中「会社の本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「「会員商品取引所の主たる事務所（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて商品取引所法第二十四条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所）」と読み替えるものとする。

（設立の登記）

第二十条 会員商品取引所の設立の登記は、その主たる事務所の所在地にお

（設立の登記）

8 第三十三条並びに第五十九条第八項本文及び第十項の規定は創立總會について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六号並びに第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は創立總會の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同項中「会社の本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「「会員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

第二十条 会員商品取引所の設立の登記は、第九条の許可があつた日から二

いて、第九条の許可があつた日から二週間以内にしなければならない。

2 (略)

(削る)

(変更の登記)

第二十一条 会員商品取引所において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第二項第五号に掲げる事項の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第二十二条 会員商品取引所がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二十条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第二十三条 会員商品取引所を代表すべき者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地に

週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

2 (同上)

3 会員商品取引所は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(従たる事務所の設立の登記)

第二十一条 会員商品取引所の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内における従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記することをもつて足りる。

(事務所の移転の登記)

第二十二条 会員商品取引所が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二十条第二項各号に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすることをもつて足りる。

において、その登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第二十四条 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)
には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 会員商品取引所の設立に際して従たる事務所を設けた場合(次号に規定する場合を除く。)
主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 新設合併により設立する会員商品取引所が新設合併に際して従たる事務所を設けた場合
第四百七十七条の二第一項に規定する日から三週間以内

三 会員商品取引所の成立後に従たる事務所を設けた場合
従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所(その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。)(の所在場所

(変更の登記)

第二十三条 第二十条第二項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

2 第二十条第二項第五号に掲げる事項の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末の現在により事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内に、これを行うことができる。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第二十四条 理事長若しくは会員商品取引所を代表すべき理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)

第二十四条之二 会員商品取引所がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。)においては四週間以内に前条第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

(管轄登記所及び登記簿)

第二十五条 (略)

2 登記所に、会員商品取引所登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第二十六条 会員商品取引所の設立の登記は、会員商品取引所を代表すべき者の申請によつてする。

2 会員商品取引所の設立の登記の申請書には、定款並びに出資の払込みがあつたこと及び会員商品取引所を代表すべき者の資格を証明する書面を添

(新設)

(登記の管轄)

第二十五条 (同上)

2 各登記所に、会員商品取引所登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第二十六条 (新設)

1 会員商品取引所の設立の登記の申請書には、定款並びに出資の払込みがあつたこと及び代表権を有する者の資格を証明する書面を添付しなければ

付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第二十七条 第二十条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(設立の無効の登記の手續)

第二十八条 会社法第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分に限る。)の規定は、会員商品取引所の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。この場合において、同項中「会社の本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」「とあるのは、「会員商品取引所の主たる事務所」と読み替えるものとする。

(商業登記法の準用)

第二十九条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号及び第十六号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第四十八条から第五十三条まで及び第百三十二条から第百四十八条までの規定は、会員商品取引所の登記について準用する。この場合において

ならない。

(変更の登記の申請)

第二十七条 会員商品取引所の従たる事務所の新設、主たる事務所又は従たる事務所の移転その他第二十条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、従たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(設立の無効の登記の手續)

第二十八条 会社法第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分に限る。)の規定は、会員商品取引所の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。この場合において、同項中「会社の本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」「とあるのは、「会員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

(商業登記法の準用)

第二十九条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号及び第十六号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで及び第百三十二条から第百四十八条までの規定は、会員商品取引所の登記について準用す

て、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは、「商品取引所法第二十四条第二項各号」と読み替えるものとする。

(理事長及び理事の代理行為の委任)

第四十七条の二 理事長及び理事は、定款又は会員総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(会社法等の準用)

第五十八条 会社法第四百二十四条及び第四百三十条の規定は理事長、理事及び監事について、同法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)の規定は理事長、理事及び監事の責任を追及する訴えについて、同法第三百四十九条第四項及び第五項、第三百五十条、第三百五十四條並びに第三百六十一条の規定は理事長及び理事について、第五十三条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百二十四条中「前条第一項」とあるのは、「商品取引所法第五十三条第一項」と、同法第四百三十条中「役員等」とあるのは、「役員等」とあるのは、「理事長又は理事が」と、「他の役員等」とあるのは、「監事も」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な

る。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは、「商品取引所法第二十条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは、「新所在地において商品取引所法第二十条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と読み替えるものとする。

(新設)

(会社法等の準用)

第五十八条 会社法第四百二十四条及び第四百三十条の規定は理事長、理事及び監事について、同法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)の規定は理事長、理事及び監事の責任を追及する訴えについて、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十五条並びに会社法第三百四十九条第四項及び第五項、第三百五十条、第三百五十四條並びに第三百六十一条の規定は理事長及び理事について、第五十三条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百二十四条中「前条第一項」とあるのは、「商品取引所法第五十三条第一項」と、同法第四百三十条中「役員等」とあるのは、「役員等」とあるのは、「理事長又は理事が」と、「他の役員等」とあるのは「監事も」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあ

技術的読替えは、政令で定める。

(会社法の準用)

第六十三條 会社法第八百三十條、第八百三十一條、第八百三十四條(第十
六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百
三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條、第八百四
十六條並びに第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規
定は、會員總會の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えにつ
いて準用する。この場合において、同項中「会社の本店(第一号トに規定
する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項
についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支
店)」とあるのは、「會員商品取引所の主たる事務所(第一号トに規定す
る場合であつて当該決議によつて商品取引所法第二十四條第二項各号に掲
げる事項についての登記がされているときにあつては、主たる事務所及び
当該登記に係る従たる事務所)」と読み替えるものとする。

(解散の登記)

第七十二條 會員商品取引所が解散したときは、合併及び破産手続開始の決
定による解散の場合を除くほか、二週間以内に、その主たる事務所の所在
地において、解散の登記をしなければならぬ。

るのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは
、政令で定める。

(会社法の準用)

第六十三條 会社法第八百三十條、第八百三十一條、第八百三十四條(第十
六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百
三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條、第八百四
十六條並びに第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規
定は、會員總會の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えにつ
いて準用する。この場合において、同項中「会社の本店(第一号トに規定
する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項
についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支
店)」とあるのは、「會員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」
と読み替えるものとする。

(解散の登記)

第七十二條 會員商品取引所が解散したときは、合併及び破産手続開始の決
定による解散の場合を除くほか、主たる事務所の所在地においては三週間
以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に、解散の登記をし
なければならぬ。

(清算結了の登記)

第七十三条 清算が結了したときは、第七十七条第一項において準用する会社法第五百七条第三項の承認の日から、その主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

(会社法等の準用等)

第七十七条 会社法第四百七十五条(第一号及び第三号を除く。)、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第四項、第四百八十一条、第四百八十二条第二項、第四百八十三条第四項から第六項まで、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、会員商品取引所の清算について準用する。この場合において、同法第四百九十二条第一項及び第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとする。

2
5 (略)

(清算結了の登記)

第七十三条 会員商品取引所の清算が結了したときは、第七十七条第一項において準用する会社法第五百七条第三項の承認の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

(会社法等の準用等)

第七十七条 会社法第四百七十五条(第一号及び第三号を除く。)、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第四項、第四百八十一条、第四百八十二条第二項、第四百八十三条第四項から第六項まで、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第四十条の規定は、会員商品取引所の清算について準用する。この場合において、会社法第四百九十二条第一項及び第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとする。

2
5 (同上)

(主務大臣の嘱託登記)

第九十条 主務大臣は、前条第一項の規定により、仮取締役、仮代表取締役、仮執行役、仮代表執行役又は仮監査役を選任したときは、当該株式会社商品取引所の本店の所在地の登記所にその旨の登記を嘱託しなければならない。

2 (略)

(引受けの無効又は取消しの制限)

第三百三十一条の五 民法(明治二十九年法律第八十九号)第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、組織変更時発行株式の引受けの申込み及び割当てに係る意思表示については、適用しない。

2 (略)

(登記)

第三百三十四条 会員商品取引所が組織変更をしたときは、組織変更の効力が生じた日から、その主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更をする会員商品取引所については解散の登記を、組織変更後株式会社商品取引所の本店については設立の登記を、組織変更後株式会社商品取引所の支店については会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項の登記をしなければならない。

2・3 (略)

(主務大臣の嘱託登記)

第九十条 主務大臣は、前条第一項の規定により、仮取締役、仮代表取締役、仮執行役、仮代表執行役又は仮監査役を選任したときは、当該株式会社商品取引所の本店及び支店の所在地の登記所にその旨の登記を嘱託しなければならない。

2 (同上)

(引受けの無効又は取消しの制限)

第三百三十一条の五 民法第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、組織変更時発行株式の引受けの申込み及び割当てに係る意思表示については、適用しない。

2 (同上)

(登記)

第三百三十四条 会員商品取引所の組織変更の登記については、組織変更の効力が生じた日から、主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更をする会員商品取引所については解散の登記を、組織変更後株式会社商品取引所の本店については設立の登記を、組織変更後株式会社商品取引所の支店については会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項の登記をしなければならない。

2・3 (同上)

(吸収合併の登記)

第四百七十七条 会員商品取引所が吸収合併をした場合において、吸収合併継続商品取引所が会員商品取引所であるときは、その効力が生じた日から、その主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、吸収合併消滅商品取引所については解散の登記をし、吸収合併継続商品取引所については変更の登記をしなければならない。ただし、従たる事務所の所在地における変更の登記は、吸収合併継続商品取引所について、第二十四条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

2 会員商品取引所が吸収合併をした場合において、吸収合併継続商品取引所が株式会社商品取引所であるときは、その効力が生じた日から、その主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、吸収合併消滅商品取引所については解散の登記をし、吸収合併継続商品取引所については変更の登記をしなければならない。ただし、支店の所在地における変更の登記は、吸収合併継続商品取引所について、会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

(新設合併の登記)

第四百七十七条の二 会員商品取引所が新設合併をする場合において、新設合併設立商品取引所が会員商品取引所であるときは、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から、その主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、新設合併消滅商品

(吸収合併の登記)

第四百七十七条 会員商品取引所が吸収合併をした場合において、吸収合併継続商品取引所が会員商品取引所であるときは、その効力が生じた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、吸収合併消滅商品取引所については解散の登記をし、吸収合併継続商品取引所については変更の登記をしなければならない。

2 会員商品取引所が吸収合併をした場合において、吸収合併継続商品取引所が株式会社商品取引所であるときは、その効力が生じた日から、主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、吸収合併消滅商品取引所については解散の登記をし、吸収合併継続商品取引所については変更の登記をしなければならない。ただし、支店の所在地における変更の登記は、吸収合併継続商品取引所について、会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

(新設合併の登記)

第四百七十七条の二 会員商品取引所が新設合併をする場合において、新設合併設立商品取引所が会員商品取引所であるときは、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、新設合併消滅商品取引所に

取引所については解散の登記をし、新設合併設立商品取引所については設立の登記をしなければならない。この場合における第二十条第二項の適用については、同項中「前項」とあるのは、「新設合併設立商品取引所についての設立」とする。

一～四（略）

2 会員商品取引所が新設合併をする場合において、新設合併設立商品取引所が株式会社商品取引所であるときは、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から、その主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、新設合併消滅商品取引所については解散の登記をし、新設合併設立商品取引所については設立の登記をしなければならない。

一～五（略）

（合併の無効の訴え）

第五百五十三条 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）、第八百四十六条並びに第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項の規定は第三百三十九条第一項の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七

つについては解散の登記をし、新設合併設立商品取引所については設立の登記をしなければならない。この場合における第二十条第二項の適用については、同項中「前項」とあるのは、「新設合併設立商品取引所についての設立」とする。

一～四（同上）

2 会員商品取引所が新設合併をする場合において、新設合併設立商品取引所が株式会社商品取引所であるときは、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から、主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、新設合併消滅商品取引所については解散の登記をし、新設合併設立商品取引所については設立の登記をしなければならない。

一～五（同上）

（合併の無効の訴え）

第五百五十三条 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）、第八百四十六条並びに第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項の規定は第三百三十九条第一項の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七

十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第三項中「各会社の本店」とあるのは、「各株式会社商品取引所の本店又は各会員商品取引所の主たる事務所」と、同条第四項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「第九百三十条第二項各号又は商品取引所法第二十四条第二項各号」と、「各会社の支店」とあるのは「各株式会社商品取引所の支店又は各会員商品取引所の従たる事務所」と読み替えるものとする。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第二百七十二条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第 号)第四条及び第七十八条の規定は、委託者保護会員制法人について準用する。

(設立要件)

第二百七十三条 1～5 (略)

6 委託者保護会員制法人の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な事項(予算及び資金計画を含む。)の決定は、第二百八十五条第二項の規定にかかわらず、創立総会の決議によることができる。

7 (略)

8 第二百八十五条の二及び第二百八十五条の三の規定は、創立総会の決議について準用する。

十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第三項中「各会社の本店」とあるのは、「各株式会社商品取引所の本店並びに各会員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

(民法の準用)

第二百七十二条 民法第四十四条及び第五十条の規定は、委託者保護会員制法人について準用する。

(設立要件)

第二百七十三条 1～5 (同上)

6 委託者保護会員制法人の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な事項(予算及び資金計画を含む。)の決定は、第二百八十五条第一項の規定にかかわらず、創立総会の決議によることができる。

7 (同上)

8 民法第六十五条及び第六十六条の規定は、創立総会の決議について準用する。

(総会)

第二百八十四条 1・2 (略)

3| 総会員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、理事長は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総会員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(総会の招集)

第二百八十四条の二 総会(前条第一項の通常総会及び同条第二項の臨時総会をいう。以下この章において同じ。)の招集の通知は、会日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

(総会の決議事項)

第二百八十五条 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2| この法律に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

一〜五 (略)

3| (略)

(総会)

第二百八十四条 1・2 (同上)

(新設)

(新設)

(総会の決議事項)

第二百八十五条 (新設)

1| この法律に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項は、総会(前条第一項の通常総会及び同条第二項の臨時総会をいう。以下この章において同じ。)の決議を経なければならない。

一〜五 (同上)

2| (同上)

(会員の議決権)

第二百八十五条の二 各会員の議決権は、平等とする。

2 総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。

3 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(議決権のない場合)

第二百八十五条の三 委託者保護会員制法人と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、議決権を有しない。

(総会の議事)

第二百八十六条 総会の議事は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第二百八十五条第二項第一号及び第四号の議事は、出席した会員の議決権の三分の二以上の多数で決する。

第二百八十七条 削除

(裁判所の禁止命令)

第二百二十八条 1～4 (略)

5 第一項及び第三項に規定する裁判は、非訟事件手続法(明治三十一年法

(新設)

(新設)

(総会の議事)

第二百八十六条 総会の議事は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、前条第一項第一号及び第四号の議事は、出席した会員の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(民法の準用)

第二百八十七条 民法第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は、委託者保護会員制法人の総会について準用する。

(裁判所の禁止命令)

第二百二十八条 1～4 (同上)

5 第一項及び第三項に規定する裁判は、非訟事件手続法によつて行う。

律第十四号()に於て行つ。

改正案	現行
<p>（指定の基準）</p> <p>第五十八条の五 経済産業大臣は、第三十一条の二第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>い。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 一般社団法人又は一般財団法人であること。</p> <p>四（略）</p> <p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第五十九条の八 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為について損害賠償責任）の規定は、協会について準用する。</p>	<p>（指定の基準）</p> <p>第五十八条の五 経済産業大臣は、第三十一条の二第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>い。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であること。</p> <p>四（同上）</p> <p>（民法の準用）</p> <p>第五十九条の八 民法第四十四条（法人の不法行為能力等）及び第五十条（法人の住所）の規定は、協会に準用する。</p>

改正案

現行

（準用）

（準用）

第十九条 中小企業等協同組合法第四条第二項（住所）、第九条の二第三項（事業協同組合及び事業協同小組合）、第十条の二から第十四条まで、第十九条（第一項第四号を除く。）（組合員）、第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十二条（設立）、第三十四条（規約）、第三十四条の二（定款の備置き及び閲覧等）、第三十五条（第五項を除く。）、第三十五条の二から第三十六条の三まで、第三十六条の五から第三十六条の八まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条まで、第四十一条から第四十五条まで（役員等）、第四十六条から第五十二条まで、第五十三条（第五号を除く。）、第五十三条の二から第五十五条まで（総会及び総代会）、第五十七条の五（余裕金運用の制限）、第五十七条の六（会計の原則）、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条から第六十三条の三まで、第六十三条の四第三項、第六十三条の五第三項本文、第六十三条の六第三項、第六十四条第一項から第五項まで、第六十五条から第六十七条まで、第六十八条第一項、第六十九条（解散及び清算並びに合併）、第八十三条から第一百三三まで（第八十四条第二項第三号及び第五号、第三項並びに第四項、第八十五条第二項、第八十六条第二号、第八十七条第二号、第九十二条第二号、第九十六条第二項、第九十八条第二号並びに第九十九条第二項を除く。）（登記）並びに第百四条、第百五条、第百五条の三第二項

第十九条 中小企業等協同組合法第四条第二項（住所）、第九条の二第三項（事業協同組合及び事業協同小組合）、第十条の二から第十四条まで、第十九条（第一項第四号を除く。）（組合員）、第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十二条（設立）、第三十四条（規約）、第三十四条の二（定款の備置き及び閲覧等）、第三十五条（第五項を除く。）、第三十五条の二から第三十六条の三まで、第三十六条の五から第三十六条の八まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条まで、第四十一条から第四十五条まで（役員等）、第四十六条から第五十二条まで、第五十三条（第五号を除く。）、第五十三条の二から第五十五条まで（総会及び総代会）、第五十七条の五（余裕金運用の制限）、第五十七条の六（会計の原則）、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条から第六十三条の三まで、第六十三条の四第三項、第六十三条の五第三項本文、第六十三条の六第三項、第六十四条第一項から第五項まで、第六十五条から第六十七条まで、第六十八条第一項、第六十九条（解散及び清算並びに合併）、第八十三条から第一百三三まで（第八十四条第二項第三号及び第五号、第三項並びに第四項、第八十五条第二項、第八十六条第二号、第八十七条第二号、第九十二条第二号、第九十六条第二項、第九十八条第二号並びに第九十九条第二項を除く。）（登記）並びに第百四条、第百五条、第百五条の三第二項

、第一百五條の四第一項、第六項及び第七項並びに第一百六條第一項（雜則）の規定は、輸出組合について準用する。この場合において、同法第十條の二第三項第二号、第十一條第三項、第二十七條第七項、第三十四條の二第二項第二号及び第三項、第三十六條の三第二項、第三項及び第五項、第三十六條の七第一項、第二項、第四項及び第五項第二号、第三十八條の二第五項及び第八項、第三十九條、第四十條第一項、第二項、第五項、第七項、第十一項及び第十二項第三号、第四十一條第一項及び第三項第二号、第四十七條第四項、第五十一條第四項、第五十三條の二、第五十三條の四第一項、第三項及び第四項第二号、第五十七條の五、第六十三條の二第六号、第六十三條の三第五号並びに第六十九條中「主務省令」とあるのは「經濟産業省令」と、同法第二十八條中「前條第一項」とあるのは「輸出取引法第十四條第一項」と、同法第三十五條の二、第四十八條、第五十一條第二項、第五十七條の五、第六十二條第二項、第六十五條第一項、第六十六條第一項、第九十六條第五項、第一百五條、第一百五條の三第二項、第一百五條の四第一項及び第一百六條第一項中「行政庁」とあるのは「經濟産業大臣」と、同法第五十一條第一項中「二 規約及び共済規程又は火災共済規程の設定、変更又は廃止」とあるのは「二 規定の設定、変更又は廃止」
二の二 輸出入取引法第十一條第二項の組合員の遵守すべき事項の設定又は廃止と、同法第五十三條第四号中「事業の全部の譲渡」とあるのは「輸出入取引法第十一條第二項の組合員の遵守すべき事項の設定又は廃止」と、同法第五十五條第一項中「二百人」とあるのは「百人」と、同條第三項中「十分の一」とあるのは「五分の一」と、「千人」とあるのは「五百人」と、同條第七項中「

、第一百五條の四第一項、第六項及び第七項並びに第一百六條第一項（雜則）の規定は、輸出組合について準用する。この場合において、同法第十條の二第三項第二号、第十一條第三項、第二十七條第七項、第三十四條の二第二項第二号及び第三項、第三十六條の三第二項、第三項及び第五項、第三十六條の七第一項、第二項、第四項及び第五項第二号、第三十八條の二第五項及び第八項、第三十九條、第四十條第一項、第二項、第五項、第七項、第十一項及び第十二項第三号、第四十一條第一項及び第三項第二号、第四十七條第四項、第五十一條第四項、第五十三條の二、第五十三條の四第一項、第三項及び第四項第二号、第五十七條の五、第六十三條の二第六号、第六十三條の三第五号並びに第六十九條第一項中「主務省令」とあるのは「經濟産業省令」と、同法第二十八條中「前條第一項」とあるのは「輸出入取引法第十四條第一項」と、同法第三十五條の二、第四十八條、第五十一條第二項、第五十七條の五、第六十二條第二項、第六十五條第一項、第六十六條第一項、第六十九條第二項及び第三項、第九十六條第五項、第一百四條、第一百五條、第一百五條の三第二項、第一百五條の四第一項並びに第一百六條第一項中「行政庁」とあるのは「經濟産業大臣」と、同法第五十一條第一項中「二 規約及び共済規程又は火災共済規程の設定、変更又は廃止」とあるのは「二 規定の設定、変更又は廃止」
二の二 輸出入取引法第十一條第二項の組合員の遵守すべき事項の設定又は廃止と、同法第五十三條第四号中「事業の全部の譲渡」とあるのは「輸出入取引法第十一條第二項の組合員の遵守すべき事項の設定又は廃止」と、同法第五十五條第一項中「二百人」とあるのは「百人」と、同條第三項中「十分の一」とあるのは「五分の一」と、「千人」と

第二号若しくは第四号」とあるのは「第二号」と、同法第六十二条第一項第五号及び第九十六条第五項中「第百六条第二項」とあるのは「輸出入取引法第十八条」と、同法第八十四条第一項中「第二十九条の規定による出資の払込み」とあるのは非出資輸出組合にあつては「輸出入取引法第十四条第一項の認可」と、同法第九十七条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「輸出組合登記簿」と、同法第九十八条第二項第一号中「書面並びに出資の総口数及び第二十九条の規定による出資の払込みのあつたことを証する書面」とあるのは非出資輸出組合にあつては「書面」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

第五十条 次に掲げる場合には、輸出組合又は輸入組合の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一～三 (略)

四 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第十条の二、第三十四条の二又は第四十条(同条(第一項、第十一項及び第十三項を除く。))の規定を第十九条第一項において準用する同法第六十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記

とあるのは「五百人」と、同条第七項中「第二号若しくは第四号」とあるのは「第二号」と、同法第六十二条第一項第五号及び第九十六条第五項中「第百六条第二項」とあるのは「輸出入取引法第十八条」と、同法第八十四条第一項中「第二十九条の規定による出資の払込み」とあるのは非出資輸出組合にあつては「輸出入取引法第十四条第一項の認可」と、同法第九十七条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「輸出組合登記簿」と、同法第九十八条第二項第一号中「書面並びに出資の総口数及び第二十九条の規定による出資の払込みのあつたことを証する書面」とあるのは非出資輸出組合にあつては「書面」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (同上)

第五十条 次に掲げる場合には、輸出組合又は輸入組合の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一～三 (同上)

四 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第十条の二、第三十四条の二又は第四十条(同条(第一項、第十一項及び第十三項を除く。))の規定を第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若し

録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

五・六（略）

七 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第二十七条第七項、第三十六条の七第一項（第十九条第一項において準用する同法第六十九条において準用する場合を含む。）若しくは第五十三条の四第一項の規定又は第十九条第一項において準用する同法第六十九条において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

八〇十一（略）

十二 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定、第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条において準用する会社法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

くは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

五・六（同上）

七 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第二十七条第七項、第三十六条の七第一項（第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第五十三条の四第一項の規定又は第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

八〇十一（同上）

十二 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定、第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十三 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第五項（第十九条第一項において準用する同法第六十九条において準用する場合を含む。）、第四十一条第三項若しくは第五十三条の四第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十四 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十七条第一項（第十九条第一項において準用する同法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十五 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十八条第一項（第十九条第一項において準用する同法第六十九条において準用する場合を含む。）又は第三十八条の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十六 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十八条第三項（第十九条第一項において準用する同法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十七・十八（略）

十九 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十三 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第五項（第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第三項若しくは第五十三条の四第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十四 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十七条第一項（第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十五 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十八条第一項（第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）又は第三十八条の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十六 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第三十八条第三項（第十九条第一項において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十七・十八（同上）

十九 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

<p>二十 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告をすることを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。</p> <p>二十一 清算の結了を遅延させる目的で、第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたととき。</p> <p>二十二 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。</p> <p>二十三 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条において準用する会社法第五百二条の規定に違反して、輸出組合又は輸入組合の財産を分配したとき。</p> <p>2 (略)</p>	<p>二十 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告をすることを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。</p> <p>二十一 清算の結了を遅延させる目的で、第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたととき。</p> <p>二十二 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。</p> <p>二十三 第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第五百二条の規定に違反して、輸出組合又は輸入組合の財産を分配したとき。</p> <p>2 (同上)</p>
---	--

中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）

改正案	現行
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、公庫について準用する。</p> <p>（債券の発行）</p> <p>第二十五条の二 1～3 （略）</p> <p>4 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>5～7 （略）</p>	<p>（民法の準用）</p> <p>第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力等）及び第五十条（法人の住所）の規定は、公庫に準用する。</p> <p>（債券の発行）</p> <p>第二十五条の二 1～3 （同上）</p> <p>4 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>5～7 （同上）</p>

改正案

現行

<p>（商工会議所についての破産手続の開始）</p> <p>第六十条の八 商工会議所がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、会頭若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。</p> <p>2 前項に規定する場合には、会頭は、直ちに破産手続開始の申立てをしな ければならない。</p> <p>（清算中の商工会議所の能力）</p> <p>第六十条の九 解散した商工会議所は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。</p> <p>（清算人）</p> <p>第六十一条（略）</p> <p>（裁判所による清算人の選任）</p> <p>第六十一条の二 前条の規定により清算人となる者がなく、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（清算人）</p> <p>第六十一条（同上）</p> <p>（新設）</p>
---	---

(清算人の解任)

第六十一条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(新設)

(清算人の職務及び権限)

第六十一条の四 清算人の職務は、次のとおりとする。

(新設)

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第六十一条の五 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三

(新設)

回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第六十一条の六 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、商工会議所の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(新設)

(清算中の商工会議所についての破産手続の開始)

第六十一条の七 清算中に商工会議所の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

(新設)

2 清算人は、清算中の商工会議所が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算中の商工会議所が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(財産処分の方法等)

第六十二条 (略)

第六十二条 (同上)

(裁判所による監督)

第六十二条の二 商工会議所の清算は、裁判所の監督に属する。

(新設)

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(清算終了の届出)

第六十二条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(清算の監督等に関する事件の管轄)

第六十二条の四 商工会議所の清算の監督及び清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第六十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第六十二条の六 裁判所は、第六十一条の二の規定により清算人を選任した場合に、商工会議所が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(即時抗告)

第六十二条の七 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第六十三条 裁判所は、商工会議所の清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第六十二条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「商工会議所及び検査役」と読み替えるものとする。

(解散及び清算)

第七十八条 (略)

2 第六十条第二項から第四項まで及び第六十条の八から第六十三条までの規定は、日本商工会議所の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十一条及び第六十二条中「議員総会」とあるのは「会員総会」と読み替えるものとする。

第九十一条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その商工会議所の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

(民法等の準用)

第六十三条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十条(法人についての破産手続の開始)、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係るものを除く。)、及び第八十三条(清算)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、商工会議所の解散及び清算について準用する。

(解散及び清算)

第七十八条 (同上)

2 第六十条第二項から第四項まで、第六十一条、第六十二条、民法第七十条(法人についての破産手続の開始)、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係るものを除く。)、及び第八十三条(清算)並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、日本商工会議所の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十一条及び第六十二条中「議員総会」とあるのは「会員総会」と読み替えるものとする。

第九十一条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その商工会議所の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (同上)

<p>五 第六十条の三第二項の規定又は第六十一条の五第一項若しくは第六十一条の七第一項（これらの規定を第七十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。</p> <p>六 第六十条の八第二項又は第六十一条の七第一項（これらの規定を第七十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による破産手続開始の申立てをしなかつたとき。</p> <p>七・八 （略）</p>	<p>五 第六十三条又は第七十八条第二項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てをしなかつたとき。</p> <p>六 第六十条の三第二項の規定又は第六十三条若しくは第七十八条第二項において準用する民法第七十九条若しくは同法第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。</p> <p>七・八 （同上）</p>
---	---

改正案

現行

目次

第一章～第四章（略）

第五章 解散及び清算（第二十三条 第三十二条の五）

第七章～第八章（略）

附則

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第

号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠

償責任）の規定は、協会について準用する。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第十条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百五十八条（贈与又

は遺贈に関する規定の準用）及び第百六十四条（財産の帰属時期）の規定

は、協会について準用する。

（役員）

第十一条（略）

目次

第一章～第四章（同上）

第五章 解散及び清算（第二十三条 第三十二条）

第七章～第八章（同上）

附則

（民法の準用）

第五条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為

能力等）及び第五十条（法人の住所）の規定は、協会について準用する。

（民法の準用）

第十条 民法第四十一条（贈与又は遺贈に関する規定の準用）及び第四十二

条（寄附財産の帰属時期）の規定は、協会について準用する。この場合に

において、民法第四十二条第一項中「法人の設立の許可があつた時」とある

のは、「信用保証協会の成立の時」と読み替えるものとする。

（役員）

第十一条（同上）

2 理事が数人ある場合において、定款に別段の定めがないときは、協会の事務は、理事の過半数で決する。

(新設)

(協会の代表)

第十二条の二 理事は、協会のすべての事務について、協会を代表する。ただし、定款の規定に反することはできない。

(新設)

(理事の代理権の制限)

第十二条の三 理事の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(新設)

(理事の代理行為の委任)

第十二条の四 理事は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(新設)

(仮理事)

第十二条の五 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、主務大臣は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(新設)

(理事の協会との取引及び訴訟)

第十三条 理事は、監事の承認を受けた場合に限り、自己又は第三者のために協会と取引をすることができる。この場合においては、民法(明治二十

(理事の協会との取引及び訴訟)

第十三条 理事は、監事の承認を受けた場合に限り、自己又は第三者のために協会と取引をすることができる。この場合においては、民法(明治二十

九年法律第八十九号) 第一百八条(自己契約及び双方代理)の規定は適用しない。

2 (略)

(監事の職務)

第十八条 監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 協会の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、主務大臣に報告をすること。

(役員 の 協会 及び 第三者 に対する 責任)

第十九条 (略)

(削る)

自己契約及び双方代理)の規定は適用しない。

2 (同上)

(新設)

(役員 の 協会 及び 第三者 に対する 責任)

第十八条 (同上)

(民法の準用)

第十九条 民法第五十二条第二項(理事の業務執行)、第五十三条から第五十六条まで(理事の代表権及び仮理事)及び第五十九条第一号から第三号まで(監事の職務)の規定は、協会の役員について準用する。この場合において、民法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは、「主務大臣は、利害関係人の請求により又は職権で」と読み替えるものとする。

(清算中の協会の能力)

第二十七条の二 解散した協会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(新設)

(裁判所による清算人の選任)

第二十八条の二 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(新設)

(清算人の解任)

第二十八条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(新設)

(清算人の届出)

第二十八条の四 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を主務大臣に届け出なければならない。

(新設)

(清算人の職務及び権限)

第二十八条の五 清算人の職務は、次のとおりとする。

(新設)

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をする

ことができる。

(清算中の協会についての破産手続の開始)

第二十八条の六 清算中に協会の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の協会が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす

3 前項に規定する場合において、清算中の協会が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(財産目録等の作成等)

第二十九条 (略)

(債権の申出の催告等)

第二十九条の二 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除

(新設)

(清算事務)

第二十九条 (同上)

(新設)

斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第二十九条の三 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、協会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(残余財産の分配等)

第三十条 (略)

(裁判所による監督)

第三十条の二 協会の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 協会の解散及び清算を監督する裁判所は、協会の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(新設)

第三十条 (同上)

(新設)

(清算事務の終了)

第三十一条 (略)

2| 清算事務が終了したときは、清算人は、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十二条 協会の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

第三十一条 (同上)

(新設)

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第三十二条 民法第七十三条(清算法人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)、第七十七条第二項(届出に関する部分に限る。)、及び第七十八条から第八十三条まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項(法人の解散及び清算の監督の管轄)及び第三十六条から第四十条まで(法人の清算人に関する事件、清算人の選任の裁判、清算人の報酬、清算人の解任の裁判、検査人の選任の裁判等)の規定は、協会の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「信用保証協会法第二十八条」と読み替えるものとする。

2| 協会の解散及び清算を監督する裁判所は、協会の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3| 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(不服申立ての制限)

第三十二条の二 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(新設)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十二条の三 裁判所は、第二十八条の二の規定により清算人を選任した場合に、協会が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(即時抗告)

第三十二条の四 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第三十二条の五 裁判所は、協会の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第三十二条の三中「清算人及び監事」とあるのは、「協会及び検査役」と読み替えるものとする。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、協会の役員、代理人又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一 八 (略)

九 第二十八条の六第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

(新設)

(新設)

(新設)

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、協会の役員、代理人又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一 八 (同上)

九 第二十九条に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十 第二十九条に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十一 第二十九条の二第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十二 第二十九条の二第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

十三 第三十条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十四 第三十一条第一項に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十 第三十条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十一 第三十一条に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十二 第三十二条第一項において準用する民法第七十九条第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十三 第三十二条第一項において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

十四 第三十二条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

改正案

現行

（準用）

第五條の二十三 1、3 （略）

4 協業組合の解散及び清算並びに合併については、協同組合法第六十二條第一項及び第二項、第六十三條から第六十七條まで、第六十八條第一項並びに第六十九條（解散及び清算並びに合併）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第六十二條第二項、第六十五條第一項及び第六十六條第一項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第六十四條第四項中「第五十三條」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五條の十九條第一項」と、同條第五項中「第三十五條第四項本文、第五項本文及び第六項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五條の二十三第三項の規定により読み替えて準用する第三十五條第四項本文及び第六項」と、協同組合法第六十六條第二項中「第二十七條の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五條の十七條第二項」と、協同組合法第六十九條中「第三十六條の五から第三十八條の四まで（第三十六條の七第四項を除く。）」とあるのは「第三十六條の五から第三十八條の四まで（第三十六條の七第四項及び第三十七條第二項を除く。）」と、「総組合員の五分の一以上」とあるのは「議決権の総数の五分の一以上に当たる議決権を有する組合員」と読み替えるものとする。

（準用）

第五條の二十三 1、3 （同上）

4 協業組合の解散及び清算並びに合併については、協同組合法第六十二條第一項及び第二項、第六十三條から第六十七條まで、第六十八條第一項並びに第六十九條（解散及び清算並びに合併）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第六十二條第二項、第六十五條第一項、第六十六條第一項並びに第六十九條第二項及び第三項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、協同組合法第六十四條第四項中「第五十三條」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五條の十九條第一項」と、同條第五項中「第三十五條第四項本文、第五項本文及び第六項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五條の二十三第三項の規定により読み替えて準用する第三十五條第四項本文及び第六項」と、協同組合法第六十六條第二項中「第二十七條の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五條の十七條第二項」と、協同組合法第六十九條第一項中「第三十六條の五から第三十八條の四まで（第三十六條の七第四項を除く。）」とあるのは「第三十六條の五から第三十八條の四まで（第三十六條の七第四項及び第三十七條第二項を除く。）」と、「総組合員の五分の一以上」とあるのは「議決権の総数の五分の一以上に当たる議決権を有する組合員」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(準用)

第四十七条 1・2 (略)

3 組合の解散及び清算並びに合併については、協同組合法第六十二条第一項及び第二項、第六十三条から第六十七条まで（これらの規定中債権者に係る部分並びに第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項及び第六十一条の六第四項を除く。）、第六十八条第一項並びに第六十九条（解散及び清算並びに合併）の規定を、出資組合の合併については、協同組合法第六十三条から第六十七条までの規定中債権者に係る部分並びに第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項及び第六十一条の六第四項、第六十三条の五第六項及び第六十三条の六第四項（合併の手續）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第六十二条第一項第五号中「第六十二条第二項」とあるのは、「中小企業団体の組織に関する法律第六十九条第一項から第三項まで」と、同条第二項、協同組合法第六十五条第一項及び第六十六条第一項中「行政庁」とあるのは、「主務大臣」と、協同組合法第六十六条第二項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは、「中小企業団体の組織に関する法律第四十二条第二項」と、協同組合法第六十九条中「総組合員の五分の一以上」とあるのは、「総組合員の五分の一以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の五分の一以上に当たる議決権を有する会員）」と読み替えるものとする。

第百十三條 次に掲げる場合には、協業組合、商工組合又は商工組合連合会

5・6 (同上)

(準用)

第四十七条 1・2 (同上)

3 組合の解散及び清算並びに合併については、協同組合法第六十二条第一項及び第二項、第六十三条から第六十七条まで（これらの規定中債権者に係る部分並びに第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項及び第六十一条の六第四項を除く。）、第六十八条第一項並びに第六十九条（解散及び清算並びに合併）の規定を、出資組合の合併については、協同組合法第六十三条から第六十七条までの規定中債権者に係る部分並びに第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項及び第六十一条の六第四項、第六十三条の五第六項及び第六十三条の六第四項（合併の手續）の規定を準用する。この場合において、協同組合法第六十二条第一項第五号中「第六十二条第二項」とあるのは、「中小企業団体の組織に関する法律第六十九条第一項から第三項まで」と、同条第二項、協同組合法第六十五条第一項、第六十六条第一項並びに第六十九条第二項及び第三項中「行政庁」とあるのは、「主務大臣」と、協同組合法第六十六条第二項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは、「中小企業団体の組織に関する法律第四十二条第二項」と、協同組合法第六十九条第一項中「総組合員の五分の一以上」とあるのは、「総組合員の五分の一以上（商工組合連合会にあつては、議決権の総数の五分の一以上に当たる議決権を有する会員）」と読み替えるものとする。

第百十三條 次に掲げる場合には、協業組合、商工組合又は商工組合連合会

の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第五条の二十三第二項若しくは第四十七条第一項において準用する協同組合法第二十七条第七項の規定、第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条の七第一項(第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。)若しくは第五十三条の四第一項の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第十条の二、第三十四条の二若しくは第四十条(同条(第一項、第十一項及び第十三項を除く。))の規定を第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。)の規定、第五条の二十三第三項、第四十六条第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十六条の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十三条の四第一項若しくは第二項、第六十三条の五第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第六十三条の六第一項若しくは第二項若しくは第六十四条第六項から第八項までの規定に違反し

の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (同上)

二 第五条の二十三第二項若しくは第四十七条第一項において準用する協同組合法第二十七条第七項の規定、第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条の七第一項(第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。)若しくは第五十三条の四第一項の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第十条の二、第三十四条の二若しくは第四十条(同条(第一項、第十一項及び第十三項を除く。))の規定を第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定、第五条の二十三第三項、第四十六条第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十六条の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十三条の四第一項若しくは第二項、第六十三条の五第一項、第二項若しくは第七項から第九項まで、第六十三条の六第一項若しくは第二項若しくは第六十四条第六項から第八項までの規定に

て、書面若しくは電磁的記録を備え置かず、その書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのにその書面若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

四〇八（略）

九 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定、協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条において準用する会社法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条の七第五項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）、第四十一条第三項若しくは第五十三条の四第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄

違反して、書面若しくは電磁的記録を備え置かず、その書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのにその書面若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

四〇八（同上）

九 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定、協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十六条の七第五項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第三項若しくは第五十三条の四第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧

写を拒んだとき。

十一 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十七条第一項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十七条第二項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十二 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十八条第一項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）又は第三十八条の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十三 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十八条第三項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十四・十五（略）

十六 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十六条の二第二項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項又は第六十三条の六第四項において準用する場合を含む。）

又は謄写を拒んだとき。

十一 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十七条第一項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十七条第二項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十二 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十八条第一項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）又は第三十八条の二第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十三 第五条の二十三第三項又は第四十七条第二項において準用する協同組合法第三十八条第三項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十四・十五（同上）

十六 第五条の二十三第三項若しくは第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十六条の二第二項（第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項又は第六十三条の六第四項において準用する場合を含む。）

()の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告をすることを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

十七、十九 (略)

二十 第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

二十一 清算の結了を遅延させる目的で、第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十二 第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

二十三 第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条において準用する会社法第五百二条の規定に違反して、組合の財産を分配したとき。

二十四、二十六 (略)

2 (略)

()の規定又は第五条の二十三第四項若しくは第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告をすることを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

十七、十九 (同上)

二十 第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

二十一 清算の結了を遅延させる目的で、第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十二 第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

二十三 第五条の二十三第四項又は第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第五百二条の規定に違反して、組合の財産を分配したとき。

二十四、二十六 (同上)

2 (同上)

<p>改正案</p>	<p>(指定) 第十三条 第五条の指定は、<u>経済産業省令</u>で定めるところにより、<u>一般財団</u>法人で開発助成金の交付の事業を行おうとするものの申請により行う。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>現行</p>	<p>(指定) 第十三条 第五条の指定は、<u>経済産業省令</u>で定めるところにより、<u>民法</u>(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された財団法人で開発助成金の交付の事業を行おうとするものの申請により行う。</p> <p>2・3 (同上)</p>

改正案

現行

（団体商標）

（団体商標）

第七条 一般社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。
 。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人は、その構成員に使用をさせる商標について、団体商標の商標登録を受けることができる。

第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人は、その構成員に使用をさせる商標について、団体商標の商標登録を受けることができる。

2・3 （略）

2・3 （同上）

（設定の登録前の金銭的請求権等）

（設定の登録前の金銭的請求権等）

第十三条の二 1～4 （略）

第十三条の二 1～4 （同上）

5 第二十七条、第三十七条、第三十九条において準用する特許法第四百四条の三から第四百五条の二まで、第四百五条の四から第四百五条の六まで及び第六条、第五十六条第一項において準用する特許法第六十八条第三項から第六項まで並びに民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百十九条及び第七百二十四条（不法行為）の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が商標権の設定の登録前に当該商標登録出願に係る商標の使用の事実及びその使用をした者を知つたときは、同条中「被害者又はその法定代理人が損害及び

5 第二十七条、第三十七条、第三十九条において準用する特許法第四百四条の三から第四百五条の二まで、第四百五条の四から第四百五条の六まで及び第六条、第五十六条第一項において準用する特許法第六十八条第三項から第六項まで並びに民法第七百十九条及び第七百二十四条（不法行為）の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が商標権の設定の登録前に当該商標登録出願に係る商標の使用の事実及びその使用をした者を知つたときは、同条中「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知つた時」とあるのは、

加害者を知った時」とあるのは、「商標権の設定の登録の日」と読み替えるものとする。

「商標権の設定の登録の日」と読み替えるものとする。

商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）

改正案

現行

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

（民法の準用）

第十条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第

第十条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為

号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、商工会について準用する。

能力等）及び第五十条（法人の住所）の規定は、商工会について準用する。

（会長の代理行為の委任）

第三十一条の二 会長は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないと

（新設）

きに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第四十条 削除

（民法の準用）

第四十条 民法第五十五条（理事の代理行為の委任）の規定は、会長について準用する。

（商工会についての破産手続の開始）

第五十二条の八 商工会がその債務につきその財産をもつて完済することが

（新設）

できなくなつた場合には、裁判所は、会長若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、会長は、直ちに破産手続開始の申立てをしな
ければならない。

(清算中の商工会の能力)

第五十二条の九 解散した商工会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(新設)

(清算人)

第五十三条 (略)

第五十三条 (同上)

(裁判所による清算人の選任)

第五十三条の二 前条の規定により清算人となる者がなく、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(新設)

(清算人の解任)

第五十三条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(新設)

(清算人の職務及び権限)

第五十三条の四 清算人の職務は、次のとおりとする。

(新設)

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をする

ことができる。

(債権の申出の催告等)

第五十三条の五 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

(新設)

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第五十三条の六 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、商工会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(新設)

(清算中の商工会についての破産手続の開始)

第五十三条の七 清算中に商工会の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

(新設)

2 清算人は、清算中の商工会が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものと
する。

3 前項に規定する場合において、清算中の商工会が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(財産処分の方法等)

第五十四条 (略)

(裁判所による監督)

第五十四条の二 商工会の清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(清算終了の届出)

第五十四条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(清算の監督等に関する事件の管轄)

第五十四条の四 商工会の清算の監督及び清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

第五十四条 (同上)

(新設)

(新設)

(新設)

(不服申立ての制限)

第五十四条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第五十四条の六 裁判所は、第五十三条の二の規定により清算人を選任した場合には、商工会が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(即時抗告)

第五十四条の七 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役を選任)

第五十五条 裁判所は、商工会の清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第五十四条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「商工会及び検査役」と読み替えるものとする。

(準用)

(新設)

(新設)

(新設)

(民法等の準用)

第五十五条 民法第七十条（法人についての破産手続の開始）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係るものを除く。）及び第八十三条（清算）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、商工会の解散及び清算について準用する。

(準用)

<p>第五十八条 (略)</p> <p>2 第三十一条及び第三十二条から第三十六条までの規定は、連合会の役員について準用する。</p> <p>3 第三十一条の二、第三十七条及び第三十九条の規定は、連合会の会長について準用する。</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした商工会又は連合会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第五十二条の三第二項の規定又は第五十三条の五第一項若しくは第五十三条の七第一項(これらの規定を第五十八条第六項において準用する場合を含む。)(の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。</p> <p>四 5 6 (略)</p> <p>八 第五十二条の八第二項又は第五十三条の七第一項(これらの規定を第五十八条第六項において準用する場合を含む。)(の規定による破産手続開始の申立てをしなかつたとき。</p> <p>九 (略)</p>	<p>第五十八条 (同上)</p> <p>2 第三十一条から第三十六条までの規定は、連合会の役員について準用する。</p> <p>3 第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定は、連合会の会長について準用する。</p> <p>4 5 6 (同上)</p> <p>第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした商工会又は連合会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一・二 (同上)</p> <p>三 第五十五条(第五十八条第六項において準用する場合を含む。)(において準用する民法の規定又は第五十二条の三第二項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。</p> <p>四 5 6 (同上)</p> <p>八 第五十五条(第五十八条第六項において準用する場合を含む。)(において準用する民法の規定による破産手続開始の申立てをしなかつたとき。</p> <p>九 (同上)</p>
--	---

改正案	現行
<p>（準用）</p> <p>第十六条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第四条第二項（住所）、第十条の二（第一項第三号を除く。）、第十一条、第十三条、第十八条、第十九条（第一項第四号及び第二項第一号を除く。）（組合員）、第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十二条（設立）、第三十四条の二、第三十五条（第五項を除く。）、第三十五条の二から第三十六条の三まで、第三十六条の五から第三十六条の八まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条（第一項を除く。）、第四十一条から第四十五条まで（役員等）、第四十六条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第四項、第五十二条、第五十三条（第五号を除く。）、第五十三条の二から第五十四条まで（総会）、第五十七条の六（会計の原則）、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条から第六十三条の三まで、第六十三条の四第三項、第六十三条の五第三項本文、第六十三条の六第三項、第六十四条第一項から第五項まで、第六十五条から第六十七条まで、第六十八条第一項、第六十九条（解散及び清算並びに合併）、第八十三条から第百三条まで（第八十四条第二項第三号及び第五号、第三項並びに第四項、第八十五条第二項、第八十六条第二号、第八十七条第二号、第九十二条第二号、第九十六条第二項、第九十八条第二項第二号</p>	<p>（準用）</p> <p>第十六条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第四条第二項（住所）、第十条の二（第一項第三号を除く。）、第十一条、第十三条、第十八条、第十九条（第一項第四号及び第二項第一号を除く。）（組合員）、第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十二条（設立）、第三十四条の二、第三十五条（第五項を除く。）、第三十五条の二から第三十六条の三まで、第三十六条の五から第三十六条の八まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条（第一項を除く。）、第四十一条から第四十五条まで（役員等）、第四十六条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第四項、第五十二条、第五十三条（第五号を除く。）、第五十三条の二から第五十四条まで（総会）、第五十七条の六（会計の原則）、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条から第六十三条の三まで、第六十三条の四第三項、第六十三条の五第三項本文、第六十三条の六第三項、第六十四条第一項から第五項まで、第六十五条から第六十七条まで、第六十八条第一項、第六十九条（解散及び清算並びに合併）、第八十三条から第百三条まで（第八十四条第二項第三号及び第五号、第三項並びに第四項、第八十五条第二項、第八十六条第二号、第八十七条第二号、第九十二条第二号、第九十六条第二項、第九十八条第二項第二号</p>

並びに第九十九条第二項を除く。)(登記)並びに第四百四条、第四百五条、第四百五条の二第一項及び第三項、第四百五条の三第一項及び第二項、第四百五条の四第一項、第六項及び第七項並びに第六六条(雑則)の規定は、組合について準用する。この場合において、同法第二十八条中「前条第一項」とあるのは、「鉱工業技術研究組合法第八条第一項」と、同法第三十五条の二、第四十八条、第六十二条第二項、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第四百四条、第四百五条、第四百五条の二第一項、第四百五条の三第一項及び第二項、第四百五条の四第一項並びに第六六条第一項から第三項までの規定中「行政庁」とあるのは、「主務大臣」と、同法第五十一条第一項第三号中「毎事業年度の収支予算」とあるのは、「試験研究の実施計画並びに毎事業年度の収支予算」と、同項第四号中「経費」とあるのは、「費用」と、同法第六十六条第二項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは、「鉱工業技術研究組合法第八条第二項」と、同法第八十四条第一項中「第二十九条の規定による出資の払込み」とあるのは、「鉱工業技術研究組合法第八条第一項の認可」と、同法第九十七条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは、「鉱工業技術研究組合登記簿」と、同法第九十八条第二項第一号中「書面並びに出資の総口数及び第二十九条の規定による出資の払込みのあつたことを証する書面」とあるのは、「書面」と読み替えるものとする。

第二十三条 次に掲げる場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、二十

並びに第九十九条第二項を除く。)(登記)並びに第四百四条、第四百五条、第四百五条の二第一項及び第三項、第四百五条の三第一項及び第二項、第四百五条の四第一項、第六項及び第七項並びに第六六条(雑則)の規定は、組合について準用する。この場合において、同法第二十八条中「前条第一項」とあるのは、「鉱工業技術研究組合法第八条第一項」と、同法第三十五条の二、第四十八条、第六十二条第二項、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第六十九条第二項及び第三項、第九十六条第五項、第四百四条、第四百五条、第四百五条の二第一項、第四百五条の三第一項及び第二項、第四百五条の四第一項並びに第六六条第一項から第三項までの規定中「行政庁」とあるのは、「主務大臣」と、同法第五十一条第一項第三号中「毎事業年度の収支予算」とあるのは、「試験研究の実施計画並びに毎事業年度の収支予算」と、同項第四号中「経費」とあるのは、「費用」と、同法第六十六条第二項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは、「鉱工業技術研究組合法第八条第二項」と、同法第八十四条第一項中「第二十九条の規定による出資の払込み」とあるのは、「鉱工業技術研究組合法第八条第一項の認可」と、同法第九十七条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは、「鉱工業技術研究組合登記簿」と、同法第九十八条第二項第一号中「書面並びに出資の総口数及び第二十九条の規定による出資の払込みのあつたことを証する書面」とあるのは、「書面」と読み替えるものとする。

第二十三条 次に掲げる場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、二十

万円以下の過料に処する。

一～三 (略)

四 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第十条の二、第三十条の二又は第四十条(同条)第一項、第十一項及び第十三項を除く。

()の規定を第十六条において準用する同法第六十九条において準用する場合を含む。()の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

五 (略)

六 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第二十七条第七項、第三十六条の七第一項(第十六条において準用する同法第六十九条において準用する場合を含む。)(若しくは第五十三条の四第一項の規定又は第十六条において準用する同法第六十九条において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

七～十 (略)

万円以下の過料に処する。

一～三 (同上)

四 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第十条の二、第三十条の二又は第四十条(同条)第一項、第十一項及び第十三項を除く。

()の規定を第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。()の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

五 (同上)

六 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第二十七条第七項、第三十六条の七第一項(第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。)(若しくは第五十三条の四第一項の規定又は第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

七～十 (同上)

十一 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定、第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項（子会社に係るものを除く。）の規定又は第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条において準用する会社法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十二 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第五項（第十六条において準用する同法第六十九条において準用する場合を含む。）、第四十一条第三項若しくは第五十三条の四第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十三 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十七条第一項（第十六条において準用する同法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十四 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十八条第一項（第十六条において準用する同法第六十九条において準用する場合を含む。）又は第三十八条の二第六項の規定による開示をすることを怠ったとき。

十五 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十八条第三項

十一 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定、第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第五項（子会社に係るものを除く。）の規定又は第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十二 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第四項の規定又は第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第五項（第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第三項若しくは第五十三条の四第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十三 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十七条第一項（第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十四 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十八条第一項（第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）又は第三十八条の二第六項の規定による開示をすることを怠ったとき。

十五 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十八条第三項

(第十六条において準用する同法第六十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十六 (略)

十七 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十八 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告をすることを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

十九 清算の結了を遅延させる目的で、第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

二十一 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条において準用する会社法第五百二条の規定に違反して、組合の財産を分配したとき。

二十二・二十三 (略)

(第十六条において準用する同法第六十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十六 (同上)

十七 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十八 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告をすることを怠つたとき、又は不正の公告をしたとき。

十九 清算の結了を遅延させる目的で、第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

二十一 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第五百二条の規定に違反して、組合の財産を分配したとき。

二十二・二十三 (同上)

改正案	現行
<p>（役員資格等）</p> <p>第四十五条の三 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>四（同上）</p> <p>（組合を代表する理事）</p> <p>第五十一条の五 1・2（略）</p> <p>3 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>4 組合を代表する理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p> <p>5 組合を代表する理事については、第四十六条の二、一般社団法人及び一</p>	<p>（役員資格等）</p> <p>第四十五条の三 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>四（同上）</p> <p>（組合を代表する理事）</p> <p>第五十一条の五 1・2（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>3 組合を代表する理事については、第四十六条の二、民法第四十四条第一</p>

般財団法人に関する法律第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）並びに会社法第三百五十三条（株式会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表）、第三百五十四条（表見代表取締役）及び第三百六十四条（取締役会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表）の規定を準用する。この場合において、同法第三百五十三条中「第三百四十九条第四項」とあるのは、「商店街振興組合法第五十一条の五第二項」と読み替えるものとする。

（会社法等の準用）

第七十八条 組合の解散及び清算については会社法第四百七十五条（第一号及び第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条（株式会社清算）、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条（非訟）の規定を、組合の清算人については第四十五条の二、第四十五条の三、第四十六条の二、第四十六条の三第一項及び第二項、第四十七条から第五十一条の三まで、第五十一条の五、第五十二条、第五十三条（第一項及び第十一項を除く。）、第五十四条（会計帳簿等の作成等）、第五十八条第二項か

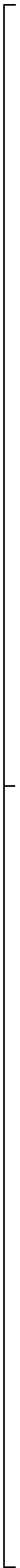
項（法人の不法行為能力）、第五十四条（理事の代理権の制限）及び第五十五条（理事の代理行為の委任）並びに会社法第三百五十三条（株式会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表）、第三百五十四条（表見代表取締役）及び第三百六十四条（取締役会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表）の規定を準用する。この場合において、同法第三百五十三条中「第三百四十九条第四項」とあるのは、「商店街振興組合法第五十一条の五第二項」と読み替えるものとする。

（会社法等の準用）

第七十八条 組合の解散及び清算については会社法第四百七十五条（第一号及び第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九条第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条（株式会社清算）、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条（非訟）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条（検査人の選任の裁判）の規定を、組合の清算人については第四十五条の二、第四十五条の三、第四十六条の二、第四十六条の三第一項及び第二項、第四十七条から第五十一条の三まで、第五十一条の五、第五十二条、第五十三条（第一

ら第四項まで、第五十九条、第五十九条の二、第六十四条の二並びに同法第三百五十七条第一項、第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項、第三百六十一条、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで並びに第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除き、監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を、監査権限定組合の清算人については同法第三百五十三条、第三百五十六条第一項及び第三百六十四条の規定を準用する。この場合において、同法第三百八十四条、第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、第五十三条第二項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録及び貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「商店街振興組合法第七十七条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

項及び第十一項を除く。）（第五十四条（会計帳簿等の作成等）、第五十八条第二項から第四項まで、第五十九条、第五十九条の二、第六十四条の二並びに会社法第三百五十七条第一項、第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項、第三百六十一条、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで並びに第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除き、監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定を、監査権限定組合の清算人については同法第三百五十三条、第三百五十六条第一項及び第三百六十四条の規定を準用する。この場合において、同法第三百八十四条、第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、第五十三条第二項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録及び貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「商店街振興組合法第七十七条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。



改正案	現行
<p>(指定)</p> <p>第七条 都道府県知事は、次の各号に適合する者を、その申請により、当該都道府県に一を限つて指定し、その者（以下「指定法人」という。）に、当該都道府県が行う中小企業支援事業のうち特定支援事業を行わせることができる。</p> <p>一 申請者が一般社団法人又は一般財団法人であること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(中小企業の経営診断の業務に従事する者に係る試験)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認められるものとしてその指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、前項の試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 6 (略)</p>	<p>(指定)</p> <p>第七条 都道府県知事は、次の各号に適合する者を、その申請により、当該都道府県に一を限つて指定し、その者（以下「指定法人」という。）に、当該都道府県が行う中小企業支援事業のうち特定支援事業を行わせることができる。</p> <p>一 申請者が民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であること。</p> <p>二・三 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>(中小企業の経営診断の業務に従事する者に係る試験)</p> <p>第十二条 (同上)</p> <p>2 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認められるものとしてその指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、前項の試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。</p> <p>一・二 (同上)</p> <p>3 6 (同上)</p>

<p>7 経済産業大臣は、指定試験機関が一般社団法人又は一般財団法人でなく なつたときは、その指定を取り消さなければならない。</p> <p>8・9 (略)</p>	<p>7 経済産業大臣は、指定試験機関が民法第三十四条の規定により設立され た法人でなくなつたときは、その指定を取り消さなければならない。</p> <p>8・9 (同上)</p>
--	---

日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">現行</p>
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第十条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠 償責任）の規定は、検定所について準用する。</p>	<p>（民法の準用）</p> <p>第十条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為 能力等）及び第五十条（法人の住所）の規定は、検定所に準用する。</p>

改正案	現行
<p>（指定の基準）</p> <p>第八十三条 経済産業大臣は、他に第四十五条第二項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 一般社団法人又は一般財団法人であること。</p> <p>四（略）</p>	<p>（指定の基準）</p> <p>第八十三条 経済産業大臣は、他に第四十五条第二項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 民法第三十四条の規定により設立された法人であること。</p> <p>四（同上）</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（下請企業振興協会）</p> <p>第十一条 国及び都道府県は、一般社団法人又は一般財団法人であつて次に掲げる業務を行うもの（以下「下請企業振興協会」という。）に対し、下請取引の円滑化を促進して下請中小企業の振興を図るため、その業務に關し必要な指導及び助言を行うように努めるものとする。</p> <p>一 下請取引のあつせんを行うこと。</p> <p>二 下請取引に関する苦情又は紛争について相談に応じ、その解決についてあつせん又は調停を行うこと。</p> <p>三 下請中小企業の振興のために必要な調査又は情報の収集若しくは提供を行うこと。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（下請企業振興協会）</p> <p>第十一条 国及び都道府県は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十条の規定により設立された法人であつて次の各号に掲げる業務を行なうもの（以下「下請企業振興協会」という。）に対し、下請取引の円滑化を促進して下請中小企業の振興を図るため、その業務に關し必要な指導及び助言を行なうように努めるものとする。</p> <p>一 下請取引のあつせんを行なうこと。</p> <p>二 下請取引に関する苦情又は紛争について相談に応じ、その解決についてあつせん又は調停を行なうこと。</p> <p>三 下請中小企業の振興のために必要な調査又は情報の収集若しくは提供を行なうこと。</p>

改正案

現行

（高度化事業計画の認定等）

第四条 1～5 （略）

第四条 1～5 （同上）

6 中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定会社」という。）若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）又は特定会社を設立しようとする者は、商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売業者の経営の近代化を支援するため、共同店舗、アーケード、休憩所その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備等支援計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備等支援計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

7～9 （略）

7～9 （同上）

第五条の四 第四条第六項の規定による認定を受けた一般社団法人等（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。）であつて、当該認定を受けた商店街整備等支援計画に基づく高度化事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条

第五条の四 第四条第六項の規定による認定を受けた公益法人（その出資金額又は拠出された金額の二分の一以上が中小企業者により出資又は拠出されているものに限る。）であつて、当該認定を受けた商店街整備等支援計画に基づく高度化事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該公益法人を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第

の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中小小売商業振興法第四条第六項の規定による認定を受けた商店街整備等支援計画に基づく高度化事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中小小売商業振興法第四条第六項の規定による認定を受けた商店街整備等支援計画に基づく高度化事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

改正案

現行

（中小企業信用保険法の特例）

第十八条 第十三条第一項の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項の中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が同項の中小企業者により拠出されているものに限る。以下「一般社団法人等」という。）であつて、認定支援計画に基づく事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第二条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律第十四条第三項の認定支援計画に従つた支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

（伝統的工芸品産業振興協会の設立）

第二十三条 その名称中に伝統的工芸品産業振興協会という文字を用いる一般社団法人又は一般財団法人は、伝統的工芸品産業の振興に資することを

（中小企業信用保険法の特例）

第十八条 第十三条第一項の認定を受けた民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（その出資金額又は拠出された金額の二分の一以上が中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項の中小企業者により出資又は拠出されているものに限る。以下「公益法人」という。）であつて、認定支援計画に基づく事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該公益法人を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律第十四条第三項の認定支援計画に従つた支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

（伝統的工芸品産業振興協会の設立）

第二十三条 製造協同組合等は、伝統的工芸品産業の振興に資することを目的とする伝統的工芸品産業振興協会（以下「協会」という。）と称する全

目的とし、かつ、製造協同組合等を設立時社員又は設立者の全部又は一部とするものに限り、設立することができる。

2 前項の一般社団法人又は一般財団法人（以下「協会」という。）の設立の登記の申請書には、製造協同組合等を設立時社員又は設立者の全部又は一部とすることについての経済産業大臣の証明書を添付しなければならない。

（成立の届出）

第二十三条の二 協会は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、経済産業大臣に届け出なければならない。

（協会の業務）

第二十四条 協会は第二十三条第一項に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一～十 （略）

（協会の業務の監督）

第二十四条の二 協会の業務は、経済産業大臣の監督に属する。

2 経済産業大臣は、協会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び協会の財産の状況を検査し、又は協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

国を通じて一個の民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

（新設）

（新設）

（協会の業務）

第二十四条 協会はその目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一～十 （同上）

（新設）

<p>(名称の使用制限)</p> <p>第二十五条 協会でない者は、その名称中に「<u>伝統的工芸品産業振興協会</u>」という文字を用いてはならない。</p> <p>第三十一条 協会の理事、監事又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第二十三条の二の規定に違反して、協会の成立の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>二 第二十四条の二第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による監督上の命令に違反したとき。</p> <p>第三十二条 第二十五条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。</p>	<p>(名称の使用制限)</p> <p>第二十五条 協会でない者は、<u>「伝統的工芸品産業振興協会」という名称を用いてはならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第三十一条 第二十五条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。</p>
---	---

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第五節 雑則（第二十六条 第三十二条の二）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第七章 罰則（第七十条 第七十六条）</p> <p>附則</p> <p>（訪問販売協会）</p> <p>第二十七条 その名称中に訪問販売協会という文字を用いる一般社団法人は、訪問販売に係る取引を公正にし、並びに購入者及び役務の提供を受ける者の利益を保護するとともに、訪問販売の事業の健全な発展に資することを目的とし、かつ、訪問販売を業として営む者を社員とする旨の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。</p> <p>2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。</p> <p>（成立の届出）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第五節 雑則（第二十六条 第三十二条）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第七章 罰則（第七十条 第七十五条）</p> <p>附則</p> <p>（訪問販売協会）</p> <p>第二十七条 訪問販売を業として営む者は、訪問販売に係る取引を公正にし、並びに購入者及び役務の提供を受ける者の利益を保護するとともに、訪問販売の事業の健全な発展に資することを目的として、訪問販売を業として営む者を会員とし、その名称中に訪問販売協会という文字を用いる民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人を設立することができる。</p> <p>（新設）</p>

第二十七条の二 前条第一項の一般社団法人（以下「訪問販売協会」という

（新設）

。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（変更の届出）

第二十七条の三 訪問販売協会は、その名称、住所その他の経済産業省令で定める事項について変更があつたときは、当該変更の日から二週間以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（新設）

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（名称の使用制限）

第二十八条 訪問販売協会でない者は、その名称中に訪問販売協会という文字を用いてはならない。

第二十八条 前条に規定する法人（以下「訪問販売協会」という。）でない

者は、その名称中に訪問販売協会という文字を用いてはならない。

2 （略）

2 （略）

（訪問販売協会の業務の監督）

第二十九条の二 訪問販売協会の業務は、経済産業大臣の監督に属する。

（新設）

2 経済産業大臣は、前条の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び訪問販売協会の財産の状況を検査し、又は訪問販売協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をするこ

とができる。

3 経済産業大臣は、前項の命令をした場合において、購入者又は役務の提供を受ける者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該命令をした旨を公表することができる。

(通信販売協会)

第三十条 その名称中に通信販売協会という文字を用いる一般社団法人は、通信販売に係る取引を公正にし、並びに購入者及び役務の提供を受ける者の利益を保護するとともに、通信販売の事業の健全な発展に資することを目的とし、かつ、通信販売を業として営む者を社員とする旨の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

(成立の届出)

第三十条の二 前条第一項の一般社団法人（以下「通信販売協会」という。

）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(変更の届出)

第三十条の三 通信販売協会は、その名称、住所その他の経済産業省令で定める事項について変更があつたときは、当該変更の日から二週間以内に、

(通信販売協会)

第三十条 通信販売を業として営む者は、通信販売に係る取引を公正にし、並びに購入者及び役務の提供を受ける者の利益を保護するとともに、通信販売の事業の健全な発展に資することを目的として、通信販売を業として営む者を会員とし、その名称中に通信販売協会という文字を用いる民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(名称の使用制限)

第三十一条 通信販売協会でない者は、その名称中に通信販売協会という文字を用いてはならない。

2 (略)

(通信販売協会の業務の監督)

第三十二条の二 通信販売協会の業務は、経済産業大臣の監督に属する。

2 経済産業大臣は、前条の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び通信販売協会の財産の状況を検査し、又は通信販売協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができぬ。

3 経済産業大臣は、前項の命令をした場合において、購入者又は役務の提供を受ける者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該命令をした旨を公表することができる。

(指定法人)

第六十一条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する業務(以下この項及び第六十六条第二項において「特定商取引適正化業務」という。)を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、特定商取引適正

(名称の使用制限)

第三十一条 前条に規定する法人(以下「通信販売協会」という。)でない者は、その名称中に通信販売協会という文字を用いてはならない。

2 (略)

(新設)

(指定法人)

第六十一条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、民法第三十四条の規定による法人であつて、次項に規定する業務(以下この項及び第六十六条第二項において「特定商取引適正化業務」という。)を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、特定商取引適

<p>化業務を行う者（以下「指定法人」という。）として指定することができ る。</p> <p>2 (略)</p> <p>第七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処 する。</p> <p>一 第二十七条の二第一項、第二十七条の三第一項、第三十条の二第一項 又は第三十条の三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし た者</p> <p>二 第二十九条の二第二項若しくは第三十二条の二第二項の規定による検 査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第二十九条の二第二項若しくは 第三十二条の二第二項の規定による監督上の命令に違反した者</p> <p>第七十六条 (略)</p>	<p>正化業務を行う者（以下「指定法人」という。）として指定することがで きる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第七十五条 (略)</p>
---	--

改正案	現行
<p>（法人が解散した場合等における回路配置利用権の消滅）</p> <p>第十五条 回路配置利用権は、次に掲げる場合には、消滅する。</p> <p>一 回路配置利用権者である法人が解散した場合において、その回路配置利用権が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第二百三十九条第三項その他これに準ずる法律の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。</p> <p>二 回路配置利用権者である個人が死亡した場合において、その回路配置利用権が民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百五十九条の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。</p>	<p>（法人が解散した場合等における回路配置利用権の消滅）</p> <p>第十五条 回路配置利用権は、次に掲げる場合には、消滅する。</p> <p>一 回路配置利用権者である法人が解散した場合において、その回路配置利用権が民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十二条第三項その他これに準ずる法律の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。</p> <p>二 回路配置利用権者である個人が死亡した場合において、その回路配置利用権が民法第九百五十九条の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。</p>

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">現行</p>
<p>（会員制事業協会）</p> <p>第十三条 主務大臣は、会員契約の締結及びその履行を公正にし、並びに会員の利益を保護するとともに、会員契約に基づく役務の提供を適正かつ円滑にすることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものとして認められるものを、その申請により、当該業務に係る会員制事業の種類を定めて会員制事業協会として指定することができる。</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（会員制事業協会）</p> <p>第十三条 主務大臣は、会員契約の締結及びその履行を公正にし、並びに会員の利益を保護するとともに、会員契約に基づく役務の提供を適正かつ円滑にすることを目的として民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものとして認められるものを、その申請により、当該業務に係る会員制事業の種類を定めて会員制事業協会として指定することができる。</p> <p>2 4 （同上）</p>

<p>改正案</p>	<p>(定義) 第二条 1～9 (略) 10 この法律において「組合等」とは、前項第六号に掲げる者及び一般社団法人であつて、中小企業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）をいう。</p>
<p>現行</p>	<p>(定義) 第二条 1～9 (同上) 10 この法律において「組合等」とは、前項第六号に掲げる者及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人であつて、中小企業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）をいう。</p>

改正案	現行
<p>（中小企業信用保険法の特例）</p> <p>第二十条 認定基盤施設計画又は認定連携計画において基盤施設事業又は連携事業を実施する者とされた一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項の中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が同項の中小企業者により拠出されているものに限る。以下「一般社団法人等」という。）であつて、当該認定基盤施設計画又は当該認定連携計画に従つた基盤施設事業又は連携事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第六条第二項の認定基盤施設計画又は同法第十九条第二項の認定連携計画に従つた基盤施設事業又は連携事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。</p>	<p>（中小企業信用保険法の特例）</p> <p>第二十条 認定基盤施設計画又は認定連携計画において基盤施設事業又は連携事業を実施する者とされた民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十条の規定により設立された法人（その出資金額又は拠出された金額の二分の一以上が中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項の中小企業者により出資され、又は拠出されているものに限る。以下「公益法人」という。）であつて、当該認定基盤施設計画又は当該認定連携計画に従つた基盤施設事業又は連携事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該公益法人を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第六条第二項の認定基盤施設計画又は同法第十九条第二項の認定連携計画に従つた基盤施設事業又は連携事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。</p>

改正案	現行
<p>第十七条 同意基盤的技術産業集積活性化計画において基盤的技術産業集積活性化支援事業を実施する者とされた一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。以下「一般社団法人等」という。）であつて、当該同意基盤的技術産業集積活性化計画に従つて基盤的技術産業集積活性化支援事業を実施するために必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第五条第四項の規定による同意を得た基盤的技術産業集積活性化計画に従つて基盤的技術産業集積活性化支援事業を実施するために必要な資金の借入れ」とする。</p>	<p>第十七条 同意基盤的技術産業集積活性化計画において基盤的技術産業集積活性化支援事業を実施する者とされた民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（その出資金額又は拠出された金額の二分の一以上が中小企業者により出資又は拠出されているものに限る。以下「公益法人」という。）であつて、当該同意基盤的技術産業集積活性化計画に従つて基盤的技術産業集積活性化支援事業を実施するために必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該公益法人を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第五条第四項の規定による同意を得た基盤的技術産業集積活性化計画に従つて基盤的技術産業集積活性化支援事業を実施するために必要な資金の借入れ」とする。</p>

改正案

現行

（組合契約の効力の発生の登記）

第十七条 組合契約が効力を生じたときは、二週間以内に、組合の主たる事務所の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一～四（略）

（変更の登記）

第十八条 組合において前条各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第十九条 組合がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地にお

（組合契約の効力の発生の登記）

第十七条 組合契約が効力を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、次の事項を登記しなければならない。

一～四（同上）

（従たる事務所の新設の登記）

第十八条 組合契約の効力の発生の登記後に従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

（事務所の移転の登記）

第十九条 組合が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第十七条に掲げる事項を

いては第十七条各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(削る)

(業務執行停止の仮処分等の登記)

第二十条 無限責任組合員の業務の執行を停止し、若しくはその業務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第二十一条 第十三条の規定により組合が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(清算人の登記)

登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同条に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

(変更の登記)

第二十条 第十七条に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

(業務執行停止の仮処分等の登記)

第二十一条 無限責任組合員の業務の執行を停止し、若しくはその業務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第二十二条 組合が解散したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第二十二條 無限責任組合員が清算人となつたときは、解散の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

2 清算人が選任されたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

3 第十八条の規定は前二項の規定による登記について、第二十条の規定は清算人について、それぞれ準用する。

(清算終了の登記)

第二十三條 清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第二十四條 従たる事務所を設けたとき(当該従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)は、当該従たる事務所を設けた日から三週間以内に、その所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を

第二十三條 無限責任組合員が清算人となつたときは、解散の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

2 清算人が選任されたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

3 第二十条の規定は前二項の規定による登記に、第二十一条の規定は清算人について準用する。

(清算終了の登記)

第二十四條 組合の清算が終了したときは、清算終了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

(新設)

登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第二十四条の二 組合がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所の所在地における清算結了の登記）

第二十四条の三 清算が結了したときは、清算結了の日から三週間以内に、その従たる事務所の所在地においても、清算結了の登記をしなければならない。

（新設）

（新設）

(登記の申請)

第二十六条 第十七条から第十九条まで、第二十四条及び第二十四条の二の規定による登記は無限責任組合員の申請によって、第二十一条から第二十三条まで及び第二十四条の三の規定による登記は清算人の申請によつてする。

2 (略)

(変更の登記の添付書面)

第二十八条 第十七条各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(商業登記法等の準用)

第三十三条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第二百一十五号)第二条から第五条まで(登記所及び登記官)、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十四条まで、第二十六条(登記簿等及び登記手続の通則)、第二十七条(同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止)、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項(株式会社の登記)及び第三百三十二条から第四百八条まで(登記の更正及び抹消並びに雑則)並びに民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条(法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の囑託)の規定を準用する。この場合において、商業登記法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「投資事業有限責任組合契

(登記の申請)

第二十六条 第十七条から第二十条までの規定による登記は無限責任組合員の申請によって、第二十二條から第二十四条までの規定による登記は清算人の申請によつてする。

2 (同上)

(変更の登記の添付書面)

第二十八条 事務所の新設若しくは移転又は第十七条に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(商業登記法等の準用)

第三十三条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第二百一十五号)第二条から第五条まで(登記所及び登記官)、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十四条まで、第二十六条(登記簿等及び登記手続の通則)、第二十七条(同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止)、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項(株式会社の登記)及び第三百三十二条から第四百八条まで(登記の更正及び抹消並びに雑則)並びに民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条(法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の囑託)の規定を準用する。この場合において、商業登記法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「投資事業有限責任組合契

約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二十四条第二項各号」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所の所在地（外国法人にあつては、各事務所の所在地）」とあるのは「投資事業有限責任組合の主たる事務所の所在地」と読み替えるものとする。

約に関する法律（平成十年法律第九十号）第十七条各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記」とあるのは「新所在地において投資事業有限責任組合契約に関する法律第十七条各号に掲げる事項を登記すべき場合」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所」とあるのは「投資事業有限責任組合の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

改正案

現行

（定義）

（定義）

第七条 1～6（略）

第七条 1～6（同上）

7 この法律において「中小小売商業高度化事業」とは、次の各号に掲げる者が実施（第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、第一号又は第二号に掲げる者の組合員又は所属員による実施を含む。）をする当該各号に定める事業をいう。

7 この法律において「中小小売商業高度化事業」とは、次の各号に掲げる者が実施（第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、第一号又は第二号に掲げる者の組合員又は所属員による実施を含む。）をする当該各号に定める事業をいう。

一～六（略）

一～六（同上）

七 商工会、商工会議所又は中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定会社」という。）若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するために行う中小小売商業振興法第四条第六項に規定する事業（事業の用に供されていない店舗を賃借する事業を含む。）

七 商工会、商工会議所又は中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定会社」という。）若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。）商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するために行う中小小売商業振興法第四条第六項に規定する事業（事業の用に供されていない店舗を賃借する事業を含む。）

8～10（略）

8～10（同上）

（中心市街地活性化協議会）

（中心市街地活性化協議会）

第十五条 第九条第一項の規定により市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性

第十五条 第九条第一項の規定により市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性

化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議するため、第一号及び第二号に掲げる者は、中心市街地ごとに、協議により規約を定め、共同で中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

一（略）

二 当該中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるものうちいずれか以上の者

イ（略）

ロ 商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された一般社団法人等又は特定会社であつて政令で定める要件に該当するもの

の

2~11（略）

（中小企業信用保険法の特例）

第四十三条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下この条において「普通保険」という。）

（ ）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下この条において「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下この条において「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、中心市街地商業等活性化関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく第七条第七項第一号から第六号までに定

化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議するため、第一号及び第二号に掲げる者は、中心市街地ごとに、協議により規約を定め、共同で中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

一（同上）

二 当該中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるものうちいずれか以上の者

イ（同上）

ロ 商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された公益法人又は特定会社であつて政令で定める要件に該当するもの

2~11（同上）

（中小企業信用保険法の特例）

第四十三条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下この条において「普通保険」という。）

（ ）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下この条において「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下この条において「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、中心市街地商業等活性化関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく第七条第七項第一号から第六号までに定

める中小小売商業高度化事業又は同条第九項第一号に掲げる特定事業（特定会社又は一般社団法人等）が当該事業を実施する場合にあつては、当該特定会社又は当該一般社団法人等が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業に限る。）の実施に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

表（略）

2 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく第七条第七項第七号に定める中小小売商業高度化事業又は同条第九項第一号に掲げる特定事業（以下この条において「認定中小小売商業高度化支援等事業」という。）を実施する一般社団法人等（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。）であつて、当該認定中小小売商業高度化支援等事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中心市街地の活性化に関する法律第四十三条第二項に規定する認定中小小売商業高度化支援等事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

める中小小売商業高度化事業又は同条第九項第一号に掲げる特定事業（特定会社又は公益法人が当該事業を実施する場合にあつては、当該特定会社又は当該公益法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業に限る。）の実施に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

表（同上）

2 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく第七条第七項第七号に定める中小小売商業高度化事業又は同条第九項第一号に掲げる特定事業（以下この条において「認定中小小売商業高度化支援等事業」という。）を実施する公益法人（その出資金額又は拠出された金額の二分の一以上が中小企業者により出資又は拠出されているものに限る。）であつて、当該認定中小小売商業高度化支援等事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該公益法人を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中心市街地の活性化に関する法律第四十三条第二項に規定する認定中小小売商業高度化支援等事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

3 普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、中心市街地商業等活性化支援関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、特定会社又は前項の一般社団法人等が行う認定中小小売商業高度化支援等事業（特定会社又は一般社団法人等が当該認定中小小売商業高度化支援等事業を実施する場合にあつては、当該特定会社又は当該一般社団法人等が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業を除く。）の実施に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた者に係るものについての中小企業信用保険法第三条第一項並びに第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同法第三条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中心市街地の活性化に関する法律第四十三条第二項に規定する認定中小小売商業高度化支援等事業に必要な資金（以下「中心市街地商業等活性化支援資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、同法第三条の二第一項及び第三項中「八千万円」とあるのは「一億六千万円（中心市街地商業等活性化支援資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、八千万円）」とする。

4・5（略）

（貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法の特例）

第四十七条 1～4（略）

5 貨物運送効率化事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者のうち第七条第九項第四号ロに掲げる事業を実施する者が事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合又はその連合会で

3 普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、中心市街地商業等活性化支援関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、特定会社又は前項の公益法人が行う認定中小小売商業高度化支援等事業（特定会社又は公益法人が当該認定中小小売商業高度化支援等事業を実施する場合にあつては、当該特定会社又は当該公益法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業を除く。）の実施に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた者に係るものについての中小企業信用保険法第三条第一項並びに第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同法第三条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中心市街地の活性化に関する法律第四十三条第二項に規定する認定中小小売商業高度化支援等事業に必要な資金（以下「中心市街地商業等活性化支援資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、同法第三条の二第一項及び第三項中「八千万円」とあるのは「一億六千万円（中心市街地商業等活性化支援資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、八千万円）」とする。

4・5（同上）

（貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法の特例）

第四十七条 1～4（同上）

5 貨物運送効率化事業を実施する認定特定民間中心市街地活性化事業者のうち第七条第九項第四号ロに掲げる事業を実施する者が事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合又はその連合会で

あつて政令で定めるもの又は一般社団法人である場合にあつては、当該認定特定民間中心市街地活性化事業者が認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従つて行う第一種貨物利用運送事業であつて荷主を認定特定民間中心市街地活性化事業者の構成員に限定して行うものについては、貨物利用運送事業法第八条第一項及び第九条（同法第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

6・7（略）

（中心市街地整備推進機構の指定）

第五十一条 市町村長は、営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、中心市街地整備推進機構（以下「推進機構」という。）として指定することができる。

2～4（略）

あつて政令で定めるもの又は民法第三十四条の規定により設立された社団法人である場合にあつては、当該認定特定民間中心市街地活性化事業者が認定特定民間中心市街地活性化事業計画に従つて行う第一種貨物利用運送事業であつて荷主を認定特定民間中心市街地活性化事業者の構成員に限定して行うものについては、貨物利用運送事業法第八条第一項及び第九条（同法第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

6・7（同上）

（中心市街地整備推進機構の指定）

第五十一条 市町村長は、公益法人その他営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、中心市街地整備推進機構（以下「推進機構」という。）として指定することができる。

2～4（同上）

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 1～3 (略)</p> <p>4 この法律において「組合等」とは、第一項第八号に掲げる者及び一般社団法人であつて中小企業者を直接又は間接の構成員（以下「構成員」という。）とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）をいう。</p> <p>5～11 (略)</p> <p>(所管行政庁等)</p> <p>第三十六条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる経営革新計画の区分に応じ、当該各号に定める都道府県知事又は大臣とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその区域を含む都道府県又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る都道府県が同一であるもの 当該都道府県の知事</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ その行う事業が一の都道府県の区域内に限られる第二条第四項に規</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 1～3 (同上)</p> <p>4 この法律において「組合等」とは、第一項第八号に掲げる者及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人であつて中小企業者を直接又は間接の構成員（以下「構成員」という。）とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）をいう。</p> <p>5～11 (同上)</p> <p>(所管行政庁等)</p> <p>第三十六条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる経営革新計画の区分に応じ、当該各号に定める都道府県知事又は大臣とする。</p> <p>一・二 (同上)</p> <p>三 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその区域を含む都道府県又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る都道府県が同一であるもの 当該都道府県の知事</p> <p>イ (同上)</p> <p>ロ その行う事業が一の都道府県の区域内に限られる第一条第四項に規</p>

定する一般社団法人

四 (略)

2 (略)

定する社団法人

四 (同上)

2 (同上)

改正案

現行

（社員の代理行為の委任）

第四十六条の二 特許業務法人を代表する社員は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（新設）

（裁判所による監督）

第五十二条の二 特許業務法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

（新設）

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 特許業務法人の解散及び清算を監督する裁判所は、経済産業大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 経済産業大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べるることができる。

（清算結了の届出）

第五十二条の三 清算が結了したときは、清算人は、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（新設）

（解散及び清算の監督に関する事件の管轄）

第五十二条の四 特許業務法人の解散及び清算の監督に関する事件は、その

（新設）

主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(検査役の選任)

第五十二条の五 裁判所は、特許業務法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前項の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3 裁判所は、第一項の検査役を選任した場合には、特許業務法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該特許業務法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。

4 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第五十五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第 号)第四条並びに会社法第六百条、第六百十四条から第六百九十九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は特許業務法人について、同法第五百八十条第一項、第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条から第五百九十六条まで、第五百九十九条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条(第一項ただし書を除く。)、第六百十二条並びに第六百十三条の規定は特許業務法人の社員について、同法第五百八十九条第一項の規定は特許業務法人の社員であると誤認さ

(新設)

(民法及び会社法の準用等)

第五十五条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十条並びに会社法第六百条、第六百十四条から第六百九十九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は特許業務法人について、民法第五十五条並びに会社法第五百八十条第一項、第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条から第五百九十六条まで、第五百九十九条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条(第一項ただし書を除く。)、第六百十二条並びに第六百十三条の規定は特許業務法人の社員について、同法第五百八十九条第一項の規定は特許業務法人の社員であると誤認させる行為を

せる行為をした者の責任について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は特許業務法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十五条第一項、第六百十七条第一項及び第二項並びに第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第六百十七条第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（弁理士法第七十五条に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。）」と読み替えるものとする。

2 会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十二条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、特許業務法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同

した者の責任について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は特許業務法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十五条第一項、第六百十七条第一項及び第二項並びに第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第六百十七条第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（弁理士法第七十五条に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。）」と読み替えるものとする。

2 民法第八十二条及び第八十三条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、特許業務法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「

法第六百五十八条第一項及び第六百六十九条中「法務省令」とあるのは、「経済産業省令」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「弁理士法第五十三条の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「弁理士法第五十五条第一項において準用する第五百八十条第一項」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第九百三十七条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における特許業務法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八条第一項及び第六百六十九条中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「弁理士法第五十三条の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「弁理士法第五十五条第一項において準用する第五百八十条第一項」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第九百三十七条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における特許業務法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項

<p>4 役員は、会則又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p>	<p>4 各号に掲げる事項についての登記がされているときにあっては、本店及び当該登記に係る支店」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。</p>
<p>5 会社法第八百三十三條第二項、第八百三十四條(第二十一号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十七條、第八百三十八條、第八百四十六條及び第九百三十七條第一項(第一号りに係る部分に限る。)</p> <p>(削る)</p>	<p>5 会社法第八百三十三條第二項、第八百三十四條(第二十一号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十七條、第八百三十八條、第八百四十六條及び第九百三十七條第一項(第一号りに係る部分に限る。)</p> <p>(削る)</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 特許業務法人の解散及び清算を監督する裁判所は、経済産業大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。</p>
<p>(役員)</p> <p>第六十三條 1 3 (略)</p>	<p>7 経済産業大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。</p>
<p>4 役員は、会則又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p>	<p>8 (同上)</p>
<p>(役員)</p> <p>第六十三條 1 3 (同上)</p>	<p>(新設)</p>

<p>(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)</p> <p>第七十三条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、弁理士会について準用する。</p>	<p>(民法の準用)</p> <p>第七十三条 民法第四十四条、第五十条及び第五十五条の規定は、弁理士会について準用する。</p>
--	---

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）

改正案	現行
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第三十八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。</p> <p>（指定等）</p> <p>第七十五条 第五十八条第二項の規定による指定は、営利を目的としない法人であつて、次に掲げる業務（以下「資金管理業務」という。）を適切かつ確実に行つことができると認められるものにつき、全国を通じて一個に限り、その者の同意を得て行わなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2）4（略）</p>	<p>（民法の準用）</p> <p>第三十八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。</p> <p>（指定等）</p> <p>第七十五条 第五十八条第二項の規定による指定は、民法第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であつて、次に掲げる業務（以下「資金管理業務」という。）を適切かつ確実に行つことができると認められるものにつき、全国を通じて一個に限り、その者の同意を得て行わなければならない。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>2）4（同上）</p>

<p style="text-align: center;">改正案</p> <p>（指定等）</p> <p>第九十二条 主務大臣は、営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務（以下「資金管理業務」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、資金管理人として指定することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（指定）</p> <p>第一百五条 主務大臣は、営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務（以下「再資源化等業務」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、指定再資源化機関として指定することができる。</p> <p>（指定）</p> <p>第一百十四条 主務大臣は、営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務（以下「情報管理業務」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、情</p>	<p style="text-align: center;">現行</p> <p>（指定等）</p> <p>第九十二条 主務大臣は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務（以下「資金管理業務」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、資金管理人として指定することができる。</p> <p>2～4 （同上）</p> <p>（指定）</p> <p>第一百五条 主務大臣は、民法第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務（以下「再資源化等業務」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、指定再資源化機関として指定することができる。</p> <p>（指定）</p> <p>第一百十四条 主務大臣は、民法第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務（以下「情報管理業務」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるもの</p>

報管理センターとして指定することができる。

を、その申請により、全国を通じて一個に限り、情報管理センターとして指定することができる。

改正案

現行

（組合契約の効力の発生の登記）

第五十七条 組合契約が効力を生じたときは、二週間以内に、組合の主たる事務所の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一～四（略）

（変更の登記）

第五十八条 組合において前条各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第五十九条 組合がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地に

（組合契約の効力の発生の登記）

第五十七条 組合契約が効力を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一～四（同上）

（従たる事務所の新設の登記）

第五十八条 組合契約の効力の発生の登記後に従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条各号に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

（事務所の移転の登記）

第五十九条 組合が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第五十七条各号に掲げ

においては第五十七条各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(削る)

(業務執行停止の仮処分命令等の登記)

第六十条 組合員の業務の執行を停止し、若しくはその業務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第六十一条 第三十七条の規定により組合が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(清算人の登記)

る事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同条各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

(変更の登記)

第六十条 第五十七条各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

(業務執行停止の仮処分命令等の登記)

第六十一条 組合員の業務の執行を停止し、若しくはその業務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第六十二条 組合が解散したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第六十二条 組合員が清算人となつたときは、解散の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 清算人の氏名又は名称及び住所

二 清算人が法人であるときは、当該清算人の職務を行うべき者の氏名及び住所

2 清算人が選任されたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、前項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

3 第五十八条の規定は前二項の規定による登記について、第六十条の規定は清算人について、それぞれ準用する。

(清算終了の登記)

第六十三条 清算が終了したときは、第五十一条の承認の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第六十四条 従たる事務所を設けたとき(当該従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)は、当該従たる事務所を設けた日から三週間以内に、その所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記

第六十三条 組合員が清算人となつたときは、解散の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 清算人の氏名又は名称及び住所

二 清算人が法人であるときは、当該清算人の職務を行うべき者の氏名及び住所

2 清算人が選任されたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、前項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

3 第六十条の規定は前二項の規定による登記に、第六十一条の規定は清算人について準用する。

(清算終了の登記)

第六十四条 組合の清算が終了したときは、第五十一条の承認の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

(新設)

しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第六十四条の二 組合がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所の所在地における清算結了の登記）

第六十四条の三 清算が結了したときは、第五十一条の承認の日から三週間以内に、その従たる事務所の所在地においても、清算結了の登記をしな

（新設）

（新設）

ればならない。

(登記の申請)

第六十六条 第五十七条から第五十九条まで、第六十四条及び第六十四条の二の規定による登記は組合員の申請によって、第六十一条から第六十三条まで及び第六十四条の三の規定による登記は清算人の申請によつてする。

(変更の登記等の添付書面)

第六十八条 第五十七条各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 (略)

(清算人に関する変更の登記の添付書面)

第七十一条 (略)

2 第六十二条第一項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(商業登記法及び民事保全法の準用)

第七十三条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第百三十二条から第

(登記の申請)

第六十六条 第五十七条から第六十条までの規定による登記は組合員の申請によつて、第六十二条から第六十四条までの規定による登記は清算人の申請によつてする。

(変更の登記等の添付書面)

第六十八条 事務所の新設若しくは移転又は第五十七条各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 (同上)

(清算人に関する変更の登記の添付書面)

第七十一条 (同上)

2 第六十三条第一項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(商業登記法及び民事保全法の準用)

第七十三条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第百三十二条から第

百四十八条まで並びに民事保全法第五十六条の規定を準用する。この場合において、商業登記法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「有限責任事業組合契約に関する法律第六十四条第二項各号」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「有限責任事業組合の組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所の所在地（外国法人にあつては、各事務所の所在地）」とあるのは「有限責任事業組合の主たる事務所の所在地」と読み替えるものとする。

百四十八条まで並びに民事保全法第五十六条の規定を準用する。この場合において、商業登記法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「有限責任事業組合契約に関する法律第五十七条各号」と、「同法第五十三条中「新所在地における登記」とあるのは「新所在地において有限責任事業組合に関する法律第五十七条各号に掲げる事項を登記すべき場合」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「有限責任事業組合の組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所」とあるのは「有限責任事業組合の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用） 第二十五条の八 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。</p>	<p>（民法の準用） 第二十五条の八 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。</p>

改正案	現行
<p>（指定の基準）</p> <p>第二十七条の三（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が次の各号のい ずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない 。</p> <p>一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。</p> <p>二 四（略）</p> <p>（指定資格者証交付機関）</p> <p>第二十七条の十九（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国土交通大臣は、前項の規定による申請をした者が次の各号のい ずれかに該当するときは、第一項の規定による指定をしてはならない。</p> <p>一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。</p> <p>二（略）</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（指定の基準）</p> <p>第二十七条の三（同上）</p> <p>2 国土交通大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が次の各号のい に該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。</p> <p>一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立さ れた法人以外の者であること。</p> <p>二 四（同上）</p> <p>（指定資格者証交付機関）</p> <p>第二十七条の十九（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 国土交通大臣は、前項の規定による申請をした者が次の各号のい に該当するときは、第一項の規定による指定をしてはならない。</p> <p>一 民法第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。</p> <p>二（同上）</p> <p>4・5（同上）</p>

水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（水先人会） 第四十八条（略） 2・3（略） 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四条及び第七十八条の規定は、水先人会について準用する。</p>	<p>（水先人会） 第四十八条（同上） 2・3（同上） 4 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は 、水先人会について準用する。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（水防協力団体の指定）</p> <p>第三十六条 水防管理者は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができることを認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。</p> <p>2 2 4 （略）</p>	<p>（水防協力団体の指定）</p> <p>第三十六条 水防管理者は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができることを認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。</p> <p>2 2 4 （同上）</p>

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（指定法人）</p> <p>第四十一条 国土交通大臣は、登録ホテル業等を営む者の業務の改善向上を図ることを目的とし、かつ、登録ホテル業等を営む者を社員とする一般社団法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができる」と認められるものを、その申請により、同項に規定する事業を行う者として指定することができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（指定法人）</p> <p>第四十一条 国土交通大臣は、登録ホテル業等を営む者の業務の改善向上を図ることを目的とし、かつ、登録ホテル業等を営む者を社員とする民法第三十四条の規定により設立された社団法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、同項に規定する事業を行う者として指定することができる。</p> <p>2 （同上）</p>

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（欠格条項） 第七十七条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第五条の二第一項の規定による指定を受けることができない。 一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者 二 四（略）</p>	<p>（欠格条項） 第七十七条の三 次の各号の二に該当する者は、第五条の二第一項の規定による指定を受けることができない。 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者 二 四（同上）</p>

改正案

現行

（指定の基準）

第十五条の三（略）

第十五条の三（同上）

2 国土交通大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、中央指定試験機関の指定をしてはならない。

2 国土交通大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、中央指定試験機関の指定をしてはならない。

一 一般社団法人又は一般財団法人以外のものであること。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外のものであること。

二～四（略）

二～四（同上）

（建築士会及び建築士会連合会）

（建築士会及び建築士会連合会）

第二十二條の二 その名称中に建築士会という文字を用いる一般社団法人（次項に規定するものを除く。）は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、建築士を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならぬ。

第二十二條の二 建築士は、都道府県の区域ごとに、建築士会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 その名称中に建築士会連合会という文字を用いる一般社団法人は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、前項に規定する一般社団法人（第四項及び第五項において「建築士会」という。）を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならぬ。

2 建築士会は、全国を単位として、建築士会を会員とする建築士会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

<p>3 前二項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。</p> <p>4 建築士会及び第二項に規定する一般社団法人（以下この項及び次項において「建築士会連合会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、建築士会にあつてはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、建築士会連合会にあつては国土交通大臣に届け出なければならない。</p>	<p>3 建築士会及び建築士会連合会は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。</p> <p>（新設）</p>
<p>5 国土交通大臣は建築士会連合会に対して、建築士の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は当該建築士会に対して、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、必要な事項に関して報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告をすることができる。</p> <p>（指定法人）</p> <p>第二十七条の二 国土交通大臣は、建築士事務所の業務の適正な運営及び設計等を委託する建築主の利益の保護を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行う者として指定することができる。</p>	<p>（新設）</p> <p>（指定法人）</p> <p>第二十七条の二 国土交通大臣は、建築士事務所の業務の適正な運営及び設計等を委託する建築主の利益の保護を図ることを目的として民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行う者として指定することができる。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （同上）</p>

改正案

現行

（港務局の解散事由）

第九条の二 港務局は、定款で定めた解散事由の発生によつて解散する。

（新設）

（清算中の港務局の能力）

第十条の二 解散した港務局は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（新設）

（清算人）

第十条の三 港務局が解散したときは、委員がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は港務局を組織する地方公共団体の長が、当該地方公共団体の議会の同意を得て、委員以外の者を選任したときは、この限りでない。

（新設）

（裁判所による清算人の選任）

第十条の四 前条の規定により清算人となる者がなく、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（新設）

（清算人の解任）

第十条の五 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(新設)

(清算人及び解散の報告)

第十条の六 清算人は、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日を港務局を組織する地方公共団体の議会に報告しなければならない。

(新設)

2 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を港務局を組織する地方公共団体の議会に報告しなければならない。

(清算人の職務及び権限)

第十条の七 清算人の職務は、次のとおりとする。

(新設)

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることが出来る。

(債権の申出の催告等)

第十条の八 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公

(新設)

告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除

斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第十条の九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、港務局の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(残余財産の帰属)

第十条の十 解散した港務局の財産は、定款で指定した者に帰属する。

2 定款で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、清算人は、港務局を組織する地方公共団体の議会の同意を得て、その港務局の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、港務局を組織する地方公共団体の財産に帰属する。

(裁判所による監督)

第十条の十一 港務局の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

る。

(清算結了の報告)

第十条の十二 清算が結了したときは、清算人は、その旨を港務局を組織する地方公共団体の議会に報告しなければならない。

(新設)

(特別代理人の選任等に関する事件の管轄)

第十条の十三 次に掲げる事件は、港務局の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(新設)

- 一 特別代理人の選任に関する事件
- 二 港務局の解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

(不服申立ての制限)

第十条の十四 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(新設)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第十条の十五 裁判所は、第十条の四の規定により清算人を選任した場合には、港務局が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人(監事を置く港務局にあつては、当該清算人及び監事)の陳述を聴かなければならない。

(新設)

(即時抗告)

第十条の十六 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第三号)第四条及び第七十八条の規定は、港務局について準用する。

(委員の代理権の制限)

第二十三条の二 委員の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(利益相反行為)

第二十三条の三 港務局と委員との利益が相反する事項については、委員は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(特定埠頭を構成する行政財産の貸付け)

第五十四条の三 (略)

2 6 (略)

(新設)

(民法等の準用)

第十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十八条第一項、第七十二条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三条の規定並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条から第三十九条までの規定は、港務局に準用する。

(新設)

(新設)

(特定埠頭を構成する行政財産の貸付け)

第五十四条の三 (同上)

2 6 (同上)

<p>7 前項の規定による貸付けについては、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百四条並びに借地借家法（平成三年法律第九十号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。</p> <p>8 8 12 （略）</p>	<p>7 前項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法（平成三年法律第九十号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。</p> <p>8 8 12 （同上）</p>
---	---

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（指定の基準） 第四十五条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。</p> <p>二～四（略）</p>	<p>（指定の基準） 第四十五条（同上）</p> <p>2 国土交通大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。</p> <p>二～四（同上）</p>

船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）

改正案	現行
<p>(指定)</p> <p>第七条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる事業（以下「船員雇用促進等事業」という。）を適正かつ確実に行つことができると認められるときは、この章の定めるところにより船員雇用促進等事業を行う者として、指定することができる。</p> <p>一 申請者が一般社団法人又は一般財団法人であること。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(指定)</p> <p>第七条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる事業（以下「船員雇用促進等事業」という。）を適正かつ確実に行つことができると認められるときは、この章の定めるところにより船員雇用促進等事業を行う者として、指定することができる。</p> <p>一 申請者が民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であること。</p> <p>二～四 (同上)</p> <p>2～4 (同上)</p>

改正案	現行
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第七十六条の八 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四条及び第七十八条の規定は、協会について準用する。</p> <p>（自動車整備振興会）</p> <p>第九十五条 一般社団法人又は一般財団法人であつて、その名称中に自動車整備振興会の文字を用いるものは、自動車の整備に関する設備の改善及び技術の向上を促進し、並びに自動車の整備事業の業務の適正な運営を確保するため、次に掲げる事業を行うことを目的とするものでなければならぬ。</p> <p>一 六（略）</p>	<p>（民法の準用）</p> <p>第七十六条の八 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、協会について準用する。</p> <p>（自動車整備振興会）</p> <p>第九十五条 民法第三十四条の規定により設立される法人であつて、その名称中に自動車整備振興会の文字を用いるものは、自動車の整備に関する設備の改善及び技術の向上を促進し、並びに自動車の整備事業の業務の適正な運営を確保するため、次に掲げる事業を行うことを目的とするものでなければならぬ。</p> <p>一 六（同上）</p>

改正案	現行
<p>(指定の基準)</p> <p>第二十四条の六 (略)</p> <p>2 気象庁長官は、前条第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(指定)</p> <p>第二十四条の二十八 気象庁長官は、気象業務の健全な発達を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務に關し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、民間気象業務支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(指定の基準)</p> <p>第二十四条の六 (同上)</p> <p>2 気象庁長官は、前条第二項の申請をした者が次の各号の一に該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。</p> <p>二 四 (同上)</p> <p>(指定)</p> <p>第二十四条の二十八 気象庁長官は、気象業務の健全な発達を図ることを目的として民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、次条に規定する業務に關し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、民間気象業務支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。</p> <p>一・二 (同上)</p>

改正案

現行

（指定の基準）

第十六条の三（略）

第十六条の三（同上）

2 国土交通大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

2 国土交通大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二～四（略）

二～四（同上）

（供託所等に関する説明）

（供託所等に関する説明）

第三十五条の二 宅地建物取引業者は、宅地建物取引業者の相手方等に対して、当該売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、当該宅地建物取引業者が第六十四条の二第一項の規定により指定を受けた一般社団法人の社員でないときは第一号に掲げる事項について、当該宅地建物取引業者が同条同項の規定により指定を受けた一般社団法人の社員であるときは、第六十四条の八第一項の規定により国土交通大臣の指定する弁済業務開始日前においては第一号及び第二号に掲げる事項について、当該弁済業務開始日以後においては第一号に掲げる事項について説明をするようにしなければならない。

第三十五条の二 宅地建物取引業者は、宅地建物取引業者の相手方等に対して、当該売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、当該宅地建物取引業者が第六十四条の二第一項の規定により指定を受けた社団法人の社員でないときは第一号に掲げる事項について、当該宅地建物取引業者が同条同項の規定により指定を受けた社団法人の社員であるときは、第六十四条の八第一項の規定により国土交通大臣の指定する弁済業務開始日前においては第一号及び第二号に掲げる事項について、当該弁済業務開始日以後においては第一号に掲げる事項について説明をするようにしなければならない。

- 一 営業保証金を供託した主たる事務所の最寄りの供託所及びその所在地
- 二 社員である旨、当該一般社団法人の名称、住所及び事務所の所在地並びに第六十四条の七第二項の供託所及びその所在地

(瑕疵担保責任についての特約の制限)

第四十条 宅地建物取引業者は、自ら売主となる宅地又は建物の売買契約において、その目的物の瑕疵を担保すべき責任に関し、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第三項に規定する期間についてその目的物の引渡しの日から二年以上となる特約をする場合を除き、同条に規定するものより買主に不利となる特約をしてはならない。

2 (略)

(指定等)

第五十条の二の五 第三十四条の二第五項の規定による指定(以下この節において「指定」という。)は、次に掲げる要件を備える者であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものにつき、国土交通省令で定めるところにより、その者の同意を得て行わなければならない。

- 一 宅地及び建物の取引の適正の確保及び流通の円滑化を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であること。

二・三 (略)

2 4 (略)

- 一 営業保証金を供託した主たる事務所のもよりの供託所及びその所在地
- 二 社員である旨、当該社団法人の名称、住所及び事務所の所在地並びに第六十四条の七第二項の供託所及びその所在地

(瑕疵担保責任についての特約の制限)

第四十条 宅地建物取引業者は、自ら売主となる宅地又は建物の売買契約において、その目的物の瑕疵を担保すべき責任に関し、民法第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第三項に規定する期間についてその目的物の引渡しの日から二年以上となる特約をする場合を除き、同条に規定するものより買主に不利となる特約をしてはならない。

2 (同上)

(指定等)

第五十条の二の五 第三十四条の二第五項の規定による指定(以下この節において「指定」という。)は、次に掲げる要件を備える者であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものにつき、国土交通省令で定めるところにより、その者の同意を得て行わなければならない。

- 一 宅地及び建物の取引の適正の確保及び流通の円滑化を目的として民法第三十四条の規定により設立された法人であること。

二・三 (同上)

2 4 (同上)

(指定)

第六十四条の二 国土交通大臣は、次に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条第一項各号に掲げる業務の全部について適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行つことができると認められるときは、この章に定めるところにより同項各号に掲げる業務を行つ者として、指定することができる。

一 申請者が一般社団法人であること。

二・三 (略)

四 申請者の役員のうち次に次にいずれかに該当する者がないこと。

イ 第五条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する者

口 略

2) 5 (略)

(宅地建物取引業協会及び宅地建物取引業協会連合会)

第七十四条 その名称中に宅地建物取引業協会という文字を用いる一般社団法人(次項に規定するものを除く。)は、宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに宅地建物取引業の健全な発達を図るため、社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、一の都道府県の区域内において事業を行う旨及び宅地建物取引業者を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

2) その名称中に宅地建物取引業協会連合会という文字を用いる一般社団法

(指定)

第六十四条の二 国土交通大臣は、次の各号に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条第一項各号に掲げる業務の全部について適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行なうことができると認められるときは、この章に定めるところにより同項各号に掲げる業務を行なう者として、指定することができる。

一 申請者が民法第三十四条の規定により設立された社団法人であること。

二・三 (同上)

四 申請者の役員のうち次に次にいずれかに該当する者がないこと。

イ 第五条第一項第一号から第四号までの一に該当する者

口 略

2) 5 (同上)

(宅地建物取引業協会及び宅地建物取引業協会連合会)

第七十四条 宅地建物取引業者は、都道府県の区域ごとに、宅地建物取引業協会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2) 宅地建物取引業協会は、全国を単位として、宅地建物取引業協会を会員

<p>人は、宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに宅地建物取引業の健全な発達を図るため、社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、全国において事業を行う旨及び前項に規定する一般社団法人（以下「宅地建物取引業協会」という。）を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。</p>	<p>とする宅地建物取引業協会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。</p>
<p>3 前二項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。</p> <p>4 宅地建物取引業協会及び第二項に規定する一般社団法人（以下「宅地建物取引業協会連合会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、宅地建物取引業協会にあつては都道府県知事に、宅地建物取引業協会連合会にあつては国土交通大臣に届け出なければならない。</p>	<p>3 宅地建物取引業協会及び宅地建物取引業協会連合会は、宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに宅地建物取引業の健全な発達を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行なうことを目的とする。 （新設）</p>
<p>5 (略)</p> <p>(名称の使用制限)</p> <p>第七十五条 宅地建物取引業協会及び宅地建物取引業協会連合会でない者は、宅地建物取引業協会又は宅地建物取引業協会連合会という文字をその名称中に用いてはならない。</p>	<p>4 (同上)</p> <p>(名称の使用制限)</p> <p>第七十五条 前条に規定する宅地建物取引業協会及び宅地建物取引業協会連合会でない者は、宅地建物取引業協会又は宅地建物取引業協会という名称を用いてはならない。</p>

改正案	現行
<p>(指定)</p> <p>第二十二條の二 国土交通大臣は、次に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる業務の全部について適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行うことができると認められるときは、この章に定めるところにより同条各号に掲げる業務を行う者として、指定することができる。</p> <p>一 申請者が一般社団法人であること。</p> <p>二～五 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(指定)</p> <p>第二十二條の二 国土交通大臣は、次に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる業務の全部について適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行うことができると認められるときは、この章に定めるところにより同条各号に掲げる業務を行う者として、指定することができる。</p> <p>一 申請者が民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人であること。</p> <p>二～五 (同上)</p> <p>2～4 (同上)</p>

改正案	現行
<p>（貨物利用運送事業法の特例）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 認定総合効率化事業者が事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて政令で定めるもの又は一般社団法人（以下「組合等」という。）である場合にあつては、当該認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従つて行う第一種貨物利用運送事業であつて荷主を認定総合効率化事業者たる組合等の構成員に限定して行うものについては、貨物利用運送事業法第八条第一項及び第九条（同法第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。</p> <p>4（略）</p>	<p>（貨物利用運送事業法の特例）</p> <p>第九条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 認定総合効率化事業者が事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて政令で定めるもの又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人（以下「組合等」という。）である場合にあつては、当該認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従つて行う第一種貨物利用運送事業であつて荷主を認定総合効率化事業者たる組合等の構成員に限定して行うものについては、貨物利用運送事業法第八条第一項及び第九条（同法第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。</p> <p>4（同上）</p>

改正案	現行
<p>（理事の代表権の制限）</p> <p>第二十八条の二 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>（理事の代理行為の委任）</p> <p>第二十八条の三 理事は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p> <p>（議決権のない場合）</p> <p>第三十八条の二 組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。</p> <p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第四十四条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）（第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、組合について準用する。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（民法の準用）</p> <p>第四十四条 民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）、第五十条（法人の住所）、第五十四条（理事の代理権の制限）、第五十五条（理事の代理行為の委任）及び第六十六条（表決権のない場合）の規定は、組合について準用する。この場合において、同法第五十五条中「定款、寄附行為又は総会の決議」とあるのは「定款」と、第六十六条中「社団法人」とあるのは「土地区画整理組合」と、「社員」とあるのは「組合員」と読み替える。</p>

(清算中の組合の能力)

第四十五条の二 解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第四十六条 組合が第四十五条第一項第一号から第四号までのいずれかに掲げる事由により解散した場合においては、理事がその清算人となる。ただし、総会で他の者を選任した場合には、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第四十六条の二 前条の規定により清算人となる者がなく、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第四十六条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の職務及び権限)

第四十六条の四 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

るものとする。

(新設)

第四十六条 組合が前条第一項第一号から第四号までの一に掲げる事由に因り解散した場合には、理事がその清算人となる。但し、総会で他の者を選任した場合には、この限りでない。

(清算人)

(新設)

(新設)

(新設)

- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることが出来る。

(債権の申出の催告等)

第四十七条の二 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第四十七条の三 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(新設)

(新設)

(裁判所による監督)

第四十八条の二 組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

(新設)

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第四十九条の二 組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、

(新設)

組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第四十九条の三 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(新設)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第四十九条の四 裁判所は、第四十六条の二の規定により清算人を選任した

(新設)

場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(即時抗告)

第四十九条の五 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に
対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第四十九条の六 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせ
るため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合につ
いて準用する。この場合において、第四十九条の四中「清算人及び監事」
とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

第五十一条 削除

(新設)

(民法及び非訟事件手続法の準用等)

第五十一条 民法第七十三条(清算法人)、第七十五条(裁判所による清算
人の選任)、第七十六条(清算人の解任)、第七十八条から第八十条まで
(清算人の職務権限等)及び第八十二条(裁判所による監督)並びに非訟
事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項(法人の解散
及び清算の監督の管轄)及び第三十六条から第四十条まで(法人の清算人
に関する事件等)の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この
場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「土地区画整理法
第四十六条」と読み替えるものとする。

2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を
求め、又は調査を嘱託することができる。

3 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることがで
きる。

<p>(指定の基準)</p> <p>第百十七条の五 (略)</p> <p>2 国土交通大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が次の各号のい ずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない 。</p> <p>一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。</p> <p>二 四 (略)</p>	<p>(指定の基準)</p> <p>第百十七条の五 (同上)</p> <p>2 国土交通大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が次の各号の一 に該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。</p> <p>一 民法第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。</p> <p>二 四 (同上)</p>
--	--

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p>（指定紛争処理機関の指定等）</p> <p>第二十三条の五 国土交通大臣及び内閣総理大臣は、保険金等又は共済金等の支払に係る紛争の公正かつ適確な解決による被害者の保護を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下「紛争処理業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、紛争処理業務を行う者として指定することができる。</p> <p>一～五（略）</p> <p>2～5（略）</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p>（指定紛争処理機関の指定等）</p> <p>第二十三条の五 国土交通大臣及び内閣総理大臣は、保険金等又は共済金等の支払に係る紛争の公正かつ適確な解決による被害者の保護を図ることを目的として民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下「紛争処理業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、紛争処理業務を行う者として指定することができる。</p> <p>一～五（同上）</p> <p>2～5（同上）</p>

改正案	現行
<p>（代表理事） 第三十四条の二（略）</p>	<p>（代表理事） 第三十四条の二（同上）</p>
<p>2（略）</p>	<p>2（同上）</p>
<p>3 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。</p>	<p>3 代表理事については、第三十三条の二、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項、第五十四条及び第五十五条並びに会社法第三百五十四条の規定を準用する。</p>
<p>4 代表理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p>	<p>（新設）</p>
<p>5 代表理事については、第三十三条の二、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第七十八条及び会社法第三百五十四条の規定を準用する。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（海運組合との取引等の制限） 第三十四条の三（略）</p>	<p>（海運組合との取引等の制限） 第三十四条の三（同上）</p>
<p>2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。</p>	<p>2 民法第八十八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。</p>
<p>3（略） （会社法等の準用） 第五十五条 解散及び清算については、会社法第四百七十五条（第三号を除く）、第四百七十六条、第四百七十八条第一項、第二項及び第四項、第</p>	<p>3（同上） （会社法等の準用） 第五十五条 解散及び清算については、会社法第四百七十五条（第三号を除く）、第四百七十六条、第四百七十八条第一項、第二項及び第四項、第</p>

四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。））、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。））、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。））、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。））、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を、清算人については、第三十二条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第四十三条第二項及び第四十四条並びに同法第三百五十三条、第三百六十条第一項、第三百六十四条並びに第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条並びに監査役に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三十八条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとする。

四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。））、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。））、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。））、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。））、第八百七十五条並びに第八百七十六条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条の規定を、清算人については、第三十二条の二、第三十三条の二から第三十九条まで、第四十三条第二項及び第四十四条並びに会社法第三百五十三条、第三百六十条第一項、第三百六十四条並びに第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条並びに監査役に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三十八条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとする。

地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）

	改正案		現行
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第七条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第号）第四条及び第七十八条の規定は、地方公社について準用する。</p> <p>（住宅の積立分譲に関する契約）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>（清算中の地方公社の能力）</p> <p>第三十六条の二 解散した地方公社は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。</p> <p>（裁判所による清算人の選任）</p> <p>第三十七条の二 前条第一項の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。</p>	<p>（民法の準用）</p> <p>第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、地方公社に準用する。</p> <p>（住宅の積立分譲に関する契約）</p> <p>第二十三条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（民法の準用）</p> <p>第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、地方公社に準用する。</p> <p>（住宅の積立分譲に関する契約）</p> <p>第二十三条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>（新設）</p>

(清算人の解任)

第三十七条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(新設)

(清算人の届出)

第三十七条の四 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を国土交通大臣に届け出なければならない。

(新設)

(清算人の職務及び権限)

第三十七条の五 清算人の職務は、次のとおりとする。

(新設)

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができ。

(債権の申出の催告等)

第三十七条の六 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の

(新設)

公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除

斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することができない。

3 | 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 | 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十七条の七 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、地方公社の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の地方公社についての破産手続の開始)

第三十七条の八 清算中に地方公社の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 | 清算人は、清算中の地方公社が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 | 前項に規定する場合において、清算中の地方公社が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 | 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(新設)

(新設)

(裁判所による監督)

第三十八条の二 地方公社の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

(新設)

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 地方公社の解散及び清算を監督する裁判所は、国土交通大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 国土交通大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算結了の届出)

第三十八条の三 清算が結了したときは、清算人は、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(新設)

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十八条の四 地方公社の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、地方公社の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(新設)

(不服申立ての制限)

第三十八条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(新設)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十八条の六 裁判所は、第三十七条の二の規定により清算人を選任した場合には、地方公社が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(即時抗告)

第三十八条の七 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第三十九条 裁判所は、地方公社の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第三十八条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「地方公社及び検査役」と読み替えるものとする。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした地方公社の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

(新設)

(新設)

(民法及び非訟事件手続法の準用等)

第三十九条 民法第七十二条、第七十五条、第七十六条、第七十七条第二項(届出に関する部分に限る。)及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、地方公社の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「地方住宅供給公社法第三十七条第一項」と読み替えるものとする。

2 地方公社の解散及び清算を監督する裁判所は、国土交通大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 国土交通大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした地方公社の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一〇五（略）

六 第三十七条の六第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

七 第三十七条の六第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

八 第三十七条の八第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

九（略）

一〇五（同上）

六 第三十九条第一項において準用する民法第七十九条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

七 第三十九条第一項において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

八 第三十九条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

九（同上）

日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、協会について準用する。</p>	<p>（民法の準用）</p> <p>第十一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力等）及び第五十条（法人の住所）の規定は、協会について準用する。</p>

改正案	現行
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第二十三条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、協会に準用する。</p> <p>（創立総会）</p> <p>第三十六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第四十九条及び第四十九条の二（議決権）の規定は、創立総会の議決に準用する。</p> <p>（総会の招集）</p> <p>第四十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 総会員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総会員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。</p> <p>4 総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目</p>	<p>（民法の準用）</p> <p>第二十三条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力等）及び第五十条（法人の住所）の規定は、協会に準用する。</p> <p>（創立総会）</p> <p>第三十六条（同上）</p> <p>2・3（同上）</p> <p>4 民法第六十五条及び第六十六条（表決権）の規定は、創立総会の議決に準用する。</p> <p>（総会の招集）</p> <p>第四十六条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

(総会の議決事項)

第四十七条 (略)

2 総会においては、前条第四項の規定によりあらかじめ通知をした事項についてののみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(総会の議事)

第四十八条 総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。ただし、前条第一項第一号及び第三号から第五号までの事項に係る議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(会員の議決権)

第四十九条 各会員の議決権は、平等とする。

2 総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。

3 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(議決権のない場合)

第四十九条の二 協会と特定の会員との関係について議決をする場合には、

その会員は、議決権を有しない。

(総会の議決事項)

第四十七条 (同上)

(新設)

(総会の議事)

第四十八条 総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。ただし、前条第一号及び第三号から第五号までの事項に係る議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(総会に関する民法の準用)

第四十九条 民法第六十一条第二項(臨時総会招集請求権)、第六十二条(総会の招集)、第六十四条(総会の決議事項)、第六十五条及び第六十六条(表決権)の規定は、協会の総会に準用する。

(新設)

(協会についての破産手続の開始)

第五十一条の二 協会がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、会長若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、会長は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならぬ。

(清算中の協会の能力)

第五十一条の三 解散した協会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第五十二条 清算人は、第五十一条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同項第三号の規定による解散の場合には厚生労働大臣及び国土交通大臣が選任する。

(裁判所による清算人の選任)

第五十二条の二 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

(新設)

(新設)

(清算人)

第五十二条 清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同項第三号の規定による解散の場合には厚生労働大臣及び国土交通大臣が選任する。

(新設)

第五十二条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは
検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(新設)

(清算人の職務及び権限)

第五十二条の四 清算人の職務は、次のとおりとする。

(新設)

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をする
ことができる。

(債権の申出の催告等)

(新設)

第五十二条の五 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回
の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき
旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を
下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除
斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れてい
る債権者を除外することができる。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければ
ならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第五十二条の六 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、協会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(新設)

(清算中の協会についての破産手続の開始)

第五十二条の七 清算中に協会の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

(新設)

2 清算人は、清算中の協会が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす

る。
3 前項に規定する場合において、清算中の協会が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(財産の処分等)

第五十三条 (略)

第五十三条 (同上)

2・3 (略)

2・3 (同上)

(裁判所による監督)

第五十三条の二 協会の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

(新設)

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 協会の解散及び清算を監督する裁判所は、厚生労働大臣及び国土交通大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第五十三条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を厚生労働大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第五十三条の四 協会の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第五十三条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第五十三条の六 裁判所は、第五十二条の二の規定により清算人を選任した場合には、協会が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かな

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

なければならない。

(即時抗告)

第五十三条の七 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第五十四条 裁判所は、協会の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第五十三条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「協会及び検査役」と読み替えるものとする。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会の発起人、役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一～四 (略)

五 第五十一条の二第二項又は第五十二条の七第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。

(新設)

(解散及び清算に関する民法等の準用)

第五十四条 民法第七十条(法人についての破産手続の開始)、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係る部分を除く。)、及び第八十三条(清算)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで(法人の解散及び清算の監督等)の規定は、協会の解散及び清算に準用する。

2 協会の解散及び清算を監督する裁判所は、協会の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会の発起人、役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一～四 (同上)

五 第五十四条第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。

六 第五十二条の五第一項又は第五十二条の七第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

七・八 (略)

六 第五十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

七・八 (同上)

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）

改正案	現行
<p>（都市計画の決定等の提案）</p> <p>第二十一条の二（略）</p> <p>2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社若しくはまちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体又はこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、都道府県又は市町村に対し、都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。</p> <p>3（略）</p>	<p>（都市計画の決定等の提案）</p> <p>第二十一条の二（同上）</p> <p>2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社若しくはまちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体又はこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、都道府県又は市町村に対し、都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。</p> <p>3（同上）</p>

改正案	現行
<p>（法人格）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四条及び第七十八条の規定は、組合について準用する。</p> <p>（役員職務）</p> <p>第二十七条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 監事の職務は、次のとおりとする。</p> <p>一 組合の財産の状況を監査すること。</p> <p>二 理事長及び理事の業務の執行の状況を監査すること。</p> <p>三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又 は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は都道府県知事に報 告をすること。</p> <p>四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。</p> <p>5 10（略）</p> <p>（削る）</p> <p>（理事長の代表権の制限）</p>	<p>（法人格）</p> <p>第八条（同上）</p> <p>2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項、第五十条、第 五十四条及び第五十五条の規定は、組合について準用する。</p> <p>（役員職務）</p> <p>第二十七条（同上）</p> <p>2・3（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>4 9（同上）</p> <p>10 民法第五十九条の規定は、組合の監事の職務について準用する。</p>

第二十七条の二 理事長の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(理事長の代理行為の委任)

第二十七条の三 理事長は、定款又は総会の議決によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(議決権及び選挙権)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

4 7 (略)

(削る)

(賦課金等の時効)

第四十二条 (略)

2 前条第一項の督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(清算中の組合の能力)

第四十五条の二 解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(新設)

(新設)

(議決権及び選挙権)

第三十七条 (同上)

2 (同上)

(新設)

3 6 (同上)

7 民法第六十六条の規定は、組合員の議決権について準用する。

(賦課金等の時効)

第四十二条 (同上)

2 前条第一項の督促は、民法第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(新設)

(裁判所による清算人の選任)

第四十六条の二 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第四十六条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の職務及び権限)

第四十六条の四 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第四十七条の二 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第四十七条の三 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(裁判所による監督)

第四十八条の二 組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第四十九条の二 組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、

(新設)

(新設)

(新設)

組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第四十九条の三 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第四十九条の四 裁判所は、第四十六条の二の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(即時抗告)

第四十九条の五 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第五十条 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第四十九条の四中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(民法及び非訟事件手続法の準用等)

第五十条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十条まで及び第八十二条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「都市再開発法第四十六条」と読み替えるものとする。

<p>第四百四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした組合の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第二十七条第九項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。</p> <p>三 第二十七条第十項の規定に違反して監事が理事又は組合の職員と兼ねたとき。</p> <p>四 十三 (略)</p>	<p>2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。</p> <p>第四百四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした組合の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 第二十七条第八項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。</p> <p>三 第二十七条第九項の規定に違反して監事が理事又は組合の職員と兼ねたとき。</p> <p>四 十三 (同上)</p>
---	---

改正案	現行
<p>第二十条 国土交通大臣は、前条第一項の申請が次の各号の一に該当していると認めるときは、同項の指定をしてはならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 申請者が一般財団法人以外の者であること。</p> <p>三 五 (略)</p> <p>(登録事務等の臨時代行)</p> <p>第三十二条 国土交通大臣は、指定登録機関が登録事務等を実施することが困難となつた事由が生じた場合において、必要があると認めるときは、一般社団法人又は一般財団法人で第二十条第三号から第五号までに該当していないと認められるものを指定して、期間を定めて、登録事務等を行わせることができる。</p> <p>2 4 (略)</p> <p>第三十五条 国土交通大臣は、前条第二項の申請が次の各号のいずれかに該当していると認めるときは、同条第一項の指定をしてはならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 申請者が一般財団法人以外の者であること。</p>	<p>第二十条 国土交通大臣は、前条第一項の申請が次の各号の一に該当していると認めるときは、同項の指定をしてはならない。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 申請者が民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された財団法人以外の者であること。</p> <p>三 五 (同上)</p> <p>(登録事務等の臨時代行)</p> <p>第三十二条 国土交通大臣は、指定登録機関が登録事務等を実施することが困難となつた事由が生じた場合において、必要があると認めるときは、民法第三十四条の規定により設立された法人で第二十条第三号から第五号までに該当していないと認められるものを指定して、期間を定めて、登録事務等を行なわせることができる。</p> <p>2 4 (同上)</p> <p>第三十五条 国土交通大臣は、前条第二項の申請が次の各号の一に該当していると認めるときは、同条第一項の指定をしてはならない。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 申請者が民法第三十四条の規定により設立された財団法人以外の者で</p>

<p>三 (略)</p> <p>四 申請者が適正化業務以外の業務を行う場合には、次の業務以外の業務を行うものであること。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>五・六 (略)</p>	<p>あること。</p> <p>三 (同上)</p> <p>四 申請者が適正化業務以外の業務を行なう場合には、次の業務以外の業務を行なうものであること。</p> <p>イ～ハ (同上)</p> <p>五・六 (同上)</p>
--	--

改正案	現行
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第七条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第号）第四条及び第七十八条の規定は、道路公社について準用する。</p> <p>（清算中の道路公社の能力）</p> <p>第三十四条の二 解散した道路公社は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。</p> <p>（裁判所による清算人の選任）</p> <p>第三十五条の二 前条第一項の規定により清算人となる者がなく、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。</p> <p>（清算人の解任）</p> <p>第三十五条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。</p> <p>（清算人の届出）</p>	<p>（民法の準用）</p> <p>第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、道路公社について準用する。</p>
<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>

第三十五条の四 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を国土交通大臣に届け出なければならない。

(新設)

(清算人の職務及び権限)

第三十五条の五 清算人の職務は、次のとおりとする。

(新設)

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができ。

(債権の申出の催告等)

(新設)

第三十五条の六 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十五条の七 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、道路公社の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(新設)

(裁判所による監督)

第三十六条の二 道路公社の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

(新設)

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 道路公社の解散及び清算を監督する裁判所は、国土交通大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 国土交通大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第三十六条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(新設)

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十六条の四 道路公社の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、道路公社の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(新設)

(不服申立ての制限)

第三十六条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十六条の六 裁判所は、第三十五条の二の規定により清算人を選任した場合には、道路公社が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(即時抗告)

第三十六条の七 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第三十七条 裁判所は、道路公社の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第三十六条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「道路公社及び検査役」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(民法及び非訟事件手続法の準用等)

第三十七条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十七条第二項(届出に関する部分に限る。)、第七十八条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、道路公社の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

2 道路公社の解散及び清算を監督する裁判所は、国土交通大臣に対し、意

<p>第四十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした道路公社の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 第三十五条の六第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。</p> <p>七 第三十五条の六第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。</p> <p>八 (略)</p>	<p>見を求め、又は調査を囑託することができる。</p> <p>3 国土交通大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。</p> <p>第四十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした道路公社の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一～五 (同上)</p> <p>六 第三十七条第一項において準用する民法第七十九条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。</p> <p>七 第三十七条第一項において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。</p> <p>八 (同上)</p>
--	---

日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）

改正案	現行
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第七条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四条及び第七十八条の規定は、事業団について準用する。</p> <p>（借入金及び下水道債券）</p> <p>第三十四条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定 による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>6～8（略）</p>	<p>（民法の準用）</p> <p>第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規 定は、事業団について準用する。</p> <p>（借入金及び下水道債券）</p> <p>第三十四条（同上）</p> <p>2～4（同上）</p> <p>5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐもの とする。</p> <p>6～8（同上）</p>

都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">（指定）</p> <p>第六十八条 都道府県知事は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、緑地管理機構（以下「機構」という。）として指定することができる。</p> <p>2 4 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p style="text-align: center;">（指定）</p> <p>第六十八条 都道府県知事は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、緑地管理機構（以下「機構」という。）として指定することができる。</p> <p>2 4 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（調査等の委託）</p> <p>第十五条の二 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、調査又は研究の実施に関する事務の一部を、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第十八条において同じ。）<u>、一般社団法人若しくは一般財団法人、事業者その他の民間の団体又は学識経験を有する者に委託することができる。</u></p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（調査等の委託）</p> <p>第十五条の二 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、調査又は研究の実施に関する事務の一部を、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第十八条において同じ。）<u>、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人、事業者その他の民間の団体又は学識経験を有する者に委託することができる。</u></p> <p>2・3 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（土地区画整理法の準用）</p> <p>第五十一条 土地区画整理法第七条の規定は第三十七条第一項の事業計画を定めようとする者について、同法第十八条及び第十九条の規定は第三十七条第一項の規定による認可を申請しようとする者について、同法第二十条、第二十一条（第二項及び第四項を除く。）、第二十四条、第二十六条から第二十九条まで（第二十八条第八項及び第九項を除く。）、第三十八條の二、第三十九条（第五項を除く。）、及び第四十三條から第五十條までの第四十五條第三項及び第五十條第二項を除く。）の規定は組合について準用する。</p>	<p>（土地区画整理法の準用）</p> <p>第五十一条 土地区画整理法第七条の規定は第三十七条第一項の事業計画を定めようとする者について、同法第十八条及び第十九条の規定は第三十七条第一項の規定による認可を申請しようとする者について、同法第二十条、第二十一条（第二項及び第四項を除く。）、第二十四条、第二十六条から第二十九条まで（第二十八条第八項及び第九項を除く。）、第三十九条（第五項を除く。）、及び第四十三條から第五十一條までの第四十五條第三項及び第五十條第二項を除く。）の規定は組合について準用する。</p>

幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（沿道整備推進機構の指定）</p> <p>第十三条の二 市町村長は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる<u>と認められるものを</u>、その申請により、沿道整備推進機構（以下「機構」という。）として指定することができる。</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（沿道整備推進機構の指定）</p> <p>第十三条の二 市町村長は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に<u>行うことができる</u>と認められるものを、その申請により、沿道整備推進機構（以下「機構」という。）として指定することができる。</p> <p>2 4 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（役員に欠員を生じた場合の措置）</p> <p>第三十二条の二 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員 の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新 たに選任された役員（第三十三条の六の仮理事を含む。）が就任するまで 、なお役員としての権利義務を有する。</p> <p>（組合の業務の決定）</p> <p>第三十二条の二 組合の業務は、定款に特別の定めがある場合を除き、理事 の過半数で決する。</p> <p>（組合の代表）</p> <p>第三十三条の三 理事は、組合のすべての業務について、組合を代表する。 ただし、定款の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなけ ればならない。</p> <p>（理事の代表権の制限）</p> <p>第三十三条の四 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗するこ とができない。</p>	<p>（役員に欠員を生じた場合の措置）</p> <p>第三十二条の二 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員 の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新 たに選任された役員（第四十四条において準用する民法（明治二十九年法 律第八十九号）第五十六条の仮理事を含む。）が就任するまで、なお役員 としての権利義務を有する。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

(理事の代理行為の委任)

第三十二条の五 理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないと
きに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(新設)

(仮理事)

第三十二条の六 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損
害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求によ
り、仮理事を選任しなければならない。

(新設)

(監事の職務)

第三十二条の七 監事の職務は、次のとおりとする。

(新設)

一 組合の財産の状況を監査すること。

二 理事の職務の執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は職務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又
は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は都道府県知事に報
告をすること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第三十七条 理事は、必要があると認めるときは、いつでも総会を招集する
ことができる。

(新設)

2| (略)

第三十七条 (同上)

第三十八条 理事の職務を行う者がなく、又は前条第二項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(役員改選の請求)

第四十三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。この場合には、第三十七条第二項及び第三十八条の規定を準用する。

5・6 (略)

(役員についての会社法等の準用)

第四十四条 会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百三十条の規定は理事及び監事について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第 号)第七十八条の規定は理事について、第三十三条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、会社法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と読み替えるものとする。

(総会の議事)

第三十八条 理事の職務を行う者がなく、又は前条の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(役員改選の請求)

第四十三条 (同上)

2・3 (同上)

4 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。この場合には、第三十七条及び第三十八条の規定を準用する。

5・6 (同上)

(役員についての民法等の準用)

第四十四条 会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百三十条の規定は理事及び監事について、民法第四十四条第一項、第五十二条第二項、第五十三条から第五十六条まで及び第六十一条第一項の規定は理事について、第三十三条及び同法第五十九条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、会社法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と、民法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官」とあるのは「都道府県知事は、利害関係人」と読み替えるものとする。

(総会の議事)

第四十九条（略）

2・3（略）

4 総会においては、第三十九条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

（総会についての会社法の準用）

第五十一条 会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定（これらの規定中監査役に関する部分を除く。）は、総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。

（清算中の組合の能力）

第七十五条の二 解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（裁判所による清算人の選任）

第七十六条の二 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若

第四十九条（同上）

2・3（同上）

（新設）

（総会についての民法及び会社法の準用）

第五十一条 民法第六十四条の規定は総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條、第八百三十八條並びに第八百四十六條の規定（これらの規定中監査役に関する部分を除く。）は総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「農住組合法第三十九条」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第七十六条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(新設)

(清算人の職務及び権限)

第七十六条の四 清算人の職務は、次のとおりとする。

(新設)

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができ。

(清算事務)

第七十七条 (略)

(清算事務)

第七十七条 (同上)

(債権の申出の催告等)

第七十七条の二 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

(新設)

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除

斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第七十七条の三 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の組合についての破産手続の開始)

第七十七条の四 清算中に組合の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の組合が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす

3 前項に規定する場合において、清算中の組合が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(新設)

(新設)

(残余財産の分配の制限)

第七十八条 (略)

(裁判所による監督)

第七十八条の二 組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(決算報告)

第七十九条 (略)

(清算終了の届出)

第七十九条の二 清算が終了したときは、清算人は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第七十九条の三 組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

第七十八条 (同上)

(新設)

第七十九条 (同上)

(新設)

(新設)

(不服申立ての制限)

第七十九条の四 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第七十九条の五 裁判所は、第七十六条の二の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(即時抗告)

第七十九条の六 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第八十条 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第七十九条の五中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(民法及び非訟事件手続法の準用等)

第八十条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「農住組合法第七十六条」と読み替えるものとする。

2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることがで

<p>第九十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、組合の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 第三十七条第二項又は第三十八条(これらの規定を第四十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。</p> <p>五～十一 (略)</p> <p>十二 第七十七条の二第一項又は第七十七条の四第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。</p> <p>十三 第七十七条の二第一項の期間内に債権者に弁済したとき。</p> <p>十四 第七十七条の四第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。</p> <p>十五 第七十八条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。</p> <p>2 (略)</p>	<p>きる。</p> <p>第九十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、組合の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一～三 (同上)</p> <p>四 第三十七条又は第三十八条(これらの規定を第四十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。</p> <p>五～十一 (同上)</p> <p>十二 第七十八条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。</p> <p>十三 第八十条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。</p> <p>十四 第八十条第一項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済したとき。</p> <p>十五 第八十条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。</p> <p>2 (同上)</p>
---	---

改正案	現行
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p>	<p>（民法の準用）</p>
<p>第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四条及び第七十八条の規定は、センターについて準用する。</p>	<p>第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規 定は、センターについて準用する。</p>
<p>（清算中のセンターの能力）</p>	<p>（新設）</p>
<p>第二十九条の二 解散したセンターは、清算の目的の範囲内において、その 清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（裁判所による清算人の選任）</p>	<p>（新設）</p>
<p>第三十条の二 前条第一項の規定により清算人となる者がいないとき、又は清 算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係 人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（清算人の解任）</p>	<p>（新設）</p>
<p>第三十条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検 察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（清算人の届出）</p>	<p>（新設）</p>

第三十条の四 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を主務大臣に届け出なければならない。

(新設)

(清算人の職務及び権限)

第三十条の五 清算人の職務は、次のとおりとする。

(新設)

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができ、

(債権の申出の催告等)

第三十条の六 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の

(新設)

公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十条の七 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に對してのみ、請求をすることができる。

(新設)

(清算中のセンターについての破産手続の開始)

第三十条の八 清算中にセンターの財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

(新設)

2 清算人は、清算中のセンターが破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算中のセンターが既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(裁判所による監督)

第三十一条の二 センターの解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

(新設)

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 センターの解散及び清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 主務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第三十一条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(新設)

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十一条の四 センターの解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(新設)

(不服申立ての制限)

第三十一条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(新設)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十一条の六 裁判所は、第三十条の二の規定により清算人を選任した場合には、センターが当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(新設)

(即時抗告)

第三十一条の七 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に

(新設)

対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第三十二条 裁判所は、センターの解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第三十一条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「センター及び検査役」と読み替えるものとする。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一七 (略)

八 第三十条の六第一項又は第三十条の八第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

九 第三十条の六第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第三十二条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十七条第二項(届出に関する部分に限る。)及び第七十八条から第八十二条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、センターの解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)第三十条第一項」と読み替えるものとする。

2 センターの解散及び清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 主務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一七 (同上)

八 第三十二条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

九 第三十二条第一項において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

十 第三十条の八第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十一 (略)

十 第三十二条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十一 (同上)

改正案	現行
<p>（指定試験機関の指定） 第四十三条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 主務大臣は、第一項の申請が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。</p> <p>二～四（略）</p>	<p>（指定試験機関の指定） 第四十三条の二（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 主務大臣は、第一項の申請が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。</p> <p>二～四（同上）</p>
<p>（指定講習機関の指定） 第四十三条の十八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 主務大臣は、第一項の申請が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定講習機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。</p> <p>二～四（略）</p>	<p>（指定講習機関の指定） 第四十三条の十八（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 主務大臣は、第一項の申請が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定講習機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が、民法第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。</p> <p>二～四（同上）</p>

特定都市鉄道整備促進特別措置法（昭和六十一年法律第四十二号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（指定法人） 第十四条 第六条第二項の規定による指定は、一般社団法人、一般財団法人 その他営利を目的としない法人であつて、次に掲げる業務を適切かつ確実 に行つことができる<u>と認められるものにつき</u>、その者の同意を得て行わな ければならない。 一～三 （略） 2～5 （略）</p>	<p>（指定法人） 第十四条 第六条第二項の規定による指定は、民法（明治二十九年法律第八 十九号）第三十四条の規定により設立された法人<u>その他営利を目的としな</u> <u>い法人</u>であつて、次に掲げる業務を適切かつ確実に行つことができる<u>と認</u> <u>められるものにつき</u>、その者の同意を得て行わなければならない。 一～三 （同上） 2～5 （同上）</p>

民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）

改正案	現行
<p>（民間都市開発推進機構の指定）</p> <p>第三条 国土交通大臣は、民間都市開発事業の推進を目的とする一般財団法人であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、民間都市開発推進機構（以下「機構」という。）として指定することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（借入金及び債券）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>7～9 （略）</p>	<p>（民間都市開発推進機構の指定）</p> <p>第三条 国土交通大臣は、民間都市開発事業の推進を目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の財団法人であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、民間都市開発推進機構（以下「機構」という。）として指定することができる。</p> <p>2～4 （同上）</p> <p>（借入金及び債券）</p> <p>第八条 （同上）</p> <p>2～5 （同上）</p> <p>6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>7～9 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（建設計画の作成等）</p> <p>第五条 関係府県知事は、基本方針に基づき、関係市町長、独立行政法人都市再生機構及び財団法人関西文化学術研究都市推進機構（昭和六十一年六月十九日に財団法人関西文化学術研究都市推進機構という名称で設立された法人をいう。）の意見を聴いて、当該府県の区域内の関西文化学術研究都市の地域について、関西文化学術研究都市の建設に関する計画（以下「建設計画」という。）を作成し、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（建設計画の作成等）</p> <p>第五条 関係府県知事は、基本方針に基づき、関係市町長、独立行政法人都市再生機構及び財団法人関西文化学術研究都市推進機構の意見を聴いて、当該府県の区域内の関西文化学術研究都市の地域について、関西文化学術研究都市の建設に関する計画（以下「建設計画」という。）を作成し、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。</p> <p>2 4 （同上）</p>

改正案

現行

（地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の指定等）

第三十八条 国土交通大臣は、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、運輸監理部及び運輸支局の管轄区域を勘案して国土交通大臣が定める区域（以下この章において単に「区域」という。）に一を限つて、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）として指定することができる。

2 （略）

（全国貨物自動車運送適正化事業実施機関の指定等）

第四十三条 国土交通大臣は、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「全国実施機関」という。）として指定することができる。

（指定の基準）

第四十七条（略）

（地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の指定等）

第三十八条 国土交通大臣は、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、運輸監理部及び運輸支局の管轄区域を勘案して国土交通大臣が定める区域（以下この章において単に「区域」という。）に一を限つて、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）として指定することができる。

2 （同上）

（全国貨物自動車運送適正化事業実施機関の指定等）

第四十三条 国土交通大臣は、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「全国実施機関」という。）として指定することができる。

（指定の基準）

第四十七条（同上）

<p>2 国土交通大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。</p> <p>二～四 (略)</p>	<p>2 国土交通大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 民法第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。</p> <p>二～四 (同上)</p>
---	--

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（支援事業実施機関の指定） 第八条 主務大臣は、計画活用行事等を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができる<u>と認められるものを</u>、その申請により、活用行事等支援事業実施機関（以下「支援事業実施機関」という。）として指定することができる。</p>	<p>（支援事業実施機関の指定） 第八条 主務大臣は、計画活用行事等を支援することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ<u>確実に</u>行うことができる<u>と認められるものを</u>、その申請により、活用行事等支援事業実施機関（以下「支援事業実施機関」という。）として指定することができる。</p>

<p>改正案</p>	<p>（整備計画の策定）</p> <p>第七条 関係府県知事は、基本方針に基づき、関係市町村長、財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構（平成三年十二月二十五日に財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構という名称で設立された法人をいう。以下「機構」という。）その他必要と認める学識経験のある者の意見を聴いて、当該府県の区域内の大阪湾臨海地域又は関連整備地域について大阪湾臨海地域又は関連整備地域の整備等に関する計画（以下「整備計画」という。）を作成し、国土交通大臣を通じて主務大臣に協議しその同意を求めることができる。</p> <p>2 6 （略）</p>
<p>現行</p>	<p>（整備計画の策定）</p> <p>第七条 関係府県知事は、基本方針に基づき、関係市町村長、財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構（以下「機構」という。）その他必要と認める学識経験のある者の意見を聴いて、当該府県の区域内の大阪湾臨海地域又は関連整備地域について大阪湾臨海地域又は関連整備地域の整備等に関する計画（以下「整備計画」という。）を作成し、国土交通大臣を通じて主務大臣に協議しその同意を求めることができる。</p> <p>2 6 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（不動産特定共同事業協会）</p> <p>第四十一条 その名称中に不動産特定共同事業協会という文字を用いる一般社団法人は、事業参加者の保護を図るとともに、不動産特定共同事業の健全な発展に資することを目的とし、かつ、不動産特定共同事業者を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。</p> <p>2 前項に規定する一般社団法人（以下この章において「協会」という。）は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～五（略）</p> <p>3 第一項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。</p> <p>4 協会は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>5（略）</p> <p>6 主務大臣は、協会に対して、不動産特定共同事業の適正な運営を確保し、又は不動産特定共同事業の健全な発展を図るため、必要な事項に関して報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告をすることができる。</p>	<p>（不動産特定共同事業協会）</p> <p>第四十一条 不動産特定共同事業者は、事業参加者の保護を図るとともに、不動産特定共同事業の健全な発展に資することを目的として、不動産特定共同事業者を会員とし、その名称中に不動産特定共同事業協会という文字を用いる民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人を設立することができる。</p> <p>2 前項に規定する法人（以下この章において「協会」という。）は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～五（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>3（同上）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（耐震改修支援センター）</p> <p>第十七条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、第十九条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。</p> <p>一～五（略）</p>	<p>（耐震改修支援センター）</p> <p>第十七条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的として民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であつて、第十九条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。</p> <p>一～五（同上）</p>

改正案	現行
<p>（高齢者居住支援センター）</p> <p>第七十八条 国土交通大臣は、高齢者の居住の安定の確保を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、第八十条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、高齢者居住支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。</p> <p>一～五（略）</p>	<p>（高齢者居住支援センター）</p> <p>第七十八条 国土交通大臣は、高齢者の居住の安定の確保を支援することを目的として民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、第八十条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、高齢者居住支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。</p> <p>一～五（同上）</p>

改正案	現行
<p>（役員に欠員を生じた場合の措置）</p> <p>第六十五条の二 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（第六十六条の六の仮理事を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</p> <p>（計画整備組合の業務の決定）</p> <p>第六十六条の二 計画整備組合の業務は、定款に特別の定めがある場合を除き、理事の過半数で決する。</p> <p>（計画整備組合の代表）</p> <p>第六十六条の三 理事は、計画整備組合のすべての業務について、計画整備組合を代表する。ただし、定款の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。</p> <p>（理事の代表権の制限）</p> <p>第六十六条の四 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。</p>	<p>（役員に欠員を生じた場合の措置）</p> <p>第六十五条の二 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（第七十五条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十六条の仮理事を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

(理事の代理行為の委任)

第六十六条の五 理事は、定款又は総会の決議によって禁止されていないと
きに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(新設)

(仮理事)

第六十六条の六 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損
害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求によ
り、仮理事を選任しなければならない。

(新設)

(監事の職務)

第六十六条の七 監事の職務は、次のとおりとする。

(新設)

一 計画整備組合の財産の状況を監査すること。

二 理事の職務の執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は職務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又
は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は都道府県知事に報
告をすること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(総会の招集)

(総会の招集)

第六十九条 (略)

第六十九条 (同上)

2 理事は、必要があると認めるときは、いつでも総会を招集することがで
きる。

(新設)

3 | (略)

4 | (略)

(役員改選の請求)

第七十四条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、これを総会の議に付さなければならぬ。この場合においては、第六十九条第三項及び第四項の規定を準用する。

5・6 (略)

(役員についての会社法等の準用)

第七十五条 会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百三十条の規定は理事及び監事について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第 号)第七十八条の規定は理事について、第六十六条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、会社法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と読み替えるものとする。

(総会の議事)

第七十九条 (略)

2 | (同上)

3 | (同上)

(役員改選の請求)

第七十四条 (同上)

2・3 (同上)

4 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、これを総会の議に付さなければならぬ。この場合においては、第六十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

5・6 (同上)

(役員についての民法等の準用)

第七十五条 会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百三十条の規定は理事及び監事について、民法第四十四条第一項、第五十二条第二項、第五十三条から第五十六条まで及び第六十一条第一項の規定は理事について、第六十六条及び同法第五十九条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、会社法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と、民法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官」とあるのは「都道府県知事は、利害関係人」と読み替えるものとする。

(総会の議事)

第七十九条 (同上)

2・3 (略)

4 総会においては、第七十条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

(総会についての会社法の準用)

第八十一条 会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定(これらの規定中監査役に関する部分を除く。)は、総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。

(清算中の計画整備組合の能力)

第一百一条の二 解散した計画整備組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(裁判所による清算人の選任)

第一百一条の二 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

2・3 (同上)

(新設)

(総会についての民法及び会社法の準用)

第八十一条 民法第六十四条の規定は総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定(これらの規定中監査役に関する部分を除く。)は総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第七十条」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(清算人の解任)

第百二条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは檢察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(新設)

(清算人の職務及び権限)

第百二条の四 清算人の職務は、次のとおりとする。

(新設)

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることが出来る。

(債権の申出の催告等)

第百三条の二 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の

(新設)

公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第百三条の三 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、計画整備組合の債務が完済された後また権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の計画整備組合についての破産手続の開始)

第百三条の四 清算中に計画整備組合の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の計画整備組合が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算中の計画整備組合が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(裁判所による監督)

第百三条の五 計画整備組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

3 計画整備組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算結了の届出)

第百三条の六 清算が結了したときは、清算人は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(新設)

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第百三条の七 計画整備組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、計画整備組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(新設)

(不服申立ての制限)

第百三条の八 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(新設)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第百三条の九 裁判所は、第百二条の二の規定により清算人を選任した場合には、計画整備組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(新設)

(即時抗告)

第百三十三条の十 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第百四条 裁判所は、計画整備組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第百三十三条の九中「清算人及び監事」とあるのは、「計画整備組合及び検査役」と読み替えるものとする。

(法人格)

第百三十三条 (略)

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、事業組合について準用する。

(新設)

(計画整備組合の解散及び清算についての民法及び非訟事件手続法の準用等)

第百四条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十条第五項及び第三十六条から第四十条までの規定は、計画整備組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百二条」と読み替えるものとする。

2 計画整備組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(法人格)

第百三十三条 (同上)

2 民法第四十四条第一項、第五十条、第五十四条及び第五十五条の規定は、事業組合について準用する。

(役員)

第四百八十八条 (略)

2 (略)

3 都市再開発法第二十四条から第二十八条まで(第二十七条第八項及び第九項を除く。)の規定は、事業組合の役員について準用する。この場合において、同法第二十七条第十項中「組合」とあるのは、「防災街区整備事業組合」と読み替えるものとする。

(議決権及び選挙権)

第二百五十六条 (略)

2 (略)

3 事業組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

4 7 (略)

(削る)

(事業組合の解散及び清算についての都市再開発法の準用)

第六百六十四条 都市再開発法第四十五条の二から第五十条までの規定は、事業組合の解散及び清算について準用する。

(役員)

第四百八十八条 (同上)

2 (同上)

3 都市再開発法第二十四条から第二十八条まで(第二十七条第七項及び第八項を除く。)の規定は、事業組合の役員について準用する。この場合において、同法第二十七条第九項中「組合」とあるのは、「防災街区整備事業組合」と読み替えるものとする。

(議決権及び選挙権)

第二百五十六条 (同上)

2 (同上)

(新設)

3 6 (同上)

7 民法第六十六条の規定は、組合員の議決権について準用する。

(事業組合の解散及び清算についての都市再開発法等の準用等)

第六百六十四条 都市再開発法第四十六条から第四十九条までの規定、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十条まで及び第八十二条の規定並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、事業組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第六百六十四条第一項において準

(防災街区整備推進機構の指定)

第二百八十九条 市町村長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができることを認められるものを、その申請により、防災街区整備推進機構(以下この節において「防災機構」という。)として指定することができる。

2~4 (略)

第三百七十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、計画整備組合の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一~三 (略)

四 第六十九条第三項又は第四項(これらの規定を第七十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

五~十二 (略)

十三 第三百三条の二第一項又は第三百三条の四第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十四 第三百三条の二第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

用する都市再開発法第四十六条」と読み替えるものとする。

2 事業組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べるることができる。

(防災街区整備推進機構の指定)

第二百八十九条 市町村長は、民法第三十四条の法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができることを認められるものを、その申請により、防災街区整備推進機構(以下この節において「防災機構」という。)として指定することができる。

2~4 (同上)

第三百七十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、計画整備組合の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一~三 (同上)

四 第六十九条第二項又は第三項(これらの規定を第七十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

五~十二 (同上)

十三 第四百四条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十四 第四百四条第一項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成九年法律第五十二号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">（指定等）</p> <p>第七条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる<u>と認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。</u></p> <p>2 4 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（指定等）</p> <p>第七条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に<u>行うことができる</u>と認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。</p> <p>2 4 （同上）</p>

改正案

現行

（地域観光振興事業構想の認定）

第六条 一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第一条第二項に規定する特定非営利活動法人その他地域観光振興事業の推進を図るのにふさわしい者として国土交通省令で定める者は、地域観光振興計画に記載された地域観光振興事業に関する総合的かつ基本的な構想（以下「地域観光振興事業構想」という。）を作成し、これを市町村に提出して、当該地域観光振興事業構想が適当である旨の認定を申請することができる。

2～4 （略）

（地域観光振興事業構想を作成しようとする者による地域観光振興計画の作成等の提案）

第十四条 一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他地域観光振興事業の推進を図るのにふさわしい者として国土交通省令で定める者であつて、地域観光振興事業構想を作成し、又は変更しようとするものは、国土交通省令で定めるところにより、市町村に対し、そのために必要な地域観光振興計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地域観光振興計画の素案を添えなければならない。

（地域観光振興事業構想の認定）

第六条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他地域観光振興事業の推進を図るのにふさわしい者として国土交通省令で定める者は、地域観光振興計画に記載された地域観光振興事業に関する総合的かつ基本的な構想（以下「地域観光振興事業構想」という。）を作成し、これを市町村に提出して、当該地域観光振興事業構想が適当である旨の認定を申請することができる。

2～4 （同上）

（地域観光振興事業構想を作成しようとする者による地域観光振興計画の作成等の提案）

第十四条 民法第三十四条の規定により設立された法人、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他地域観光振興事業の推進を図るのにふさわしい者として国土交通省令で定める者であつて、地域観光振興事業構想を作成し、又は変更しようとするものは、国土交通省令で定めるところにより、市町村に対し、そのために必要な地域観光振興計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地域観光振興計画の素案を添えなければならない。

<p>(試験事務の代行)</p> <p>第二十八条 都道府県知事は、国土交通省令で定めるところにより、<u>一般社団法人又は一般財団法人</u>であつて、<u>地域限定通訳案内士試験の実施に関する事務</u>(以下「試験事務」という。)を適正かつ確実に実施することができる<u>と認められるもの</u>として当該都道府県知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)(に、試験事務の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(試験事務の代行)</p> <p>第二十八条 都道府県知事は、国土交通省令で定めるところにより、<u>民法第三十四条の規定により設立された法人</u>であつて、<u>地域限定通訳案内士試験の実施に関する事務</u>(以下「試験事務」という。)を適正かつ確実に実施することができる<u>と認められるもの</u>として当該都道府県知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)(に、試験事務の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>2・3 (同上)</p>
---	--

改正案

現行

（指定住宅紛争処理機関の指定等）

（指定住宅紛争処理機関の指定等）

第六十六条 国土交通大臣は、弁護士会又は一般社団法人若しくは一般財団法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下この章において「紛争処理の業務」という。）を公正かつ適確に行うことができると認められるものを、その申請により、紛争処理の業務を行う者として指定することができる。

第六十六条 国土交通大臣は、弁護士会又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下この章において「紛争処理の業務」という。）を公正かつ適確に行うことができると認められるものを、その申請により、紛争処理の業務を行う者として指定することができる。

2～4 （略）

2～4 （同上）

（住宅紛争処理支援センター）

（住宅紛争処理支援センター）

第八十二条 国土交通大臣は、指定住宅紛争処理機関の行う紛争処理の業務の支援その他住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする一般財団法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下この節において「支援等の業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、住宅紛争処理支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

第八十二条 国土交通大臣は、指定住宅紛争処理機関の行う紛争処理の業務の支援その他住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図ることを目的として民法第三十四条の規定により設立された財団法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下この節において「支援等の業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、住宅紛争処理支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

一～五 （略）

一～五 （同上）

2・3 （略）

2・3 （同上）

<p>(住宅の新築工事の請負人の瑕疵担保責任の特例)</p> <p>第九十四条 住宅を新築する建設工事の請負契約(以下「住宅新築請負契約」という。)においては、請負人は、注文者に引き渡した時から十年間、住宅のうち構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるもの(次条において「住宅の構造耐力上主要な部分等」という。)の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。次条において同じ。)について、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百三十四条第一項及び第二項前段に規定する担保の責任を負う。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(住宅の新築工事の請負人の瑕疵担保責任の特例)</p> <p>第九十四条 住宅を新築する建設工事の請負契約(以下「住宅新築請負契約」という。)においては、請負人は、注文者に引き渡した時から十年間、住宅のうち構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるもの(次条において「住宅の構造耐力上主要な部分等」という。)の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。次条において同じ。)について、民法第六百三十四条第一項及び第二項前段に規定する担保の責任を負う。</p> <p>2・3 (同上)</p>
--	--

改正案	現行
<p>（指定試験機関の指定）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 国土交通大臣は、第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。</p> <p>二～五（略）</p> <p>（指定）</p> <p>第九十一条 国土交通大臣は、管理組合によるマンションの管理の適正化の推進に寄与することを目的とする一般財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「管理適正化業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、マンション管理適正化推進センター（以下「センター」という。）として指定することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（指定）</p>	<p>（指定試験機関の指定）</p> <p>第十一条（同上）</p> <p>2・3（同上）</p> <p>4 国土交通大臣は、第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。</p> <p>二～五（同上）</p> <p>（指定）</p> <p>第九十一条 国土交通大臣は、管理組合によるマンションの管理の適正化の推進に寄与することを目的として民法第三十四条の規定により設立された財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「管理適正化業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、マンション管理適正化推進センター（以下「センター」という。）として指定することができる。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>（指定）</p>

<p>第九十五条 国土交通大臣は、マンション管理業者の業務の改善向上を図ることを目的とし、かつ、マンション管理業者を社員とする一般社団法人であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができること認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行う者として指定することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第九十五条 国土交通大臣は、マンション管理業者の業務の改善向上を図ることを目的とし、かつ、マンション管理業者を社員とする民法第三十四条の規定により設立された社団法人であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができること認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行う者として指定することができる。</p> <p>2・3 (同上)</p>
--	---

改正案	現行
<p>第四十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項第三号及び第四号に掲げる事項には、市町村が実施する事業又は事務（以下この節及び次節において「事業等」という。）に係るものを記載するほか、必要に応じ、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が実施する事業等（市町村が当該事業等に要する経費の一部を負担してその推進を図るものに限る。）に係るものを記載することができる。</p> <p>4～11（略）</p>	<p>第四十六条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 前項第三号及び第四号に掲げる事項には、市町村が実施する事業又は事務（以下この節及び次節において「事業等」という。）に係るものを記載するほか、必要に応じ、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が実施する事業等（市町村が当該事業等に要する経費の一部を負担してその推進を図るものに限る。）に係るものを記載することができる。</p> <p>4～11（同上）</p>

改正案	現行
<p>（法人格） 第六条（略）</p>	<p>（法人格） 第六条（同上）</p>
<p>2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）<u>第四条及び第七十八条の規定は、組合について準用する。</u></p>	<p>2 民法（明治二十九年法律第八十九号）<u>第四十四条第一項、第五十条、第 五十四条及び第五十五条の規定は、組合について準用する。</u></p>
<p>（役員職務） 第二十四条（略）</p>	<p>（役員職務） 第二十四条（同上）</p>
<p>2（略）</p>	<p>2（同上）</p>
<p>3 監事の職務は、次のとおりとする。</p>	
<p>一 組合の財産の状況を監査すること。</p>	
<p>二 理事長及び理事の業務の執行の状況を監査すること。</p>	
<p>三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又 <u>は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は都道府県知事に報 告をすること。</u></p>	
<p>四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。</p>	
<p>4～8（略）</p>	<p>3～7（同上）</p>
<p>（削る）</p>	<p>8 民法第五十九条の規定は、組合の監事の職務について準用する。</p>
<p>（理事長の代表権の制限）</p>	

第二十四条の二 理事長の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(理事長の代理行為の委任)

第二十四条の三 理事長は、定款又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(議決権及び選挙権)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

4 第二項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第二十九条第一項(第三十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、出席者とみなす。

5 6 (略)

(削る)

(清算中の組合の能力)

第三十八条の二 解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(裁判所による清算人の選任)

(新設)

(新設)

(議決権及び選挙権)

第三十二条 (同上)

2 (同上)

(新設)

3 前項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、第二十九条第一項(第三十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、出席者とみなす。

4 5 (同上)

6 民法第六十六条の規定は、組合員の議決権について準用する。

(新設)

第三十九条の二 前条の規定により清算人となる者がなく、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(新設)

(清算人の解任)

第三十九条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(新設)

(清算人の職務及び権限)

第三十九条の四 清算人の職務は、次のとおりとする。

(新設)

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第四十条の二 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の

(新設)

公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れてい

る債権者を除斥することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならぬ。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第四十条の三 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(裁判所による監督)

第四十一条の二 組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができぬ。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第四十二条の二 組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(新設)

(新設)

(新設)

(不服申立ての制限)

第四十二条の三 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第四十二条の四 裁判所は、第三十九条の二の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(即時抗告)

第四十二条の五 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第四十二条 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第四十二条の四中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(民法及び非訟事件手続法の準用等)

第四十三条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十条まで及び第八十二条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律第三十九条」と読み替えるものとする。

2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

<p>(先取特権)</p> <p>第八十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の先取特権は、不動産工事の先取特権とみなし、前項本文の規定に従ってした登記は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三百三十八条第一項前段の規定に従ってした登記とみなす。</p> <p>第三百三十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした組合の理事、監事又は清算人を、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第二十四条第八項の規定に違反して監事が理事又は組合の職員と兼ねたとき。</p> <p>三 十 (略)</p>	<p>3 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができ。</p> <p>(先取特権)</p> <p>第八十八条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 第一項の先取特権は、不動産工事の先取特権とみなし、前項本文の規定に従ってした登記は、民法第三百三十八条第一項前段の規定に従ってした登記とみなす。</p> <p>第三百三十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした組合の理事、監事又は清算人を、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 第二十四条第七項の規定に違反して監事が理事又は組合の職員と兼ねたとき。</p> <p>三 十 (同上)</p>
--	---

改正案	現行
<p>(住民等による提案)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものとして景観行政団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(指定)</p> <p>第九十二条 景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、景観整備機構（以下「機構」という。）として指定することができる。</p> <p>2、4 (略)</p>	<p>(住民等による提案)</p> <p>第十一条 (同上)</p> <p>2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人又はこれらに準ずるものとして景観行政団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。</p> <p>3 (同上)</p> <p>(指定)</p> <p>第九十二条 景観行政団体の長は、民法第三十四条の法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、景観整備機構（以下「機構」という。）として指定することができる。</p> <p>2、4 (同上)</p>

改正案	現行
<p>（速達性向上事業の実施の要請）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 交通環境の改善に資する事業を行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人若しくはこれらの法人に準ずる団体又は鉄道事業者等は、地方公共団体に対して、第一項の規定による要請をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る速達性向上事業に関する計画の素案を作成して、これを提示しなければならぬ。</p> <p>4（略）</p> <p>（協議会）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2、4（略）</p> <p>5 第一項の規定により協議会を組織する同意都道府県は、必要があると認めるときは、第二項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。</p> <p>一（略）</p>	<p>（速達性向上事業の実施の要請）</p> <p>第十一条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 交通環境の改善に資する事業を行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条に規定する法人若しくはこれらの法人に準ずる団体又は鉄道事業者等は、地方公共団体に対して、第一項の規定による要請をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る速達性向上事業に関する計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。</p> <p>4（同上）</p> <p>（協議会）</p> <p>第十三条（同上）</p> <p>2、4（同上）</p> <p>5 第一項の規定により協議会を組織する同意都道府県は、必要があると認めるときは、第二項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。</p> <p>一（同上）</p>

二 交通環境の改善に資する事業を行う特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらの法人に準ずる団体

三 五 (略)

6 8 (略)

二 交通環境の改善に資する事業を行う特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは民法第三十四条に規定する法人又はこれらの法人に準ずる団体

三 五 (同上)

6 8 (同上)

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）

改正案	現行
<p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項第二号及び第三号に掲げる事項には、当該地域住宅計画を作成する地方公共団体が実施する事業又は事務（以下「事業等」という。）に係るものを記載するほか、必要に応じ、機構、公社又は地域における良好な居住環境の形成を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人若しくはこれらに準ずる者として国土交通省令で定めるもの（以下「機構等」という。）が実施する事業等（当該地方公共団体が当該事業等に要する費用の一部を負担してその推進を図るものに限る。）に係るものを記載することができる。</p> <p>4～9（略）</p>	<p>第六条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 前項第二号及び第三号に掲げる事項には、当該地域住宅計画を作成する地方公共団体が実施する事業又は事務（以下「事業等」という。）に係るものを記載するほか、必要に応じ、機構、公社又は地域における良好な居住環境の形成を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条に規定する法人若しくはこれらに準ずる者として国土交通省令で定めるもの（以下「機構等」という。）が実施する事業等（当該地方公共団体が当該事業等に要する費用の一部を負担してその推進を図るものに限る。）に係るものを記載することができる。</p> <p>4～9（同上）</p>

改正案	現行
<p>（指定）</p> <p>第三十七条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、国立公園又は国定公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他環境省令で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。</p> <p>2）4（略）</p>	<p>（指定）</p> <p>第三十七条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、国立公園又は国定公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他環境省令で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。</p> <p>2）4（同上）</p>

改正案	現行
<p>(指定)</p> <p>第十三条の二 環境大臣は、<u>一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる</u>と認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、<u>情報処理センターとして指定</u>することができる。</p> <p>2 4 (略)</p> <p>(指定)</p> <p>第十三条の十二 環境大臣は、事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動を推進することを目的とする<u>一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる</u>と認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、<u>産業廃棄物適正処理推進センター</u>（以下「適正処理推進センター」という。）として指定することができる。</p>	<p>(指定)</p> <p>第十三条の二 環境大臣は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、<u>情報処理センターとして指定</u>することができる。</p> <p>2 4 (同上)</p> <p>(指定)</p> <p>第十三条の十二 環境大臣は、事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動を推進することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる</p> <p>と認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、<u>産業廃棄物適正処理推進センター</u>（以下「適正処理推進センター」という。）として指定することができる。</p>

改正案	現行
<p>（臭気指数等に係る測定の業務に従事する者に係る試験等） 第十三条（略）</p> <p>2 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指定する者（以下「指定機関」という。）に、前項の試験及び適性検査の実施に関する事務（以下「試験検査事務」という。）を行わせることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>3～6（略）</p> <p>7 環境大臣は、指定機関が一般社団法人又は一般財団法人でなくなつたときは、その指定を取り消さなければならない。</p> <p>8・9（略）</p>	<p>（臭気指数等に係る測定業務に従事する者に係る試験等） 第十三条（略）</p> <p>2 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指定する者（以下「指定機関」という。）に、前項の試験及び適性検査の実施に関する事務（以下「試験検査事務」という。）を行わせることができる。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>3～6（同上）</p> <p>7 環境大臣は、指定機関が民法第三十四条の規定により設立された法人でなくなつたときは、その指定を取り消さなければならない。</p> <p>8・9（同上）</p>

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）

<p>改正案</p>	<p>（協議会） 第三十九条 都道府県等、動物の愛護を目的とする一般社団法人又は一般財団法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。</p>
<p>現行</p>	<p>（協議会） 第三十九条 都道府県等、動物の愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。</p>

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（指定等）</p> <p>第十六条 環境大臣は、特定施設の整備に必要な資金の融通の円滑化その他の産業廃棄物の処理に係る事業の振興措置等を推進することにより産業廃棄物の適正な処理の確保に資することを目的とする一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、産業廃棄物処理事業振興財団（以下「振興財団」という。）として指定することができる。</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（指定等）</p> <p>第十六条 環境大臣は、特定施設の整備に必要な資金の融通の円滑化その他の産業廃棄物の処理に係る事業の振興措置等を推進することにより産業廃棄物の適正な処理の確保に資することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、産業廃棄物処理事業振興財団（以下「振興財団」という。）として指定することができる。</p> <p>2 4 （同上）</p>

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（指定等）</p> <p>第二十一条 主務大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「再商品化業務」という。）を適正かつ確実に行うことができる<u>と認められるものを、その申請により、再商品化業務を行う者</u>（以下「指定法人」という。）として指定することができる。</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（指定等）</p> <p>第二十一条 主務大臣は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人であつて、次条に規定する業務（以下「再商品化業務」という。）を適正かつ確実に行つことができる<u>と認められるものを、その申請により、再商品化業務を行う者</u>（以下「指定法人」という。）として指定することができる。</p> <p>2 4 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（都道府県地球温暖化防止活動推進センター）</p> <p>第二十四条 都道府県知事は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができる^一と認められるものを、その申請により、都道府県に^一を限つて、都道府県地球温暖化防止活動推進センター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>（全国地球温暖化防止活動推進センター）</p> <p>第二十五条 環境大臣は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができる^一と認められるものを、その申請により、全国に^一を限つて、全国地球温暖化防止活動推進センター（以下「全国センター」という。）として指定することができる。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（都道府県地球温暖化防止活動推進センター）</p> <p>第二十四条 都道府県知事は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができる^一と認められるものを、その申請により、都道府県に^一を限つて、都道府県地球温暖化防止活動推進センター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。</p> <p>2～6 （同上）</p> <p>（全国地球温暖化防止活動推進センター）</p> <p>第二十五条 環境大臣は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができる^一と認められるものを、その申請により、全国に^一を限つて、全国地球温暖化防止活動推進センター（以下「全国センター」という。）として指定することができる。</p> <p>2～4 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（指定）</p> <p>第二十条 環境大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、支援業務を行う者として指定することができる。</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（指定）</p> <p>第二十条 環境大臣は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、支援業務を行う者として指定することができる。</p> <p>2 4 （同上）</p>